

午前 11 時 38 分 開議

議長（成田政彦君） おはようございます。本会議開会がおくれましたことをおわび申し上げます。

ただいまから平成 15 年第 3 回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、23 番 藪野 勤議員からは遅参の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 15 番 堀口武視君、16 番 島原正嗣君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、前回の議事を継続し、報告第 1 号 専決処分の承認を求めるについて（平成 15 年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第 2 号））を議題とし、質疑を続行いたしますが、その前に、質疑に入る前に大森議員の発言を許可いたします。

〔島原正嗣君「議事進行」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） 島原議員。

16 番（島原正嗣君） 議事進行について、金曜日からきょう午前中、もう 12 時近いんですが、休会したままと、こういうことになってるんですが、もう少し決められた日程できちっと消化するようにしないと、きょうもこれあんだ、昼まで 20 分ほどしかないんですよ。あと残ってる議案からしたら、会期延長するか、あるいは 12 時まで残業するか、どちらかなんですけども、もう少し議運の日程に沿ってきちっとした運営をやってほしいと。

我々、議長を出した方ですから余り無理は言いませんけれども、市民から見て休憩、休憩、休憩、休憩というて、そないに汗をかくほどの議論もしてないのに、みっともないことやめときましようや。もっと議論があれば議場の中できちっと議論が展開できるような運営をひとつ頼んできますよ。

議長（成田政彦君） まことにありがとうございます。そのようにしたいと思いますので。

質疑に入る前に、大森議員の発言を許可いたします。大森議員。

4 番（大森和夫君） 議長より発言の許可を得ましたので、この際、過日、26 日の報告第 1 号の議案審議に当たり、私の質疑の発言にあって、巴里議員より、私の発言内容で議会全体に対する問題であるため、その部分について精査し、問題の解決を図るべしとのことでありましたが、私の意図する発言があいまいだったため、その点、不本意でありました。私の意図する内容は、議会全体ではなく私たち共産党議員団の思いであったということでありましたので、御了承ください。

議長（成田政彦君） 報告第 1 号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。 北出議員。 12 番（北出寧啓君） 松本議員が前回、金曜日に質問されて、それとの関連も含めて質問させていただきたいと思います。

イオンの出店に伴って、大店立地法の枠組みで市町村がどのような形でその法の枠組みに基づいて街づくりを行うのかということで、とりわけ大店立地法の場合は生活環境ということが基本になっておりますので、当然、小売業に加えて消費者、住民という大きな枠組みの中で、そのコミュニティの枠でその生活環境をどうするかということが特に基礎自治体には求められてると思うんですね。

大枠は都道府県との許認可問題になると思うんですけども、基礎自治体レベルではその街づくりとの絡みで生活環境をどうするか。具体的に言えば、今、交通渋滞、それから駐車場等の問題に特化される傾向はあると思います。その点につきまして、市の今後の来年秋のオープンを前にどのような生活環境、特に交通環境を整備していくのかということの御説明を求めたいと思います。

信達樽井線に関しましては、都市計画道路ということで基本があるわけですが、同時に大型スーパー、小売店業が出てきた場合の交通対策ということでも位置づけられると思います。その限りにおいて泉南市は、当面の予算執行等は信達樽井線というふうに限定されております。

ところが、イオンからの発表を見ますと、年間 1,200 万人の集客を予定しているということでありまして、それを 1 日換算しますと約 3 万人ということになります。これはあくまで平均値であ

りまして、そうすると土・日等はやっぱりその2倍ないし3倍になるのではないかというふうに考えられます。そうすると、少なくとも6万からそれ以上の、特にオープン時には10万を超えるのではないかと。この年間1,200万ということ基準にして考えた場合でございますが。

そうしますと、1日に10万人近くの集客があった場合にどれぐらいの車両が進入してくるのかということが、当面の限られたデータの中でも大きな問題として立ちはだかっております。当然、行政当局はこれに対する対策も勘案しなけりゃいけないわけでありまして、それに伴って同時にイオン等いわゆる地域環境整備にかかわってコミュニティに対する説明会等も行わなきゃならないんじゃないかと。当然、それに伴い基礎自治体もそういうことをしなければならぬではないかというふうに考えます。この点をどう考えていらっしゃるのかの御説明を求めたいと思います。

そして、具体的に申し上げますと、市長はイオン誘致に伴う府との交渉の中で、砂川駅前の府道あるいはバイパス道路、それから菟砥橋から5号踏切等の拡幅という3つの項目について提案されておりました。これをやるというふうなことでお聞きいたしました。それを含めまして、どの程度の期間で考えていらっしゃるのか。やるといっても、5年、10年先の話ではとんでもない状況が発生すると思います。

信達樽井線にしても、一応答弁では18年、おくれてくれば19年になるかなと思います。そうすると、イオンオープンは来年の秋ですから、それまでの間の交通渋滞というのは、もう想像を絶するようなものになるのではないかというふうに懸念しております。そこをどう考えていらっしゃるのか。

そして、続いてバイパス道路　市長がおっしゃった3条件というのは府の予算で執行されていきます。その場合に、バイパス道路は大里川の水門のどこまでということでございますから、それからの泉南市道の整備というのが、当然今からもう実施計画、予算執行等を含めてやっていただかなければ、単なる構想という段階でとどまっておれば、もうこれ4年も5年も恐らく　信達樽井

線の計画決定事項でも18年ないし19年ということですから、この辺の道路整備をきちっとしていただかなければ、やっぱりどうしてももうひどい交通渋滞は避けられないと。その点をどういうふうに考えていらっしゃるのか、お答え願いたいと思います。

交通環境に限定してお尋ねいたしますが、ちょっと包括的に申し上げましたので、個々の問題、各担当部門からお答え願いたいと思います。  
議長（成田政彦君）　梶本市民生活環境部長。  
市民生活環境部長（梶本敏秀君）　ただいまの北出議員の御質問のうち、私の方からは大店立地法に基づきます交通渋滞等の対応ということでございます。

大規模小売店舗、この法律に絡みまして、こういう店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針というものが大店立地法のかなめになっておりました、そういう指針がございます。その中の1項目としまして、経路の設定ということで設けられております。この中では、その大規模小売店舗へ向かう車とか顧客とか業者の方がその施設に到達するまでの経路を合理的に下さいというふうな指針が出ております。

具体的には、駐車場までに入る経路をスムーズに流れるようにとか、そのための右折レーンとか左折レーンですね、こういうふうなものを設けなさいとか、それとか交通整理員を整備しなさい、それとか設置者の方はバスの公共施設、この辺のところも考えなさい、このような概論的な形で大規模店舗立地法の中ではその交通環境に関することですね、その辺は定められているということでございます。

あと、議員御指摘の細かな台数どうのこうのというのは、現在、交通協議とか警察との協議とか、そのような中で進められているものというふうに理解しております。

以上でございます。  
議長（成田政彦君）　山野都市整備部長。  
都市整備部長（山野良太郎君）　イオンに関連いたしまして、交通渋滞等どうなるかというような御質問でございました。

現在、私どもが進めておるところ、信達

樽井線の整備ということで、御指摘のように18年中に何とかというふうに努力をいたしたいというふうに考えておるところでございます。

また、砂川駅前あるいは菟砥橋から樽井5号踏切、これについては府の方と協議をして、できるだけ早く実現するようというところで努力をするということでございますけれども、現在、要綱協議ということの事前協議ということで、事前協議をやっておるところでございます。その中にはまた警察協議等もございますので、今後の協議の中で対応というものが決まってくるということでございます。

いずれにいたしましても、開店当初、相当な混雑が予想されるということでございますから、できるだけスムーズにこれがはけるというふうに我々も努力をせないかんというふうに考えているところでございます。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 交通関係でこの前イオンに行ったときにいろいろ話をさせていただいた中で、先般お配りしたメモにもあると思いますけれども、公共交通機関ということで、バスについて今バス会社と交渉中というふうに聞いております。2系統ぐらいの路線バスということで考えておられるということが1点。

それと、お客さん用の駐車場と従業員用駐車場とを完全分離といいますか、当然分離して設置あるいは借り上げというような形で考えているということ。

それと、特にオープン時については大変混雑するというところで、どこでも大体2段階オープンというのをやっておられるようです。まず、地元周辺の方々に対してのオープン、それからすべてといいますか、一般のオープンという、そういう形で、当初の非常に混雑するであろうオープン時の対応については、そういう2段階オープンという形でやっているというふうにもお聞きをいたしております。

いずれにいたしましても、今あそこの泉佐野のモールが大体年間四、五百万人来られております。アウトレットがですね。その倍以上ということになるかというふうに思いますので、特に交通

対策について、今警察とかなり長期にわたって協議をされておられるということでございますんで、それによってあの周辺の部分についてはできるかというふうに思います。

しかし、周辺全体となりますと、議員御指摘ありましたように、我々でやるべきところと、それから府道に関連するところが多いんですけども、そこを今、先般来から具体的に詰めております。したがって、もうすぐそのあたりある程度具体化できるんじゃないかというふうに考えております。

それと、御指摘ありました清掃工場周辺の市道の整備についても、大阪府のりんくうタウンのところから内陸部へ入ってくるわけでございますけれども、そこが狭いということで御指摘を受けておりますので、大里川に沿った道路についても一定の整備をしなければいけないということで、我々の方でも計画をいたしておるところでございます。

まだちょっと予算措置までは至っておりませんが、どのような形の拡幅が可能かということの検討を今いたしてるところでございます。

議長（成田政彦君） 北出議員。

12番（北出寧啓君） できましたら、二、三年の枠組みで一定の交通環境整備をやっていただきたいと思います。

それで、今、警察との協議云々ということが、何人かの議員の御質問に対してもそういう答弁ございましたけれども、私、最初質問させていただいたのは、地域コミュニティとして考えた場合に、やっぱりその説明とか、イオンの説明会もあるんじゃないんか、地域に対してですね。それで、基礎自治体としてやっぱりその辺の環境整備でコミュニティに対する説明とか、その辺をどうしてもらうのかということで、例えばこの間も、1年ほど前にあそこの府道を岸和田土木事務所が調査に入ってるわけですね、車両台数。もうこれはとんでもない数値であるということで、そこからイオン関係なく当然拡幅しなきゃならないというふうなことでございます。

市長もいろいろ協力していただいておりますが、5号踏切はもう10年ぐらい前からの懸案事項で、今やっと3メートル拡幅が南海電鉄の交渉でだめなんで、両幅2メートルの拡幅で買収に入るとい

う段階までできております。これはもう10年余りの経過の中で、今回のイオン誘致に伴う交通環境対策ということとはちょっと別個のもんだと私は考えております。

それを含めて、大卒の対策、市長やっていただくということで期待しておりますけれども、その辺、府というか、警察とイオンとの協議待ち云々ということじゃなくて、基礎自治体としてどこまで数値を把握してどういう計画をしなきゃならないかというのは、当然並行してやっていかなきゃならないもんだと思うんですね。だから、ちょっと答弁の仕方に非常に僕、問題があると思うんですけど、その辺ちょっと改めてお答え願いたいと思います。

例えば、府の調査ではこんだけだと、将来予測値を想定したらこうなるだろう、それぐらいは警察との協議を待たないでも基礎自治体でやるべき問題だと思いますし、そうすると対策はどうなのかというふうなことになってくると思います。

大卒の枠組みは市長が答弁されたんで結構なんでございますけれども、やっぱり担当部局といたしましては、もっと数値を含めた具体的な枠組みを計画していただかないと、すべて待てるということであれば、もうイオンは来年の秋ですし、当然予測される交通渋滞というのは数年継続すると、もうとんでもないことになると思うんですね、18年までは、16年、17年、18年、下手したら19年まで、この3年ぐらいの規模というのは、もうひどい交通渋滞が続くと思いますので、それはもっと責任持って具体的なところで情報収集、施策実施までやっぱりある程度の把握をしておいていただかなきゃ困ると思います。改めて担当原課の答弁を願いたいと思います。コミュニティの問題、ちょっと説明願います。

議長（成田政彦君） 和田都市計画課長。

都市整備部都市計画課長（和田隆彰君） まず、地域の話、コミュニティ云々の話なんですけど、まず9月の8日の日に事前協議という形で出されまして、それを受け付けております。指導内容につきましてはまだ返事はいたしてありませんが、それにつきましては開発等審議会において現在検討、もんでいただいている間でございます。

あと、地域の説明等につきましては、りんくうタウンの中で開発されている部分につきましては、内陸部の岡田、樽井、それからちょっと部分的には外れますが、鳴滝と、この地区を考えておるところですが、現在りんくうタウンにつきましては、岡田、それから樽井、男里については今までお話に行っていたいておりますので、今回、樽井、岡田になるかなと考えております。

それと、あと指導内容につきましては、先ほどお答えしておりますとおり、警察協議に基づきなさいという指導がなされます。現在、交通量云々、その台数ということにつきましては、その受け付けの中には資料としては入っておりません。今後、回答を返すときにどれだけの形の警察協議を持っていくんやということですか、その辺資料を取り寄せまして、事前にリアルタイムでわかるようにいたします。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） 先ほどの御質問の地域への説明会という形でちょっとお答えさせていただきますと、大店立地法の中では説明会を開催しなければならないという形になっております。これにつきましては、届け出内容の周知のための説明会、この中で先ほど言いました生活環境に与える影響、この辺のところが出てまいりますので、それらが大阪府へ届け出され、その内容をもとにした説明会を開催するというふうな形になっております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 北出議員。

12番（北出寧啓君） だから、いつの時期にどんなふうにするかというのは、できたらスケジュールがあればお示し願いたいわけですけども、何度も申し上げましたように、大店立地法の観点というのは、自由競争の中で、あとは地域住民等の生活環境対策をどうするかというふうに大きく変化したと思うわけですね。

今までの議論、商店との議論がありましたけれども、やっぱりもう1つ踏み込んで、来年オープンということを踏まえて、消費者並びに住民というところからどういう枠組みで考えていくのかと

いうことをまた1つの軸として入れていただきたいと思います。

それで、この大店立地法の枠組みで限定されていませんけれども、だからイオンがどの辺、半径どれぐらいの枠で責任をとろうとしているのか。そして、その場合に、それは非常に不明瞭だと思っただけですけれども、そうすると当然、基礎自治体ももっとさらに周辺、交通環境を中心とした生活環境整備をどうするかというのは、当然、基礎自治体の義務になるかと思うんです。その辺はどんなふうな連携で今後されていこうとされてるのか。

例えば、イオンはこの辺までだよと、そしたらそのほかは府、市が連携しながらどうするんだよというふうな話になると思うんで、まだそういうことは全く考えてられないのかわかりませんが、その辺いかがか、御説明願いたいと思います。

だから、まだ今の御説明ではどうやるという具体的な枠組みが全然見えてないわけで、これからデータも収集するという事なんですけれども、一番申し上げたいことは、もう来年オープンで、二年交通渋滞が当然続くわけですから、もっと緊急性を持って対策を、情報収集、基本的な消費者対策、住民対策をやっていただかなければ、とんでもない混乱を来すということの観点からより強くお願い申し上げてるわけでございまして、その点改めて補足することがあれば御答弁ください。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） 私、お答えさせていただくのは、皆、大店法の絡みの分野からお答えさせていただきますと、その中で周辺の市民の生活環境ということでございますけれども、この中で指導されてる部分といいますのは、やはり先ほどありましたような交通渋滞、駐車場を整備するという事です。これによって交通渋滞を配慮しましょうという話とか、あと騒音がございまして、騒音は、あくまでもイオンから発生する騒音を周辺の方の生活環境の悪化防止を含めましょう。ですから、今回イオンモールの出店でそこにショッピングセンターができます。そこから出る騒音について対応いたしましょうということも書かれております。

それから廃棄物、これらについても適正な形で処理しましょうというふうなことが大規模小売店舗立地法、これの中の方針がこういうようなことで、今言ったような項目について適正にするようにということで述べられているということです。

以上です。（北出寧啓君「一般論は皆わかっているわけですよ」と呼ぶ）大店法の絡みからの答弁はそういうことでございます。よろしく申し上げます。

議長（成田政彦君） 和田都市画課長。

都市整備部都市計画課長（和田隆彰君） 今回のイオンの開発の関係ですけれども、現在、大阪府の開発不要という形で、大阪府が開発するという事で開発不要という形でなされてる中で、泉南市の指導要綱に基づきましてその内容を遵守するように、それから地区につきましては先ほど申し上げましたとおり、地元区、これは今どこという限定はできませんけれども、先ほど申し上げました地区につきまして御説明に上がるようにと。それから、今考えておりますのは、南海線以南の海側の方々にも御説明が届くようにということを考えております。

それから、関係機関につきましては、もちろんそれぞれの協議をするようにということを指導しようと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（成田政彦君） 質疑の途中ですが、1時15分まで休憩します。

午後0時 8分 休憩

午後1時18分 再開

議長（成田政彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第1号に対する質疑を続行いたします。質疑はありませんか。和気議員。

19番（和気 豊君） ずっと質疑のやりとりを聞かしていただきまして、何点か合点がいかない点があります。それをそのままにしておくのも気が許しませんので、あえて質問をさせていただきます、こういうように思います。

まず、今回5億6,300万を超す事業費が新たに補正で出ているわけですが、それを専決された。そのことは置いときまして、この財政への影

響なんです。ずっと論議の中で出ておること例えば、これは今回の議会だけではなくて、これまでの議会も含めてやはり3点ぐらい問題があるんじゃないかなというふうに思います。

1つは、利息レートの問題ですね。これをどのように考え、財政への影響ということでつかんでおられ、そしてこれをどういうふうに今後の財政運営に反映されていくのかと、こういうことがまだしっかりしていない。

答弁ではあくまでも予測なんだからと、こういうことで言われてるんですが、しかし今、泉南市の財政事情を見る限りにおいては、予測だというふうに、開き直ると言うとき少し言葉に語弊があるかもわかりませんが、そういうことを言えるような状態ではない。1,000万、2,000万、この金さえ自主財源の場合には非常に重要視しなければならない。

大阪府から5,800万の利息を軽減してもらうのに、どれほど議会でも論議をしていったか。あのことから見れば、やはりこの辺はシビアに明らかにしていただく必要があるんじゃないかということで、これは空港担当次長の方からの答弁ではなくて、むしろ財政部局、税務の方からもひとつ明らかにしてほしいと、こういうふうに思うんです。

税務の方は、あとオープンの日時が二転三転してきているわけですね。これによってのいわゆる税収の影響ですね、これなんかは特に税務の方からも明らかにしていただきたいと、こういうふうに思います。

中には、最初は3月、それから9月、それから12月、それから12月から1月というふうな話も答弁の中では出てきているわけですね。最終1月にオープンする場合に、オープンは建設の完工の日にちによってかなり税源に影響が出てくるんじゃないかというふうに思うんですね。その辺も。

それから、これは懸案の事項にもなってることなんですが、建物や償却資産の固定資産税ですね。建物の固定資産税、それから償却資産税ですね。これがよその実態でいえば、当初1億だったのがもう二、三年で7,000万になってるといふ、これはもうお調べいただいていると思いますからあえ

て言いませんが、そういう実態もあるわけですね。その辺の税収減はどうなってるのかと。

減価償却がどんどん進んでいけば、当然いわゆる固定資産税の評価が下がってきて税源が減ってくると。これはもう理の当然ですから、ひとつその辺の3点の影響。ちゃんと入ってくるものは入ってくるのかということと、それから利息でどれだけの持ち出しになるのか。その辺はひとつ明らかにしていただきたい。

それとの関連で、これもまだやっぱり私、納得いかないんですが、例の覚書ですよね。覚書で例の特段の配慮の項なんです、赤字再建団体になるようなときの財政支援、これが特段の配慮の中に入っているんだと。しかし、その頭に貸し付けなどという言葉が入っているわけですね。だから、貸し付けの金利を軽減してもらおうとか、そういうことの範囲にとどまらずに、いわゆる補助、こういう言葉も神田助役の答弁の中へ出てきているわけですから、その補助という、その補助の意味合いですね。これを明らかにしていただきたい。

そして、この点については、本当に補助だということであれば、その点で後年度、30年も先あるわけですから、だれが見てもこの覚書はこうなんだと、一目瞭然、大阪府に詰めがきくような文書としてやっぱり交わすべきではないかと、こういうふうに思うんですが、その点も改めてお聞かせをいただきたいと、こういうふうに思います。

それから、今回から15、16、17、18と4年間で65億という膨大な投資をしていくわけですが、この投資に見合っただけで本当にこのことによって地元経済が好転する。確かに道路はできます。しかし、一方地元経済や、それからやはりこれほど大変な懸念と不安をお示しになっておられます地元小売店舗、これはどことも影響を受けているわけですから、その辺の当然過ぎるほど当然な不安や疑問にどうこたえていくのか、この辺の影響についてお示しをいただきたい。

ちなみに、3回という制約のある中での質問ですので、一気にお伺いしたいと思うんですが、ある学者の説によりますと、例えば100万円の売り上げが地元商店に落ちた場合、それからどこか遠隔の地に本社がある、そういう大型量販店に落

ちた場合、この影響について、かなり科学的な分析をもとに結果を出しておられるんですが、地元商店の場合は仕入れから営業経費、それからその売り上げの中から生活費も出ていくわけですが、そういうものなどで大体1週間で売り上げのお金は次に回ると、こういうふうに言われてるんですね。だから月4回、年に直せば48回と。半分ぐらいは地元にはこれは低く見ての話なんです、半分は地元で還元されるだろうということで、2,400万の地元還元があると。

ところが、大手のそういう量販店の場合は5%ぐらいの反映しか地元がないということで、回転数は1週間4回、年48回ということで計算できるわけですが、100万単位に直しますと大体120万ぐらいと。20対1というふうな関係、地元経済に与える影響はね。そういうふうな数字も出ているわけですね。

一方的な数字やと、こういうふうに言われるかもしれませんが、それならば本当に地元経済への影響、どうなるのかと、これぐらいのことは、これだけ百年の大計にかかわる重大な問題ですから、これはやはりお調べになり、事前に十分に大丈夫なのかどうか、不安や懸念にこたえてあげる、これが当然のことではないだろうか。反対の場合には回答もしないと、こういう態度はどうかというふうに思います。

それから、消費者への影響なんです、市長は市長の発言をとらえて、私あえて……どうしようかなと思ってるんですが、何か消費者は全部賛成なんだというふうなニュアンスにとれるような答弁をされているんですね。そういう声も私はあるだろうというふうに思います。

しかし、地方都市では、これは一般に統計出てるんですが、泉南市に該当するかどうかはわかりません。免許のない人が大体17%、乗らない人は23%と、こういう数字が出ているわけですね。身近な商店がなくなるということで、消費者への影響というのは非常に強くなるだろうと。とりわけ高齢者や身障者の皆さんへの影響、これは大変なものになるのではないかとこのように思います。

今、地元の商店の皆さんは、高齢者に見合う商業活動を展開されて、本当に地域一体ということ

で非常に喜ばれている、そういう状況も今出てきているわけですね。まさに営業努力によって高齢者福祉の一端を担われている、こういうことも事実としてあるわけですが、そういうことの中で、やはり行政が一体こういう消費者、とりわけ高齢者や障害者に福祉施策をやらなければならない行政が果たしてこういうことでいいのかどうか、私はこの辺もお聞きをしたい。

消費者を含めた影響調査、これはやっぱり事前にきっちりやって、皆さんに情報を提供するという責任を、説明責任を果たす、これはやっぱり行政のあるべき姿ではないだろうか、こういうふうに思うんですが、この点についてもお聞かせをいただきたいというふうに思います。

以上、財政問題と事前の影響調査ですね、この辺の問題について質問をさせていただきました。御答弁をいただきたいと、こういうふうに思います。

議長（成田政彦君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） そしたら、私の方から財政への影響ということで、歳入歳出それぞれあるわけなんです、今回、健全化計画へ歳入として見込んでる数字でございますが、17年、18年度しか算入してないわけなんです、税収でそれぞれ店舗の状況とか敷地とか床面積、それぞれ今回空対の方で示されてる数字というのは概算でございますので、正確な数字というのは出せない部分がございます。

したがって、我々健全化収支計画の中で見込んでる数字としましては、空対が出しました数字の約3分の2程度を見込んでおまして、額にして2億5,000万から6,000万、17年、18年度で見込んでおります。それで、確定した時点でまた収支計画の中にその確定した数字を入れ直してまいりたいと思っております。

もう一つ、歳出では利子の問題があると思うんですが、6月の当時では16から3カ年で約4,500万という利子を見ておりましたが、これについてはまだ確定しておりませんので、借り入れた時点で、例えば2倍になるようでしたらその利子、例えば9,000万円ですね。4,500万の9,000万円を置きかえるということですが、これ

については府との話し合いもまだあると思いますので、まだ確定いたしておりません。

歳入歳出につきましても、それぞれ確定した時点で収支計画の中へもう一遍置きかえてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔和気 豊君「ちょっと大前さん、抜けてるよ。税収のやつね。1億が7,000万になったという話。減価償却とのかかわり合いでの減収」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） 金田総務部次長。

総務部次長（金田俊二君） それでは、私の方から何点か先に御答弁申し上げます。

税の収入時期の点でございますが、交付金の基準日が3月31日ということでございますので、正式契約その時点でしておれば1年先の年度に春ごろ入るということで、今回の延期問題で直接的には変更しないと考えております。

また、通常の固定資産、家屋の基準日が1月1日現在でございますので、現在のところ16年秋ごろ開店ということでございますので、時期的には17年1月1日現在で計算されるものと考えております。

それと、償却資産についての考え方でございますが、償却資産の固定資産税の計算につきましては、施設内の機械とか機具の種類等について未確定部分が多い状況におきまして、それぞれの耐用年数から原価率を試算することは、現時点ではちょっと困難と考えております。

また、試算につきましてはイオン倉敷を参考にさせていただいて、イオンは平成11年度に開店してるわけでございますが、今回参考にさせていただいたものは平成14年度分ということでございますので、若干余裕を持つるものではないかと考えております。

それに加えまして、3年から5年のスパンで改修や増設を考えてるということもお聞きしておりますので、償却資産の固定資産税につきましても一定の効果が期待されるものではないかと考えております。

それと、今回の税収についての3月、6月、9月の考え方でございますが、何遍も申し上げてる

とおり、今の段階ではまだ大型専門店等も確定しない中で、専門店も先ほど募集したということで、今後大きく変更することもあるかと思っております。また、警察協議も決着しないで、駐車台数等もまだ変更もあるとお聞きしておりますので、従来どおり範囲を設けて算定させていただきました。

今回の計画案では、30年の実質収入益が2億円の減となったということで、3月のシミュレーション時点に比べまして、6月時点での7億円から2億円減って5億円の市財政の軽減額になったところでございます。イオン関連税収としては、30年間で37億から31億ということでございます。借入金の利率につきましても、6月の試算の時点で、シミュレーションでございますんで使わせていただきました。

それと、覚書の中を踏まえまして、何か補助とかいう話があったという件でございますが、私は多分、知恵を出し合って支援するというような意味ではなかったかなと、補助金じゃなくて補助というようなニュアンスじゃなかったかなと思っております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） それでは、私の方から残りの方の御答弁させていただきます。

まず、1点目でございますけれども、先ほど議員から地元商店であれば数字でいろいろお示しいただきました。私どもの方、非常に勉強不足でございます。この辺のことについては調査しておりません。ですから、ちょっとこの辺についてはどのようなかというお答えはできないかと思っております。

ただ、一般論的に考えますと、イオンモールというショッピングセンターができることによって、とりあえずは新たな建築需要とか、そのような形で地元への反映がまいります。でき上がった時点で雇用が発生してまいります。ですから、その辺のところで消費者の経済活動も活発になってくるとはならないかなと。これは一般論でございますけれども、そのような考え方をしているところでございます。

続きまして、消費者への影響ということでござ

いまして、身近な商店がなくなるという議員の御指摘でもございますけれども、我々といましては、先般からお話しさせていただいてますように、今回イオンモール出店に伴います商業者対策、これを何とか進めていきたいと思っております。決して商店がなくなることを望んでいるでもございません。

ですから、今後ともそういうふうな大規模小売店がどこへできましても、既存の商店街の活性化とか商業核とか、こういうことが非常に重要であると考えてますので、今後ともその方向で進めてまいりたいと思っております。

それから、最後にあれですけども、商業影響調査、一般質問でもありましたことを示すべきだというふうな御意見でございますけれども、これちょっと一般質問のときにも御答弁さしていただきましたとおり、大店立地法というんですか、今回の商業調整から環境問題に変わったというふうな形の趣旨からして、行うべきことについてどうなのかということ、市の公費を使うということについて、これは影響的には相当広範囲に出ていきますので、これ市の方で行うのがどうなのかというふうな判断ですね。この辺のところをしかねるというところでございます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 本当にあいまいな、先ほどどなたかが言われましたけれど、まさにあいまいな答弁。これでいわゆる見切り発車で前へ進めていくと。十分論議が尽くされたと、そういうことなんでしょうか。

あれだけ16、17、18、15年から含めて4カ年で別枠で十分対応できるんだと。だから一般会計等に影響できずに、いわゆる17年度から具体化されてくる税収等によって十分に対応できるんだと、こういうことが従来からの到達点なんです。ところが、そうじゃなくて、今言いますと確定した時点で再度明らかにしていく。それじゃ何を根拠にこの議会は判断をしていったらいいのか。もう少し明確な判断材料をお示しできませんか。

例えば利息の問題だって、9月8日に長期ブラ

イムレートを受けて財務省が財政融資資金貸付金利と、こういうやつを発表してるんですね。30年以内、いわゆる据え置き3年と、こういうところの欄を見れば2%、そして15年の府貸しの欄を見れば、これも3年据え置きですから1.6%と、こういう数字が明確になってるんですよ。

これは国が決めた融資の貸付金利なんです。公がやっている 民間のベースじゃないんですよ、公が決めた取り決めなんです。これで大体全国一律に動いているわけですが、こういう数字が9月8日に具体に出ているにもかかわらず、今なぜシビアな論議を、本当に1,000万でも財政がいわゆる見込み違いを生ずれば大変なことになる。こういう状況の中で、なぜこれだけはっきりした資料が出るにもかかわらず、これを組み込んだ計算式、できるだけ現実に近い数字を議会にお示しにならないのか。

そういうことが十分やられて、私は初めて論議が尽くされたと、こういうふうに理解するんですが、ちょっと行政のニュアンスは違うようですね。もう何か5月ぐらいに出した数字をそのままにと、こういうことなんです、これじゃちょっとね。

それから、先ほど金田さんからもお話しありましたけれど、何かえらい12月やというふうに言われてるんですが、答弁はそうじゃないでしょう。私、答弁の到達を踏まえて聞いてるんですよ。12月から1月にずれ込むかもわからないと。1月に完工、そしてオープンと、こういうことになればこれはどうなるのか。

その辺は市長、まさにあなたは岡田会長さんですか、この方と直接お話をされてきたんで、この辺は極めて重要な点ですよ。先ほど答弁ありました、1月1日付でイオンのいわゆる家屋の固定資産税については、建ってるかどうか、このことによって評価をし、そして17年度会計にその税収が入ってくると、こういうことでしょう。1月1日に建ってなければ、登記もできてなければ、税収は翌年にずれ込みますよね。2億7,000万ですか、からの税収違いが出てくるわけですから、これは大きいですよ。実際上の交付税との関係でもうちょっと下がりますけれど、1億ちょっと切れるぐらいになります、それにしても大きい

ですよ。1億1,000万から1億5,000万と言うてる数字が違って来るわけですから。

その辺はひとつ、どういうふうなだめのとり方をされているのか。あくまでも話し合ったのはこの範囲なのか。あるいはこの範囲に書かれていない予測がこれずうとずれ込んでますからね、3月から9月、そして12月ですから、我々どこを信用していいかわからないんですよ。

当初は3月オープンですよ。市長、何言うてはりますかいな。この15年の3月議会のやりとりでは、3月やったんです。それで私、おかしいじゃないですかと、6月の時点で。3月から7月になっても4カ月差がありますよと、4カ月の税収の違いは大きいですよと、こういうふうに言って、それについては答弁なかったんです。

だから、そういうやりとりをずうと踏まえながら、私は今の到達をそういうふうに理解してるわけですが、可能性なきにしもあらずですよ、これは、こんだけ二転三転してきているわけですから。明確に市長は大丈夫なんやと、こういうふうに言えますか。そういうだめとられましたか。これとってなければ、これからまさに議会で議決をもらう前にやるべき課題でしょう、これ。私、そういうふうに思いますよ。それが2点目です。

それから、これ利息を入れますと、利息はふえたことを入れますと、むしろ当初見込みを上回るんですよ。38億ぐらいになるんですよ。一応最高の額をとってみてもね。返済額、37億をまだ上回るんですよ。足らん。どっかから持ってこなあかん。それにまだ商業対策費、これも要りますね。何か梶本さんの話聞いてたら、かなりもう認めてくれたらあと商業対策で十分ですね。地元の疲弊、廃業や、あるいはこれは大変なことになることについては、処理していけるんやというふうに言われてる。どれぐらいの商業対策費見込んでおられるのか。かなりの額見込んでおられるように思いますが、そういうもの。

それから、商店が大変な状況に仮になって、廃業や不振で閉店を余儀なくされる、こういうふうになった場合に、ここからの税収減、これも当然考えなければならぬわけでしょう。財政に与える影響、大きいじゃないですか。イオンから入っ

てくる税収は全部道路に還元されるわけですから、それ以外の費用はどこから捻出していくのか、補てんされていくのか、この辺は明らかに私はしてもらう必要がある、こういうふうに思います。

それから、消費者への影響に至っては、これは本当に私、考えられていない。全部、消費者はイオンの出店をもち手を挙げて喜んでおられるように思うんだけど、私の知り得る限りではそういう意見もあります。確かにあります。しかし、そうでない意見も私の場合には圧倒的に多くの意見を聞いている、こういうふうに思いますよ。お年寄りの皆さんと話す機会も多かったわけですが。

その辺はひとつこれについて、今からでも遅くはない。商業影響調査を含めて、消費者への影響調査についてもやられないのかどうか。そういうものをやった上で、説明責任を果たした上で市民に最終判断を求められる、これがあるべき姿ではないかというふうに思うんですが、この辺はもう一度、これは基本的な政治理念の問題ともかかわりますので、市長から御答弁いただければと、こういうふうに思います。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、開店時期の問題でございませぬ。二転三転といふところまでは行っておりませぬ。当初は16年の春ということでございました。それが16年の秋ということですから、五、六カ月です。三転はしてないということ。

それで、税の方は暦年でいきますから、建物ができるのが春あるいは秋であっても、17年の1月1日ということでございますから、固定資産の場合はそういう形でカウントしていきますので、課税という面では同じ年ということになります。

それと、あと消費者の面ということでございますが、それはいろんな御意見があるかと思えますが、私聞いておる範囲では、もう大歓迎という声はほとんどございませぬ。というのは、今でも結構、買い回り品とか耐久消費材というのは市外の方に買いに行かれてるということで、それが市内で充足されれば、当然また市内での購買という形に返ってまいりますし、それから逆に外からのそ

うという顧客の吸引ということが出てまいります。

したがって、いろんな御意見あるかというふうに思いますけども、私どもで聞いているいろんな御意見というのは、歓迎ということでございます。

それと、地元の商店の皆さんというのは、主に最寄り品が多いと思うんですね。最寄り品、御商売ですね。もちろん買い回り品もあるかもわかりませんが、そういう意味では、従来からのそういう顧客というのは、一定確保されていくのではないかなというふうに思っております。もちろん自助努力なり、あるいは知恵の出し方というのはあるかというふうに思いますけれども、ある程度今回の場合は、ジャスコの中にはそういう最寄り品もあるとは思いますが、専門店の方は比較的買い回り品とか耐久消費材とか、そういう面が多いんじゃないかなというふうに思っております。

それと、商業調査ということでございますけども、泉南市も過去何度かやっておりますが、これはアンケートをとったり、いろんな形でやっていくわけでございますけれども、今回はイオンが出てくるということで、当時の大店法から立地法に変わったという中では、この商業調査というのは現在のところ考えておりません。

それと、商業者に対するいろんな施策というのは、前々から申し上げておりますように、市の方で行い得るものはやっていくと。あるいは府の方でお願いしなきゃいけない分は、既に商工部長にも私も2度ばかり行きましたお願いもいたしておりますのでございます。ですから、そういう面では我々の方もきっちりとやっていきたいと。

その財源はということでございますが、これは当然市の商業施策としてやっていかなければいけない部分でございますから、市の方できちとお話をしながらやっていきたいということでございます。

議長（成田政彦君） 金田総務部次長。

総務部次長（金田俊二君） それでは、私の方から収収面について御答弁申し上げます。

都市計画道路信達樽井線の整備に伴う覚書におきまして、事業実施に伴う本市の財政状況に配慮し、誠意を持って協議に応じる、とございますの

を受けまして、5月27日時点で大阪府より現行制度を活用して支援することを基本に最大限の配慮をするとのことでもございましたので、あくまでもシミュレーションにつきましては6月時点の金額とさせていただきます。

それと、収収額をオーバーするのではないかと御指摘でございますが、イオン関連収収として30年間で37億から31億、それに加えて、企業局の目標でございます10年間でりんくうタウンすべてを分譲化、定期借地すれば、さらに年間約1億3,000万から1億1,000万円の上積みが予測されておりますので、そういうことも加えて支障がないのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 大前部長。

財務部長（大前輝俊君） 収支見込みの中に9月8日現在の利息を入れるべきではないかという御質問と思うんですけど、我々収支見込みにつきましては、もう既に7月か8月の段階でしておりますので、そのときについては、私たちが現行以前の資料の収支見込みと考えておりました。それで、今後もし変わってくるようなことがあれば、また今後確定した時点で入れてまいりたいと思います。

それと、見込みの中では3カ年で4,500万ということでしたが、実質今のでいきますと9,000万余りになると思うんですが、そのうち一部また交付税措置もございますので、それでまた若干下がってくるのではないかと考えております。

以上です。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 一番後の答弁から再度お聞きしたいと思うんですが、確定したらというんじゃなくて、もう9月8日付で財務省は公的融資の金利はこれでいきますと、各地方自治体にもそういう資料を交付しているわけですよ。省内でも、そういう横の関係で徹底を図っているわけですよね。そういうものを確定してからと。9月8日付というのは、これどう読み取るんですか。大きいでしょう、9,000万というのは、枠内で。枠内からはみ出る額でしょう、これは。

そうやって、財政を窮迫させる。18年に93.2%の経常収支比率、これにもこれだけの費用が新たに出てくるといことになれば大きな影響が出てくる。大阪府の関係でも悪くなる。これは必至じゃないですか。

そのときに、それじゃ覚書と、こういうことになってくるわけでしょうけれども、この覚書どうですか。本当に5月27日付 それならば、そこまで言われるのであれば、なぜ文書をお交わしにならないんですか。後年度にだれが見てもこれは一目瞭然、そのとおりのことなんだと。いわゆる赤字再建団体のおそれあるとき、この場合に補助を含めた財政援助があり得る、こういうふうになってるんだと、文書で明らかに全然できてないじゃないですか。文書は2月13日付のあの文書だけじゃないですか。これでどういうふうに取り取れるんですか。そんなあいまいもことした答弁では、私どうかと思いますよ。

こういうふうに見てきますと、私ほんまに事前に必要な調査もやられない、商業調査、それから消費者の関係の調査ですね、これもやられずに早々と結論をお下しになったと。

私、このことがあったからこそ、議長に議事進行を求めて、この問題と、事前の調査と、ジャスコが撤退したらどうなるのか、覚書にある特段の配慮の問題で財政破綻が起きたときの補助まで読み取れるんだと、こういうふうに言われてるけれども、だれがあの文言からそういう解釈ができるのか。できないじゃないか。人がかわっても読み取れるような文書を事前に交わしておく、こういう必要があるのではないかと。そういう点ではまだまだやり残していることがあるのではないかと、こういうことで議事進行を求めた。

議長は、それを受けていただいて、業者との話し合いをその後されて、そしてその結果で市長にも申し入れをされていると、こういうふうに思うんです。まさに私は 違うなら、違うと言うてくれたらいい。この百年の大計で事前にやるべきことをやった上で、説明責任を果たした上で、議会にも、そしてこれだけ関心を持っておられる業者の皆さん、市民の皆さんにもいわゆる判断材料を提供した上で結論を求めると。これがやっぱり

行政のあるべき姿。仮にも反対の人には回答もしない、こういうふうな民主主義にもとるような、こういう態度をとって終始してきている。こういう市の態度は、とりわけ市長の態度は、私、許せない、こういうふうに思います。意見にかえます。議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

島原議員。

16番（島原正嗣君） 6月定例会で議長に質問を中断されて相当時間はたってるわけですが、若干私なりの問題点について質問をしていきたいと思ひます。

この前存分に聞いて、まだあるんかいなという御批判もあると思ひますけれども、やっぱり議論をすることに民主主義の原点があると思ひますし、問題点について慎重審議を行うことは、決して民主主義に反するものでもありませんし、地方自治に与えられた、また議会に与えられたチェック機関としての私は少なくとも機能を果たすためには十分な論議が必要ではないかと、このように解釈をするものであります。

そういう視点から、まずお伺いしたいのは、府との覚書の問題であります、これは具体的に先般提示された内容だけのものなのか。ほかの議員もたくさん質問をされまして、重複する部分もあると思ひますが、私はこの専決処分に対する賛成、反対の1つの私なりの判断をしたいと、こういう視点からお伺いをしたいと思ひます。

これは、覚書という法律上の定義は一体どういうことなのか。日本語の字引を引きますと、覚書という定義は、お互いに忘れないために覚書だと、こういう日本語の解釈がついております。

大阪府と泉南市の場合の公的機関としての覚書というのは、例えば向井市長がずっとこれから100年も200年も市長をやっているという保証はないわけでありまして、その間市長がかわられましても、そのことは法的に、あるいは大阪府の知事がかわられましても、法的にこの問題はどうか、継承されるのか、法的拘束力があるのか。私も一応弁護士には確認をしておりますけれども、行政としての法的な見解を伺いたいと思ひます。これが1点です。

それから、2点目は、イオンモールのもう来る

ことは大体決まりましたから、イオンモールさんが来られて途中で、日本経済いろいろ問題がありますから、泉南地域もいろいろ変化して、もうこれ以上出店を継続しても営業の見込みもつかないし利益も上がらない。例えばですよ。

そういうことになった場合、恐らく私は幾ら契約があっても商法上は撤退ができるというふうに思うわけですが、ただ問題は、中途撤退の場合に対してのイオンモールさんに対するペナルティーというんですか、そういうようなものはあるのかないのか。大阪府と本市の場合は、絶対撤退しないという前提があると思うんですが、もし仮にそういう状況ができた場合には、一体どういうふうなことになるのか、明確なお答えをいただきたい。これが2点目です。

3点目は、商店会連合会とか商工会との話し合い、市長、今回の議会でも御答弁をいただいておりますけれども、もう少し詳しくお聞かせをいただきたいと思います。特に、商店会連合会との問題が惹起されておるわけですが、今後これらの解決といいますが、話し合いの方向性はどのようなお考えを持っておられるのか。

さらに、泉南市には地元商工会を中心とした商店街というのは余りありませんわね、ほとんど。昔は樽井の一部に商店街がありまして、私も時々買い物に行きましたけれども、今はほとんどスーパー以外は地元の商店街というんですか、そういうものが見えないわけですが、今後、商業政策、商店政策として、市長としては、そのまちの方々に対する、抽象的な商店街でもよろしいでしょうし、どこか泉南市内の中に地元商工会を中心にした方々との話し合いの中で、将来的にはそういうものに対する支援もしていくのか、いやいやそれはもう商店会の自主的な判断で自由にしてくれたらいいんだと言うのか、これらに対する商業政策について御答弁をいただきたい。これが1点です。

それから、4点目ですが、イオンの説明会が行われているようではありますが、この説明会の段階で行政としてその話し合いを、現況聴取、意見聴取なり説明会に行かしているのかどうかです。

この内容については、一部今回の一般質問においても御答弁をいただいておりますけれども、これらの説明会に対する本市としての対応をどうしてるのか、お伺いをいたしたいと思えますし、またこの説明会で恐らく入店者による権利金の問題とか保証金の問題とか、そういうようなことも話し合われると思うんですが、そういう状況をお聞きになってるのかどうか、わかれば御説明をいただきたい。

それから、5点目は雇用問題でありますけれども、これは大変肝心な大事な問題でございます、市長も冒頭、この問題が惹起されたときには雇用創出が非常にないと、こういう御提案をなされたわけですが、問題はこの前の本会議では、今のところどれぐらいなものだということはまだ決めていないと、こういうことでございまして、会社の方からも具体的な提示がないようであります。

当初私たちが認識をしてるのは、大体1,500から2,000名という範囲内だろうということなんですが、ただ問題は、イオンさんに入る、出店される、入店される方々はほとんどもう中小商店街の方々と。大手の方もたくさん入ってくるだろうと思いますが、大手は大手なりにもう、例えば時計屋さんとか衣料品屋さんとか食料品店とか、いろいろ入ってくると思うんですが、そこはそこの従業員の抱えているわけですね。

ですから、トータル的には1,500名から2,000名という雇用創出の数字は出てくるのでしょうか、実際、地元中心にどのような雇用がなされるのか。市長の御答弁、この議会で若干ありましたけれども、もっと具体的に雇用創出のことについてお答えをいただきたいと思います。これが5点目。

6点目は環境問題、先ほど北出議員さんから御質問がございましたけれども、1日に1万台とか5,000台とかいうことを言われおりましたんですが、現在の信達樽井線にありますと、そないに交通公害になるようなことはないと思っておりますけれども、今度連絡橋ができて1日何万台という車が入ってくる場合の車による公害、排ガスの問題を含めてどのような判断をされてるのか、

どのような調査をしようとしているのか、ぜひお伺いをしたいと思います。

それから、7番目に東洋クロスとの関係ですが、今日までも含めて、これから東洋クロスの補償問題についてはどういう形で話し合いをなされるのか。今日までの経過も含めて、東洋クロスの問題に対してお答えをいただきたい。

8点目は、このことは余り今さら議論しても意味がないと思いますが、まずは法第179条の第1項、いわゆる専決処分の問題ですね。これは市長答弁によりますと、市長の方から議長に対して何回も開いてくれという申し入れをしたんだと、文書でもってもしたんだと、こういう御答弁がありましたね。179条の第1項あるいはその他の法文は、例えば議会を開くいとまがなかった、あるいは議会を開く法定数に足りない場合、こういう前提があるわけでありませぬ。ですから、そこらあたり私は議長にどういう申し入れをしたのか、そういうことも全然聞いておりませぬし 当時ですよ。議長がどんな返事したか、私も聞いておりませぬ。

専決処分をしたということについては、これは市長の権限に属する問題ですからできると思えますけれども、もっとやっぱり他会派に対しても、一応これは専決処分するぞというふうなことの説明があってもしかるべきではないか。私たちは明るく日、新聞を見て専決したと、こういうこと、私は少なくともそれくらいしか聞いてないわけですが、ここらあたりの関係を再度になるかもわかりませぬけども、もっと詳しく御答弁をいただきたいと思います。これが8点目。

9点目は、大阪府に対してであります、本市は5年以内ですか、府下赤字市の9市に対して財政再建の指導が出ておりますね。その中に泉南市ももちろん入ってるわけですが、そのことと、今回イオンモールの財政出動に対して特別枠を設けて一般財源には影響しないというふうな、いろいろな手法はあるでしょうけども、一般論から言って、これいづれにしても借るものは借金であって、自主財源がないわけでありませぬから、そういう便法的なことができるということですからできるんでしょうけれども、私から言いますと、

子々孫々にわたってこの財源を負担しなければならないという問題が残ることは間違いないわけですし、30年かかって返済できたりする場合もあると言われますが、これはこれとして、どうかという思いがあるわけでありませぬが、この5年以内に赤字を解消せよと言われたことと、それから今御提案をなされておるこの一般財源に関係のない財政出動について、大阪府のあり方、考え方というものについてどうなのか、御説明をいただきたいと思えます。

とりあえず以上、御答弁をいただきたい。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目の覚書の有効性ということでございますけども、これは当然、大阪府知事とそれから泉南市長という公人と公人の覚書でございますから、公印も当然押しておりますし、ですからたとえその長がかわったといたしましても有効でございます。

それから、専決の問題でございますけれども、4時29分に、ちょうど島原議員さんの質問中に和気議員の議事進行でとまりまして休憩に入りまして、一向に開かれなかったということでございまして、20時40分に議長に口頭で早期再開を申し入れをいたしました。そのときの議長の答えは、申し入れの趣旨はわかりましたと、こういうことではございました。

しかしながら、一向に開かれぬということ、22時に今度は文書でもって早期再開ということをお願いしております。本会議再開についての要請ということで出しております。午後8時40分に貴職に6月定例会本会議再開の要請をいたしました。午後10時現在、本会議が開かれておりませぬ。議決いただくべき議案が議了されておられませんので、速やかに本議会を再開していただきますよう再度要請いたします、という形で要請をいたしました。

その後、また自席で待機をしたおったわけですが、それがちょうど夜の10時ごろです。夜の10時25分に流会宣言をされたということがございまして、その間私どもに経過の説明あるいは流会にするならするとか、そういう話はございませぬでした。したがって、22時25分に流

会宣言をしたということを知りましたので、すぐさま厳重に抗議をいたしました。その後、各会派を回らしていただいて、専決処分をさしていただくというお話をさしていただきました。

今回はやむを得ないという御意見が大多数でございましたけども、中にはそれは市長の権限だからということの意見もございました。何もおっしゃらない会派もございましたけれども、総じてやむを得ないということが多数の意見であったというふうに私も受けとめております。したがって、翌日、専決処分をさしていただいたところでございます。

それと、法律上から言いますと、地方自治法第179条の第1項の後段でございます。「又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。」と、これに基づいてさしていただきました。

議長（成田政彦君） 金田総務部次長。

総務部次長（金田俊二君） 私の方から2点御答弁申し上げます。

まず、2番目のイオンの中途撤退についてのペナルティーの件でございますが、本市といたしましては、途中撤退の可能性は極めて低いものと考えておるわけでございますが、イオン側の理由により撤退した場合は、原状復帰が原則でございますので、撤去はイオン側負担となり、倒産等で費用が捻出できない場合は保証金から充当し、足りないときは賠償請求にすることとなるとお聞きしております。

それと、イオン事業の別枠ではないかということでございますが、先ほども答弁させていただきましたとおり、イオン関連税収並びに企業局の目標であるりんくうタウンのすべてを分譲か借地にした場合の税収等々で十分賄えると考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） それでは私の方から、まず3点目にございました今の話し合い

話し合いというんですか、市と商店会連合会の方、商工会の皆様に対する解決方法ということ

でございます。

商工会さんにつきましては、イオンモール出店に伴う商業振興策という形で要望をいただいております。これらの対策を誠実にするというところで一定の方向性が出るのではないかと考えております。

商店会連合会さんにおかれましては、先般の公開質問書を拝見させていただいております。特に我々は、一番重いところは、唯一の有効な商業者対策はイオン出店阻止であるというふうな考え方を明確にされてるということでございます。この部分につきましては我々と大きな差がございますので、この辺のところを機会、機会を見ながら何度かお話をさしていただきながら、同じテーブルにつけるような形で持っていきたいなというふうに思っております。

端的に今その解決方法はということで明快な答弁はできませんけれども、商店会連合会の気持ちも十分理解してもらってますんで、長くかかってでもやっぱり解決していきたい、このように思っております。

それから、商店街に対する支援ということでございます。これにつきましては、6月20日に商工会の方から要望書をいただいております。その中でも、現在商店街の中である空き店舗対策どうするんやとか、それとか商店街への駐車場設置をどんなにするんやというような話で御要望いただいております。我々の方も、このことにつきまして今これの具体化に向けて調整させていただいております。ですから、今後もこの辺のところの部分で商店街に対する協力をできたらなというふうに思っておりますんで、よろしく願いしたいと思っております。

その次に、先般行われましたイオンモールの専門店募集の説明会でございますけれども、これの経緯からいきますと、この間9月の25日にはイオンモール主催の説明会が開かれてます。私聞いてますので、大体400社ほど来られたというふうに聞いております。

それから、その前段で9月の22日には泉南市の商工会員ほかを対象といたしまして、事前の説明会という形で行われております。ですから、こ

のときに当たりましては、我々の方からイオンモールと調整させていただきまして、日程等の調整をしてこういう運びになったということでございます。

先ほど御指摘の9月の25日のイオンモールの説明会へ職員を派遣してるかというふうな御質問でございますけど、これはあくまでももう民民の話でございますので、私どもの方はそちらの方へは出向いて行っておりません。ただ、資料だけはいたいております。それゆえ、出店のための金額とかいうのはちょっと私どもノウハウもございませんので、パンフレットで書いてはあるんですけども、ちょっとこれについては御説明するまで力ございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、雇用問題でございますけれども、1,500人から2,000人ということで、議員御指摘のとおり、何というんですか、その会社が持つてる職員も当然またこちらのこの中に含まれて出てくるかと思ひます。ただ、聞いておりますのは、そんなに多い数ではないと思ひます。ですから、これは比率がどのようになるかちょっとわかりませんが、相当な数の地元からの雇用というのが生まれてくるというふうに入ります。

専門店の考え方は、何回もお話しさしてもらいましたように、3分の1がナショナル、日本全国でやってるようなところですね。3分の1が今回初めての専門店、あと3分の1は地元からというふうなことを聞いております。ですから、その辺のところによりまして、また比率も変わってくるかなと思ひますけども、聞いてるのはそのような割合やということ聞いております。

それから、環境問題で車による公害をどうしようと、どのような形に対応しようということ御質問ということでお聞きします。

この御質問につきましては、去る一般質問の中で角谷議員の中でお答えささせていただきましたとおり、現在、市内で交通騒音とか生活環境騒音という形で定期的に調査しております。市内の10数カ所で行っております。

ですから、今回このイオンモール出店という問題が今控えておりますので、我々の方もそれによ

る、できないとき、現在の状況、それからできたときの状況とか、そのような形のもをこれからちょっとその辺のポイントを考えながら調査もして行って、最終的な判断をできたらなというふうに入ります。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 土井都市整備部参事。

都市整備部参事（土井 聡君）私の方から、7点目の東洋クロスの補償の関係、今までの経過と今後の予定でございますが、東洋クロスの調査につきましては、9月3日に用地測量と補償の委託業務の契約をもう既にやっております。その後、9月4日なんですけども、東洋クロスの方に出向きまして、今後調査に入りたいということのお願いを行いました。それから、先週9月26日には用地の測量に現地に入っております。

それから、今後についてでございますが、それにつきましては大阪府と協議調整を行って、10月、来月には補償に関する現地の調査に入りたいというふうに入りますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔島原正嗣君「財政問題答えてないで。9市の問題」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 今回整備いたします信達樽井線事業の財政への影響ということでございますが、起債の元利償還金が平成20年度より本格化するということで、それまでは18年度までは利子のみの償還ということで、健全化計画には大きな影響はないと思ひます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） もっと財政問題、親切にちょっと答えてくださいよ。

私のお尋ねしたのは、大阪府からの指摘があって、大阪府下の赤字、大体9市ですか、新聞報道もあって御存じだと思いますし、その中に泉南市が入ってるんですよね、5年以内にこうしなさいということで、これはきちっと守れるんですかね。

それと、20年までは元金の返還というんですか、そういうようなものは必要ないと、利子だけだみたいなことをおっしゃってるんですけども、

結果としては借り入れは借り入れ、起債は起債なんですから、借金ということに間違いはないわけです。そういう膨大な期間を通して、果たしてこれからの時代は、合併や何やという問題も出てきますけども、大変そのやり方によっては、場合によっては、経済状況の変化等を見ますと、なかなか役人が描いた計数どおりにはいかない部分も経済的に出てくるのではないかと、財政的に。それを心配してるんですよ。

だから、本来、私は地方自治というのは、うちも一般的な財源でも赤字になってるんですけども、市長の任期というのは4年ですよ。議員も4年ですけど、議員みたいなものは決議機関ですから、そない責任持って予算を組んだりなんたりしませんが、本来今までずっとそれぞれの歴代の町長、市長がこの泉南市を運営されてきた。この中にも元稲留市長もいらっしゃるけども、議員というのは何十年、何百年やったって、予算構成に対するいろんな指示や指導というのはできないですよ。全部役人が、役所が組み立てていく。市長が最終的に決裁をすると。その決裁したものを年4回の定例会なり、あるいは臨時議会に提案をするんですよ。我々は、この製本化された議案書の中でしか意見が言えない、こういう形になってるんですよ。

何も議会が今日これだけに至った膨大な赤字に対しても、こういう事業を間接的にはいろいろ注文をつけますけども、実際、現実的には駅前開発にしる、下水道にしる、いろんな都市計画全体の問題も含めて、行政が組み立ててきた事業なんですよ。それを何十年も先のことを考えてやるのもいいんですけども、問題は、泉南市は泉南市という世帯に合った、財政に合った予算の執行をしてないから私は赤字というものが出てくるんじゃないかなと思いますよ。一般市民からすれば、税金は不況であれ好況であれ、固定資産税、都市計画税、所得税、住民税、府民税、皆払ってるんですよ。

だから、あなた方の説明は、日本の景気がバブルがはじけたとか、あるいは一遍に急速に悪くなったとか、こういうことをおっしゃるけども、結果として地方自治体の運営の全体の責任は行政に

あるんですよ。こんな赤字にだれがしたんだと、結果としてはそういうことになるんじゃないですか。私はそう思いますよ。議員は、ただこの議場で口を挟むだけです。そういう意味では、あなた方の責任というのは重大ですよということ言ってるわけです。

だから、今回のイオンモールの問題についても、いろんな便法上そういうことをやらなきゃならないと思いますけれども、私は余り過大な評価をして、過大な事業、公共事業なり何なりをやることは、結果としてそこに住む住民に降りかかってくるんだということなんです。だから、いろんな事業のお金に対しても、わずか20万、30万の集会所の、あるいは1万、2万の小・中学校の便所、トイレもよう直さん。なぜか。金がないからという言い方をしてるんです。片一方では、今審議してるような膨大な予算もつぎ込んでいけると。こういうシステムは、公平な行政、公平な中でも平等性を欠いてますよ。僕はそう思うんですけどね。

だから、そこらあたりをやっぱり執行者は十分考えて、これからの21世紀という展望の中で平等な公平な行政をしていくのにはどうしたらいいかということを考えてくださいよ。立派な道路ばかりつくったって、それはまちの発展と言えませんよ。全体のバランス感覚がなけりやめですよ、そら。市民は幸せとは言えませんよ。

しかも、初めてこういうような大型スーパーを誘致するに当たって、市の財源を持ち出さないといかんということになってるんですから、私はあえてそのことについて反対というわけにはいきませんが、もっともっと現実を見詰めて、やっぱり地元の納得するような方策というものを僕は考えていただきたい。

だから、再度お尋ねしますけど、大阪府から指摘をされている9市の中の泉南市の赤字解消は本当にできるのかどうか。できるならできるということのきちとした御答弁をいただきたい。

片一方ではそういうような御指摘をいただきながら、片一方では、あんとんとは財政これ以上借金したらもう赤字団体になりませという指摘を受けて、また大阪府は、いやいやこれは別枠や

からそんなこと関係ありませんというやり方は、法治国家として、健全な地方自治を指導しなければならぬ大阪府としても、ちょっと私は日ごろ言うてることとやってることが違うんじゃないですかというように思うんですが、そのことも含めて御見解をいただきたい。

議長（成田政彦君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 平成18年度までに財政の健全化計画あるわけなんです、それを達成できるのかどうかという御質問でございますが、今回7億8,000万余りの累積の赤字が出まして、我々昨年お示した健全化計画を再度見直しをかけまして、今回ローリング案としてお示しさせていただきました。

その中で、これから取り組みを進めていく事項と、また人件費関係でも関係団体といろいろを協議を重ねていかなければならないものもあるわけなんです、何としましても我々約束は約束ですので、平成16年度の黒字化、18年度の93.2%は必ず達成していかなければならないと思っておりますし、またそのためには努力していきたいと考えております。

以上でございます。

〔傍聴席より発言する者あり〕

議長（成田政彦君） 傍聴席は静かにしてください。島原議員。

16番（島原正嗣君） 財政問題、今部長から御答弁いただいたんですが、大変原課としても苦労していることはよく僕にもわかります。残業していろいろところで検討されてるということもよくわかりますけれども、この本市の財政的な問題については、前回示されたバランスシートの財政上の問題、それからいろいろ検討されてのこの前から議会に提案しておるローリング方式による財政運営ですね。

こう見ておると、修正が非常に多い。経済ですから動きますから、多少の出と入りの関係、歳入歳出の変化はあるでしょうけども、見ておると下方修正の方が多い。上方修正というのは非常に少ない。例えば、1億で出しても修正して9,500万とかというような形に将来的になってくるとかですね。

これはやっぱりきちっと原課の方で、お金のことでですから、予算のことですから、多少の狂いはあるにしても、やっぱり相当、何も予算のことに限らず、事業の関係でもそうですよ。後の議案で出てくるけども、首池の問題でもそうですが、1億や言うて6,000万ぐらいになってみたり、これはどこがどないなってるかという1つの疑問がありますよ、一般論からして。

泉南市の人口は今6万6,000何ぼですか、ちょっと記憶しておりませんが、その中で年間入ってくる所得あるいは固定資産、市民税、国からの補助金等はわかってるわけですから、私はそのことを言うてるんですよ。出と入りの関係をきちっと精査してこれからの事業を考えないと、点数取りみたいなことをして、体育館でも同じような体育館を泉南市にも田尻町にも阪南市にもつくるといふやり方は、もう時代は終わりましたよということになってるんじゃないですか。

私は、そういうことも大事ですけども、ひとつそういう原点を見詰めて、財政問題はやっぱり慎重に検討してほしいなというような気がいたしますよ。これは余り後世に残すような、イオンモールの誘致の道路の問題含めて、やり方はいかなものだろうかという疑問を私は持つ一人です。

ですから、もっともこの問題も本当にそうなるのか、現実的に。この世界というのは、30年間に相当変わりますよ、これは。日本もアメリカと合併するかもわからへん。これは法律でできない部分もあるでしょうけども、議会も今、市長が中心になってそれぞれの市町村が合併しようという話もありますから、30年過ぎれば、それはもう宇宙衛星に行って議を開く場合もあるかもわからへん。

そのようにもう30年というのは長いようで短いわけですから、そこらあたりをきちっとした、やっぱり執行責任者は信頼される市役所であってほしいし、市民が信頼する行政であってほしいんですよ。そらいろいろ考えもあるようですけども、市民優先の、市民のやっぱり意向を聞いていくということが大事じゃないですか。

だから、この商工会の関係にしる商店会連合会の皆さんにしる、やっぱり基本は、私はこの問題

はどうであれ、地元とよく話し合いをして了解を得ると、理解を得るといことが、私はまず大事ではないかなと思いますよ。それ以外に方法ないでしょう、もう。今さら反対したって、これこんなもの、大阪府がノーと言わん限りイオンモール撤退ということはあり得ないでしょう。と思いますよ。それだけに、やはり地元の関係者とはきちっと私は話し合いをするべきではないかなというふうに思います。

それから、今後、御答弁では十分地元商工会なり商店会連合会なりと話し合いをするということですから、これはもう再確認しておきたいと思うんですが、どんなことがあってもやっぱり最後まで、本来行政のなすべきことは、市民の意見というものを最優先すべきですよ、ある意味では、極端な話は別にして。だれが考えても真っ当に考えられるという、そうでしょうが。やっぱり一番困ってるわけですから。

話は違うけども、時代というのはそうなるんですよ。従来はホームレスの関係も大阪城だけやった。今ホームレスが、見てごらんさないよ。中之島公園全体にテント立っておりますよ。そういう時代になってきてるんですよ。

だから、ある意味で私は商いをするとことを広くすると。拡幅する部分も大事けども、まずは泉南市の市民の意向が最優先するべきだと、私はそう思いますよ。だから、市長もいろいろ国や府の考え方を優先せないかんことがあるでしょう。それは苦労もわかりますけれども、やっぱり大事なことは、今言った関係者との調整をもう少しやってほしい。そういう努力が不足しているんじゃないかなというように私は思います。

それから、商工会なり商店会連合会に対しては、今何部長かな、前の秘書課長、ちょっと役職の名前わかりませんが、9月の22日の関係には部長さん行かれましたんでしょ。この話し合いの中では、地元商店会連合会なり商工会に対する、例えば入店のときの保証金とか、これは一体どうなる 3分の1、3分の1、3分の1の割り当てがあるみたいですがけれども、保証金の高い低いによっては、若干入店のあれも違うと思うんですが、大体イオンモールさんというのは、御存じのよう

にこの歴史的な経過を読みますと、これは不動産業者ですよ、イオンさんというのは、中心は。

だから、今御答弁ありましたように、テナントの中に入るいろんな専門店、これが泉南に来ても主役を演じると思うんですね。その場合、一流のメーカーやったら、それはもう5,000万、1億の保証金はどうということないでしょうけども、またイオンモールさんはその保証金によって運営をしてるというような現実もあるわけですから、それは泉南市の世帯に合う泉南市の商店会連合会なり商工会の皆さんの財政的な事情というものがあるでしょうけども、失礼だけれども、これが何億も何千万もということになりますと、入店するにしても出店するにしても大変問題があるのではないかなと思いますが、ここらあたりは一体どのようにお考えなのか、御答弁をいただきたい。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。市民生活環境部長（梶本敏秀君） 先ほどの9月の22日、樽井区民センターで行いました地元の方を対象とする事前説明会ということでございます。このときは、私聞いておりますのは、参加者が大体30社ほどお見えになっておられたということでございます。

実は私、このときその説明会の中には出席しておりません。職員も行かしておりません。ですから、今おっしゃった保証金が幾らになるかとか、こういうふうな話でございますけれども、これの具体的なことは聞いておりませんし、これはその店の規模とか、そういうことによって事例ごとに金額が定まっていますので、一概に幾らという形のものではないと、こんなふうには聞いておりますけれども、ちょっとその辺のところは非常に申しわけないかと思います。

先ほどおっしゃいました市商店会連合会の皆さんとの意見調整でございますけれども、私、先ほどお話しさせていただきましたとおり、間口というんですか、私の方はいつでも開かしていただいておりますし、またこれからいろんな状況がありましたらお話をいろいろさしていただきたい、そのように思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

16番（島原正嗣君） もう意見だけ。ちょっと

すみません。

何回も言って恐縮なんですけども、僕はこの問題は、ぜひひとつ地元商店会連合会なり商工会で調整をしていただいて、円満に本問題が解決するようにひとつ努力をしてほしいなというふうな考え方をしております。もちろん、行政もいろんな内容がありますから、言うとおりの100%はできませんでしょうけども、最善を尽くしていただける、もうこういうことでぜひ対応をするようお願いをしておきます。

以上です。終わります。ありがとうございました。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

大森議員。

4番（大森和夫君） 報告第1号、専決処分の承認を求めるについてに反対の立場で、日本共産党を代表して反対討論を行います。

専決処分は、助役が理由で述べましたように必要不可欠な緊急性が求められております。しかし、今回の信達樽井線のそれにかかわる予算は、それには当たりません。ジャスコ、イオンの出店の条件とされた信達樽井線を市長が時間がないと進めてきましたが、実際はジャスコ、イオンの出店も大幅におくれ、いまだ確定されておられません。本当に緊急を要するのは商業調査や商業対策の予算であります。これはありません。逆に市の危機的な財政状況の中、必要不可欠な緊急性のあるものはむだな公共事業の見直しであり、信達樽井線の見直しであります。

信達樽井線の財政予想については、府貸しや臨道債のレートの変動で利息が倍になることも明らかになりました。建物の減価償却分など、イオンの税収についても不確定な部分が多くあります。府との覚書の貸し付けなどの特段の配慮など、中身が明らかになってないままであります。時間がないと進めてきましたが、さらに専決処分を行う理由などありません。信達樽井線は財政破綻の道であることを指摘しまして、反対討論といたします。

御清聴ありがとうございました。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって報告第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第3、報告第2号 専決処分の承認を求めるについて（平成15年度大阪府泉南市信達郷財産区会計予算）を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会議務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました報告第2号、専決処分の承認を求めるについて、平成15年度大阪府泉南市信達郷財産区会計予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書19ページをお開き願います。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、平成15年度大阪府泉南市信達郷財産区会計予算について、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

専決理由につきましては、平成15年第2回泉南市議会定例会に提案し、審議未了となった議案第9号、平成15年度大阪府泉南市信達郷財産区会計予算は、第7次拡張事業として行う六尾高区配水池築造工事を早急に実施する必要があることから専決処分したものであります。

21ページをお開き願います。予算の内容であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,443万円とするものであります。歳入歳出の明細につきましては、25ページから28ページに記載しておるとおりでございます。

以上、簡単であります。御説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

副議長（市道浩高君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

堀口議員。

15番(堀口武視君) 私は、1号の専決については、これは御存じのように議会があのような状況で、ことしの当初予算、予算委員会を含めて、かなりの議員さんが自分の思いを議場の中で言い、あるいは委員会の中で語ってきた。議会があのような状況になっての専決は、先ほども市長の方からございましたように、自治法にのっとって、当然議員もそういうことがあると推測された中での流会をされたんだからやむを得ないと、このように判断をいたします。

しかしながら、今出されてる議案につきましては、私も信達郷の権利者の一員であり、団体の長として、この議案については一切何の審議もされずに専決をされた。このことについて大変遺憾でございますし、そのことについて市長はどのようにお考えをされてるのか、ひとつお聞かせを願いたいと思います。

まず、専決をされたということなんでございませぬけれども、これは市長も御存じだと思うんですけれども、昭和63年にこの信達郷と市との中で大変な歴史的な論争が起こって、裁判所の和解判決をいただいているわけです。この中には当然、財産処分に関しては私どもの承認を得ると、こういうことになっておるわけです。そのことをなされずに、私は今回議会前に理事者の方へ、買収の予算はいいと。しかし、この契約問題をちゃんとしないと執行はしてはだめだということをお願いをしたとききました。

だけど、この専決を見る限り、信達郷財産区財産をセットして執行までされておると。こういうことに関して一体市はどのような考え方をしているのか。例えば、このことで信達郷がノーと言ったときに、だめだと言ったときに、この専決は一体どうなるんだ。その辺もひとつ伺いをしたいと思います。

それから、特に今、合併論議を踏まえて、財産区あるいはみなし財産区について大きな1つの課題となっているわけでございます。このことを踏まえた上で、この市長サイドの基本姿勢を出してこういう専決をされたのか。

私は、合併という大きな前提に立ったときに、やっぱり泉南市長あるいは泉南市議会は、泉南市

民の權益あるいは財産を十分保護してやってやる必要があるんじゃないかな。そら市長は大きな考えで、マクロ的な考え方でお考えなんでしょうけども、我々権利者にすれば、当然、そういう地域のエゴかもわかりませんが、地域のことを考えた上で基本的な方向を出してやるべきだ。10月の24日に一応法定協議会を設立するという臨時会を予定されてる中でも、その法定協議会までにこの方向づけはちゃんとしてやるべきだ。

そのことを含めて、先日私どもの組合あるいは関係する泉南市の新家の関係組合と市長に対して要望書を出した中にも、今回の議案に出てる水道の高区の貯水池ですか、それに対する部分については、当然当事者である信達郷と契約をしてくださいよという要望も出してる中でございます。そのこともよく踏まえた上で答弁をいただきたいなと、このように思います。

それから、1つはなぜこういうことを言うかといいますと、例えば新しい市になったときに、後から出てくる樽井財産区、大変大きな予算が上がってくるわけでございますけれども、これを市長が言う、この間の一般質問の中で市長が角谷議員、井原議員の質問の中で答えられたように、この分については泉南市の取り分は泉南基金に積むんだと、こういうお話がございました。

しかし、これを新しい市に持っていったときに、私は今回樽井財産区、どういう形になるかわかりませんが、否決ということもあり得るわけですね。そしたら、この我々のみなし財産区も基金に積んでいったときに、新しい中で当然市長はどなたがされるのかわかりませんが、提案権は市長が持つ、あるいは議決権は新しい市の議会が持つわけですね。そうすると、果たしてもともと泉南市民の権利者はどうなるのか。

今でも浅草山の共有林を例にとりますと、同じ山の権利者でありながら、泉佐野の市民は100%いただいている。浅草山の権利者は30%を市に取られてる。今回も、昨年緑資源公団に売った、処分した土地も、例えば浅草山の方々は、組合に金を置いとくんなら土地を売りながら30%組合に持っていかなきゃいけない、こういう不公平な現実が出てきてるわけですね。

このことが、今の市長がおっしゃってるように新市に今の状況で持っていくとなれば、同じことが全住民、全市域のみなし財産区を持っている住民にそのことが起こってくるわけですね。そのことを果たして市長、どう考えておられるのか。本当に私は泉南市民のことを考えてこの財産区、のみなし財産区論議をやられてるのかどうか。その辺もひとつ含めてお聞かせをいただきたい、このように思います。まずひとつその辺で答弁をいただきたいと思います。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目と3点目について、私の方からお答えを申し上げます。

まず、1点目の専決でございますが、この前、6月議会が流会したときに各会派を回らしていただいたわけでございますが、残りの議案について専決をさせていただきたいというふうに申し上げたわけでございます。

ただ、焦点がああときは皆さんも我々もそうだったと思いますが、補正予算にあったということで、このあたり十分理解しておらなかったというお話だというふうに思いますけれども、私どもとしましては、ああいう形で流会したということで、残りの議案について専決をさせていただきたいと、こういうこととお話をさせていただいたつもりでございます。したがって、これと後の私自身の処分の問題ですね、これについても一緒にさせていただいたということでございます。

それと3番目、もし合併した場合のこういう財産区的な財産の取り扱いということで、前々から御提案もいただいておりますし、我々もこの辺はやっぱりまず市の中で整理をした上で法定協の中へ持っていけないと、スタンスをきっちりと持っておかなければいけないということで、御相談もさせていただいてるかというふうに思います。

皆さん方におかれても、先般、別所・兎田、それと浅草、信達郷ということで皆さんが寄られまして、私の方の助役もその場に出席を求められて、一応要望書という形でいただいております。これについては私も、おっしゃるように泉南市としてまずきっちりとしたスタンスをお互い我々と皆さん方と話をした上で法定協に臨まない、

やっぱり法定協の中でそのことから議論というのは、恐らくもうそれぞれ違いますので無理だというふうに思います。短い期間でございますが、一定お話し合いをして理解を深めた中で一定の考え方を整理させていただきたいと思っております。

先般もいろいろ歴史的な経過もお聞きいたしましたので、我々も我々の方で今、当時の記録等も調査を指示をいたしております、できるだけ早く協議をさせていただいて、法定協までに1つのスタンスを持っていきたいというふうに考えております。

それと、仮にそういうふうに一定法定協に臨んだとして、最終的にそれがどうなるかということ、それから新市になった場合、それが守られるのかということだというふうに思いますけれども、まず法定協では、一定泉佐野は泉佐野の配分率なりスタンスがあるというふうに思いますし、阪南は阪南、岬は岬であるというふうに思います。ですから、それはそれでお互いの市町の歴史的な経過を含んだこの問題については、一定同じレベルに合わすというのはまず無理だろうというふうに私も思っております。先般も泉佐野市長ともちょっと事前の話をしたんですが、これはやっぱり従来からの長い歴史があるものですから、それはそれで尊重して残すような方向で法定協の中で議論をしようというふうなことをお互いに言っております。

そこで、例えば私、一般質問でお答えしたようなことがオーソライズされたとすれば、それについてはきっちりと合併協議書の中に入たい込むということになりますので、それが新市になった場合も当然今後の行政運営の中の協議書、取り決めということになるわけでございますから、そこできっちりとさえしておれば、それによって新たな、後ほど市長がかわろうと、あるいは議員さんがかわっても、そのことについては守られていくというふうに思っておりますし、そうやっていくというふうに考えております。

したがって、それまでに一定の私どもと皆さん方、樽井財産区もでございますけれども、きっちりと市のスタンスを明確にしておきたいというふうに思っておりますので、またひとつ話し合いの方、

よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

議長（成田政彦君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 堀口議員の2番目の御質問にお答えします。

今回、専決処分で信達郷財産区予算の分の補正予算を専決さしていただきました。この分につきましては、従来から信達郷の財産につきましては、売却した場合にはその3割を市に、そしてあとの7割を信達郷の方にお渡しするという形の財産区会計予算をとってまいりました。

そういった形で、今回も同じ形で3割の方は市に繰り入れる、それから7割につきましては信達郷の方にお渡しするという形で、今回予算を予算ですけども、作成さしていただきました。

それとあと、その執行の分ですけども、まだ現在この予算を専決さしていただいております、執行の方については、契約行為とかその辺については現在まだ行っておりませんので、売買契約とかそういうのについては、まだ現在行ってないということで御理解お願いしたいと思います。

議長（成田政彦君） 堀口議員。

15番（堀口武視君） 私は市長、市長は平島市長の後継ということで、我々の財産区については大変造詣をいただいと、このように思ってるわけです。ところが、こういう議論をもう一度やり直さなきゃいけないというのは、大変僕は議論が風化してきているということで、大変危機感を感じています。

先ほども市長が言いましたけども、その当時のいろんなことを調べてという、歴史的な経過も調べてということでございますけれども、当時の昭和60年からですか、始まったこの林野議論は、もう大変な、市長も御存じのようにこの議会の中で論争をやりました。

そのことはなぜかといいますと、それ以前、59年までは、当然信達郷の中で100%処理されてたんですね。処分にしても予算にしても全部信達郷の中で処理をされてた。ところが、ある日突然もうわけのわからない市長が出てきて市のもんだと、こういうことになったわけですね。

ところが、いろんな資料、ここにもたくさんご

ざいます。昭和20年当時から固定資産税を課税してきたという資料もございます。あるいはまた、その信達郷の古い決算書もございます。ここにございます。全部この中で処理されてきてるんです。57年までは固定資産税もちゃんと取ってきてるんですね。

実は先日も、このことをなぜ討議するかと新家の権利住民の方に大変なおしかりを受けました。信達郷が7・3にしたから新家もこういうような形になったんだ、こういうことで大変なおしかりを受けました。私の方はおわびをしときました。

7・3の経過というのは、これは法的な根拠も何もございません。ただ、信達郷は財産区のないところの方々にこの3割使ってもらってくださいと、こういう政治配慮、政治判断の中で7・3が市議会の全会一致の中で認められたと、こういう経過なんですね。

先日も市長がこの中で慣習に従ってやりますと、こういう一般質問の中で答弁がございました。慣習も実はこの時点で変えられてるわけです。例えば、ため池にしても僕はそうだと思うんです。たしか私が総務委員長をやっておったときに、この45・45・10というのが50・50から変わったわけですね。これも慣習はその時点、まだそれこそ10何年しかたっていないわけですね。それまでは50・50という形で来てたわけです。

今回、私の言っているのは、この合併論議が起こったときに、どうして市長がその辺まで市民のことを考えながらやられてるのか、どうしてそこまでかたくなにこの我々の要求を固守するのか、その辺が私はなかなかわからない、理解できない、こう思うんですね。

実はこの浅草山を昨年9月ですか、緑資源公団に処分したときに、調整に来られた上林助役と、私はそのときに、この問題は、今までの形態から浅草山の今度の売買の形態は変わるんだから、当然信達郷も同じレベルでやってもらわないと困ると。これをやらないと言うんなら、この議案については反対です、どうして浅草山と信達郷を区別するんですかという論議をしたんです。

その中で当時の助役は、いや当然これからもうこういう形態でやっていきます、だから何とか賛成

してください。それならということで、うちの信達郷の理事会にかけて、理事の了解を得てこのことに賛成をしたと、こういう経過があるんです。

今回またこの問題については、当然信達郷財産区財産をセットして、例えば向井通彦市長を管理者にして契約をやると、こういうことになると、今市長がおっしゃった基本的な財産区のスタンスは、その都度都度、崩れてくるんですね。だから、私はこれはもう今年の9月から一貫して、このスタンスは崩さないでください、こういうことをお願いしてるわけです。

今回、私はできるだけスムーズに何とかこの問題を通したいと思って、この話は今回だけでも一度、信達郷財産区財産をセットしてということのうち、林野組合の理事会の中でも、あるいは新家の団体の中でもお願いをしました。しかし、これを認めることによって、これから合併の中で持ち込まれる財産区論議はまた同じようなことを繰り返す。だから、どうしてもこれだけは曲げないでくれと、こういうことなんです。だから、改めて市長にこの要望を出してるわけです。

ただ、私は、先ほど部長が言いましたけども、このことを処理しないとこの財産区の予算は、私はどういう答弁をいただけるんかわかりませんが、このことをオーケーと言っていたかかないと、この財産区の予算については私は賛成できい。そうすると、この土地の処分はできないということになるということをお断りしたい。

それから、もう一つ、私おかしな、この間の一般質問の中で市長が大阪府の市町村課にこのみなし財産区のことを聞きに行ったと。僕はこのこと自身もちょっとおかしな話で、俗に言うみなし財産区というのは、市長、例えば国も府もこのことに対しては目隠しをし、口をつぐんで、当然自治法で認められてないことを公式な発言、私はいろんなことで問い合わせしましたが、発言しないと思うんですね。このことは泉南市内の中で起こったことであって、泉南市の市長と市議会あるいは権利住民が合意すれば解決のつく話だと思っんですよ。何も大阪府にお聞きに行く 樽井財産区は別ですよ。樽井財産区は僕はそれでいいと思うんですけども、みなし財産区につけてはそうい

うものだと思うんですね。

その証拠に、私はいつき問題にしましたけれども、市長あなたに買われた市場財産区の土地をみなし財産区にセットしたじゃないですか。それは市長の判断でできたわけなんです。それは私は今でもおかしいと思ってますけども、そういうこともできるんですね。

だから、このことについては、私は当然うちの議会と行政サイドと、あるいは権利者と協議の上でこういこうやということにすれば、新市に持っていったって何の問題もないと思うんですね。だから、そのための方向づけを少なくともこの法定協議会の議会までにしてくださいよと、こういうお願いなんです。だから、その辺をひとつ私の今言ったことを踏まえて御答弁をいただきたいなと、このように思います。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 配分率につきましては、確かに和解調書を見る範囲内ではそういうことは書いておりません。それは当時の皆さん方と当時の市長と話し合いの中で3割・7割ということの配慮ということだったんだというふうに思います。ただ、その以降、そういう1つの長い歴史的な経過の中で定着してきたということがあるというふうに思います。文書上は、御指摘のように残っておりません。

それと、契約の話でございますが、この前の浅草については緑資源公団ということで、ちょっとイレギュラーな形の契約ということは前の議事録にもあるというふうに思います。ただ、そういう契約をしたというのも事実でございます。お金は市の方に 市の方というか、その財産区に入れていただいたという経過がございます。これもちょっとイレギュラーな部分かというふうに思います。

御指摘いただいている部分については、先般も要望いただけてまして、私どももその要望を踏まえて今検討をさせていただいてるところでございます。一定、これからの合併ということをとらえた中で、3つある特に山関係の団体とは一定お話し合いをして、そして泉南市のスタンスとして法定協に臨むということが必要でございますから、

私もむしろこれは、堀口議員の方からも御提案ありましたけど、私の方からも問題として投げかけさせていただいた経過がございます。したがって、精力的にこの問題については詰めていきたいというふうに思っております。

それと、大阪府に対して言う必要ないんじゃないかということですが、合併という1つの新たな展開の中で、法律に基づいた財産区は当然それは残そうと思えば残せると、こういう判断でございますけれども、その他の財産処分等については、私は大阪府にこの前話ししたのは、合併するからといって3市2町が同じ率で固定してしまうのは、それは無理ですよということを言いに行ったわけでございます。

したがって、それぞれの長い歴史的な経過、それから慣習がありますから、その慣習の範囲内で、例えば泉佐野は泉佐野の配分率もありましょうし、泉南は泉南、阪南は阪南もあるということがございますから、そういうものを残した中で一定の合併ということができるでしょうということを申し上げたわけでございます。これについては大阪府としても特に異論はないと、こういうことございました。

ですから、具体のやり方については、当然合併協議会の中で決めていくということですが、知事の承認というのが最終的に要ってまいりますんで、その辺のことであらかじめ意見を伺ったということでございます。

ですから、この前から一般質問で申し上げるように、まだ3市2町すべてそういう意見ということではございませんが、私どもと泉佐野市長とたまたまそういう話が出ましたので、そういう形でやっていってはどうかということ話しまして、それはそうですねと、それを1つの定規四角に当てはめるといのはまず無理ですねということで、今話し合いを始めてるということでございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（成田政彦君） 堀口議員。

15番（堀口武視君） 今、市長の見解だけを述べられて、この私の提起してる問題について答えられてないんですね。だから、このことを例えば信達郷がノーと言ったときに、果たしてこの専決

の問題はどうなるんだということには、ひとつお答えをいただけない。

それと、私はなぜそこまで行政側がかたくな話になってくるのかな。例えば、1つの例をとりますと、新家 これは聞き及んだ話ですから、泉南町に昭和30年ですか、合併になったときに、新家の地区は当然山も切り離して、当然新家のもんだということに約束をされてきた。あるいはまた、その中で新家は駆け込み事業もたくさんやられた。あるいは職員の号俸まで1号俸上げて合併をされた。

これは当然、そら市長、市長自身は大変立派な方で広域的な考えなんでしょうけども、我々はあくまでも泉南の市議会なんですね。市議会議員なんです。佐野のことまで配慮する必要はないし、僕は佐野のレベルに合わず、あるいは低いレベルに合わずというような話でも何でもないと思うんですね。泉南は泉南独自の中で、今決められる間に決めとけばいい。それはあくまでも泉南の市民を思いやってやるのが私は 佐野の市民は向井市長と一票も書いてくれてないわけですから、やはりそれは泉南の市民のことを最重点に考えて僕はその合併に臨むべきだと、合併をやりたいと言うんならそう臨むべきだと、私はそう思うわけですね。

だから、この辺、私この議案に対しての態度といたしましては、先ほども言いましたように、この我々の要望書を出している2点目、六尾高区配水池の問題については前向きな答弁をいただかないと、なかなか私も団体の長としてこの問題に、はいそうですかと言うわけにはいかないと、このように思うわけですね。

とりあえず私は、財産区についてはきちっとした基本的な姿勢を 私はこの信達郷だけじゃないと思うんですね。ため池も含めてです。基本的な姿勢を市長の口からこの席で前向きな答えを聞きたい。そうでないと、この問題についてはなかなか、はいそうですかというわけにはいかないと、思うんですね。その辺ひとつ最後にお答えをいただきたいと思います。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ですから、合併に際しては

泉南市のスタンスをきっちりとお互いに確認をしながら、1つの泉南市型といいますが、それを合意しておきましょうということで今協議をさせていただいてるわけでございます。先般も皆さん3郷寄られて、私どもの助役も行っていろんな御意見もお聞きし、また歴史的な経過もお聞きをいたしました。

その中で、我々としても、もう一度行政として持つてる資料 裁判のことは残っておりますし、わかるんで、それ以前のさっき言われましたようなことについて、何か記録ないかどうかも含めて今調べさしてもらっております。

したがって、今回の契約とそれから合併に際してというのは、ちょっと時期的に合併というのはまだこれからのご話でございますんで、できればお分けいただいて、合併の方は合併協に臨む前に、おっしゃるように泉南市としてきちっと再確認をした上で法定協に臨むと。そして、泉南市の主張、佐野は佐野の主張、阪南は阪南の主張があると思いますが、それはそれでお互い認め合うという形になろうかというふうに思いますけれども、合併協議書の中へきちっとうたい込むという形で進めていきたいというふうに考えております。

契約の問題については、先般も要望をいただきました。それについては、まだ我々もきょう時点で結論を出しているわけではございません。この予算そのものは7割・3割という形で今回上げさせていただいてますんで、それはそれとして、その契約問題についてはこの前浅草と結んだという経緯がございますけれども、これについて今後同様な形でいくのかどうかということについては、もう一度皆さん方とも御意見もお聞きして御相談をさせていただきたいと、このように考えております。

〔堀口武視君「ちょっと1点だけ、もう1つ議長、確認だけさせてください」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） 堀口議員。

15番（堀口武視君） 市長ね、僕、7割・3割についてこだわってるわけじゃないわけです。7割・3割は、僕は泉南市でいてる間は当然、例えば池にしたって45・45・10というのがございます。これは僕は権利者と同意の上で、合意の

上で進めたらいいことであって、例えば今の状況のままいくのなら、私はどうして今、浅草山共有林野組合が権利者と緑資源と契約されたわけですね。当然、こういうことは主体性として浅草山共有林野組合の主体性を認めたわけですから、同じように信達郷も認めてくださいと。3割を我々渡すのを嫌だと言ってるわけじゃないんです。

だから、その中で、できたら形態として、例えば権利者の方から確約書でも入れさせて、3割は当然市に持っていくんだという形で、そういう権利者の主体を認めてやっていただきたい。そうすることによって何もかも全部解決するんじゃないですか。

例えば、ため池を持っている区、どこの底地になってるんか知りませんが、私の区で言えば金熊寺の区になれば、これを処分するときには45%当然市に寄附しますよという形にする。あるいは信達郷も当然3割はどういう形になっても泉南市の間は寄附しますよということにする。これを新市に持っていったら、そのときに改めて考えればいい話で、私は主体性を権利者に持たせてやってください、こう言っているわけです。

だから、その辺ちょっと勘違いしてもらったら困るのは、我々10割持ってこいと言うてるわけじゃないんです。7割・3割はいいじゃないですか。今までおっしゃったように慣習ですから、3割は市の方へ持っていきましょう。しかし、そのことを形として、我々の権利者の形の中で残していただきたい、こういうことですので、その辺ちょっと間違ってもらったら困る。確認のためにお願いいたします。

議長（成田政彦君） 意見ですね。ほかにありませんか。 質疑の途中でありますが、3時50分まで休憩します。

午後3時20分 休憩

午後3時53分 再開

議長（成田政彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第2号に対する質疑を続行いたします。質疑ありませんか。 東議員。

6番（東 重弘君） この報告2号は、さきの6月定例会、専決をされてます。その中で質疑をし

たいなと思ったのができなかったということもありまして、若干の質問をさせていただきたい。先ほど我が会派の堀口幹事長からバックボーンについては質疑をさせていただいてますので、それ以外、少しは関連するかもわかりませんが、質問させていただきたいと思います。

まず、市長もおっしゃるように、さきの議会は議会の都合で質疑ができなかったということについて、専決については私もいたし方ないなと、このように思ってます。ただ、先ほども申し上げましたように、質疑をさせていただきたいなと思ったのにできなかったんで、報告案件の中で質疑をさせていただきたいと思います。

まず、今度予算措置がなされておりますけれども、当然売買、金銭のやりとりというのは契約に基づくもんだと思うんですが、この契約書、今、堀口議員もちょっと聞かれましたけれども、まだ契約書をつくってない、こういうことですが、どなたとどなたの契約をしようと、こういうふうにお考えをなさっておるのか。

そして、毎度同じことを聞くんですが、もう予算措置の中で3分の1が一般会計へ繰り入れられております。この3分の1というのはどういう性格の金なのか。

それと、浅草郷のときには基金に繰り入れられておりますけれども、今回はどうなるのか。

まず、事務的なこと、後で市長には所信をお伺いしますが、事務的なことをお聞きしたい、このように思います。

議長（成田政彦君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） まず、この今回の財産売り払い収入のこの売買契約でございますけれども、従来この信達郷財産区会計につきましては、財産区会計ということもありまして、首長、市長と契約をしまりました。

ただ、今回この分につきましては、先ほど申し上げましたように、契約書についてはまだ契約行為をしていないということで、この山の分につきましては、例の浅草郷の関係もありましたし、その辺で組合の管理者ですか、そちらと契約行為もあったということもありまして、この分についてはもう少し我々としてもその組合管理者というん

ですが、そちらの方と協議も必要ということで、現在まだこの契約行為には至ってないということで、もう少し協議が必要ではないかと、そういうふうに考えております。

それと、30%の一般財源に伴う分でございますけれども、これにつきましては、これも要するに先例というんですか、信達郷財産区の関係で30%は市の方に繰入金という形で収入にしていたということもありまして、それと同じ形の性格を持ったという意味で30%一般会計の方に繰り出しという形になってます。

それと、あと30%の分についてどういった形で、基金のどこに積み立てるのかということであったと思います。これにつきましては、先ほど御審議いただきました一般会計の補正予算ですけども、公債費管理基金、こちらの方に432万9,000円、信達郷財産区繰入金を原資としてこの公債費管理基金の方に積み立てを行ったということでございます。

以上です。

議長（成田政彦君） 東議員。

6番（東 重弘君） 今、契約についての御答弁がございました。

市長、浅草郷、8月に臨時会で提案されました。私、忘れもしません。これまでよということで12時間切れで、9月にさせていただきました。そのときも私は同じことを聞いたんですね。そのときには、8月には緑資源公団方式を今後も貫きますと。9月定例会には、これはページ数申し上げますか。なんやったら議事録のページ数申し上げますてもよろしいですが。そして、9月定例会には、市長が緑資源公団の契約はイレギュラーであくまでももとへ戻すと、こういう答弁をされてるんですね。

今、谷さん、何ておっしゃったんかな。それもあつし、これもあつしという話で、結局この契約のスタンスというのは、本当に泉南市はあやふやなあいまいな立場をとってきた。これが31年の合併から本日に至るまで、この共有地、物すごく問題は複雑化してる。これは堀口幹事長もおっしゃったように、今までの扱い方があいまいやから本当に困ってるんだ。そして、この前も山関係の

方々とお会いしましたがけれども、この問題を解決しないで合併なんていうのはあり得ないんだという確認をしております。

そういうことであって、これ契約が今の答弁では、私、非常に困った答弁だなあ。そしてこの浅草については、14年3月の契約で8月臨時会上程されたんですね、この議会。9月もその14年3月時点の契約書に基づいて質疑をさしてもうてるのに、なぜ議会がまたがると答弁が180度変わるのか。この辺での議会説明責任というのを、これ僕が質問してなかったら、8月臨時会の話が生きてるわけですよ。今回そういう、まだ契約してないと言いながらも、財産区の管理者、いわゆる向井市長ですね、契約されるといって、これ議会の説明をどの場をもってされたのかなあと、こういうことを市長に少しお聞きしたいと思うんですね。

それと、浅草郷で処分のときに、これは窓口は上林さん、当時の助役さんだったんですが、私は盛んに7・3という割合、何も絶対に7・3でなかったらあかんだという話ではないんですよ。そのときも私、質疑さしてもらいました。税金がかかったらどうすんのか、代替地を買いたいと言えばどうすんのか。その市が取る3割について微妙な話がある。されば、この代表者との契約であれば、その組合や区に金を入れて3割を寄附してもらおうと、すべての問題解決するやないか。税金の3割分についてはどうするか。寄附金控除を受けてください。代替えをを買うのに返してくれ、いや、寄附をしてもうたものを返す必要ありませんよ、7割で買ってください、こういう話するとすべてがうまくいくんじゃないですかということを感じに申しあげました。先ほど堀口幹事長も同じことをおっしゃいました。

市長、この7・3という、例えば市長は合併推進をなされておりますが、合併というのは当然法定協議会の設立、また法定協での合意というものがないから、これは不安があると思うんですね、こういうものを変えとね。ただ、協定で7・3ということを持続しとけば、例えば合併して我々が行くにしても、佐野市は寄附しませんと言うのであれば、うちだけする必要ないや

ないか。7・3出してくれと言うんやったら、佐野市も7・3出してくださいよ。そういうことによると、泉南基金、議会の同意、市長の提案権、こういう心配をしなくてもいいわけですよ。これは樽財にも言えると思うんですね。

だから、堀口幹事長もおっしゃったように、寄附ということにされると合併の杞憂もなくなるし、今後我々が合併しても主張はできる、このように考えるんですね。それを市長が今かたくなに、答弁聞いてますと、泉南基金的な長い慣習とおっしゃるから非常に難しい話になるなと、これが実感なんですよ。

それと市長、今、信達郷に払い下げの話あるの知っておりますか。お聞きじゃないですかね。今、泉南岩出線の残地を大阪府も財政難やから余分なもん買い取れと、買い取ってほしいという話が来てるらしい。まだ大阪府は泉南市との話にはしない。当然、買ったところに話するということでしてないんだと思うんですね。

こうした場合、市長、当然3割取られてるんだからどうしてくれんねと。これは僕、浅草郷のときに言うた代替地買う、3割どうするという話の蒸し返しなんですよ。あのときは代替地を買う、内容にもよる、また申し出がないと、こういうお話でした。今度は現実に払い下げということになってきますと、当然今、公債費管理基金に振り込んでる金を一民間団体が買い戻しをするのに自治体としては出せないと思うんですよ。どんな方法で出すのか、私は非常に難しいと思うんですよ。

この辺も含めて、この際私は7・3という割合を堅持しつつ合併に臨まれるのが一番いい。私はそう思うんですよ。ただ、そうでなかったら、到底払い下げ、道路に売却して、だれかがそれを入札でも落とすと、無道地ということになりますね、当然。売った人は、当然道路やから道路に面した土地で残るという解釈をせざるを得ないのに、それがそういう条件で払い下げをされると、その代表者なり組合長なり管理者なりが大変苦勞する。

それと、もう1点、大阪府はこのやり方がいいんだ、こういうお話をされてますけども、大阪府が払い下げをするときに泉南市が非常に困ると思うんですよ。そら市町村課と財政とは別やから、

縦でつながってないからそうおっしゃるんですが、余り今のみなし財産区の扱いはちょっと窮屈じゃないんでしょうかね。これは私の意見で、もしそれに対しての意見ございましたらお答えください。

寄附でどうかと私は思ってるんですが、ひとつ議会で答弁が変わってきてるという事実と、その割合は寄附ではどうかということについての御答弁をいただきたいと思います。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、契約の問題でございますけれども、先ほどの質問者にもお答えしましたように、従来から財産区管理者という形でやってまいりまして、昨年、浅草共有山では違う契約の仕方というものをやりました。

そのときの議会答弁ということでございまして、我々も調べましたけれども、一番最終は9月議会ですかね。私の方が答弁いたしておるわけですが、その前に当時の総務課長が一部答弁してるということで、この議事録を読みますと、本人に確認しますと、同じ意味で言ったんだということでございますが、この議事録で確認しますと、ちょっとあいまいな部分があるかなというふうには思います。

それはさておいて、契約については先ほど御答弁申し上げましたように、先般皆さん方3郷の方が寄られて一定の協議をされて、我々の方に要望書という形でいただいております。その背景あるいは経過も踏まえて、皆さん方の要望の経過も踏まえて、私どもは改めて協議をさしていただいて、そして契約をしていきたいというふうを考えております。

もう一つ、7・3の部分の受け入れの仕方ということでございますけども、これは先ほどもありましたように、今後合併に向けて一定の前処理をお互いにしましょうということにいたしておりますので、その中で一定の我々と皆さん方で合意をして、そして何らかの文書なり形で残して、その上で合併協に臨むという方向でいたしたいというふうを考えております。

それと、信達郷の府道の残地の売却ということについては、私自身はまだちょっとその辺の情報というのは得ておりませんので、ちょっとお答え

しづらいところでございますけれども、いずれにいたしましても、今その大きな課題に向かって整理をしようという段階に入ってきておりますので、その中で皆さん方の御意向も十分踏まえて対応を考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） 東議員。

6番（東 重弘君） 済んでしまったことでございますけれども、余り細かく言うつもりはないんですが、市長、今、馬野総務課長さんのお話されました。このとき一度は、いやこれだけやという話、いわゆる緑資源公団の契約だけやという答弁をされてるんです、先に。で、議長という声で手を挙げられて、人の答弁をされてる前に立って、その答弁間違ってたよと、今後この緑資源公団方式でやると、こう述べられてるんですよ。

ちょうど2ページ、145、147にわたってるんですが、これが堀口幹事長がおっしゃったように、当時の上林さんとの話はこれしかないんじゃないかなという合意やったんですよ。これでいきまひょかというような話もあったというようなことも聞いております。ただ、それは市長の御決裁をいただいてない、前段でのお話ですから、市長が決裁されなかったんでこういう状態になったんだと思っております。

お聞きすると、今の契約まだなさってない。これも我々といいますが、山に関係する者の主張としましては、地区代表者、組合長、管理者なりの契約で寄附ということですから、全額地元へ入れていただくと、こういう主張をさっきからやってるわけですね。これにも契約されてないというんであれば、この辺の考えに沿ってというふうな意向もございませうか。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） いや、そうではなくて、この件については6月で上げさしていただいて、流会になりまして専決いたしておりますので、これはもうこの予算書のとおりしていただきたいというふうに思ってます。

今後について、合併という1つの契機をとらえて、今の泉南市として、もし合併協ができればどう対応していくかということについて、問題提

起を我々もさしていただき、また地元からもいただいております、今ちょうどその趣旨をこの前お聞かせいただいたということでございまして、近い将来、十分 十分に時間的に余りありませんけれども、早急にお話し合いをして、合意を得た上で1つの泉南市としてのあり方というものを書いたもので双方確認した上で法定協に臨みたいと、こういうことございまして、これはもうこういう形の金銭処理ということで御理解いただきたいと思えます。(東 重弘君「ちょっと勘違いしてました。わかりました。それと、議事録の話もさしてもうたんですが、議事録」と呼ぶ)

我々も確認いたしましたけれども、ちょっとニュアンスは違うんですが、それはもうここで言ってもあれなんで、それはもう済んだ話ということで、今新たにどうするかという問題で問題提起していただき、また皆さん方にも御議論いただいとるということでございまして、今後どうするかという方向の方に重点を置いていただければ非常にありがたいというふうに思っております。議長(成田政彦君) ほかにございせんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

松本議員。

11番(松本雪美君) 報告2号、専決処分の承認を求めるについて、反対の立場で討論します。

信達樽井線の専決と同じで、市長は緊急性がないにもかかわらず、議会の審議を保障することなく、六尾配水池の処分にかかわって専決処分をしたことは問題であることを指摘し、反対といたします。

議長(成田政彦君) ほかにございせんか。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより報告第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(成田政彦君) 賛成多数であります。よって報告第2号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第4、報告第3号 専決処分の承認を求めるについて(特別職の職員の給与に関する

臨時措置条例の制定について)を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

(報告書朗読)

議長(成田政彦君) 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長(向井通彦君) ただいま上程されました報告第3号、専決処分の承認を求めるについて御説明申し上げます。

最初に、先般、土地開発公社所有の産業廃棄物処理用地の管理に当たり、当該地に係る処分費用問題が惹起し、行政全般に多大な不信感をもたらしたことに對し、行政を指揮する立場として、市民並びに議会の皆様方に変御迷惑をおかけいたしましたことを深くおわびを申し上げます。

本件につきましては、土地開発公社の理事長、副理事長である両助役から、責任の明確化を図るため8月分の給料及び調整手当の額の10分の1を自主的に返納したい旨の申し出があり、これを受けて私自身の包括的な監督責任につきましても時を同じくして早期に明確にする必要があるものと判断し、専決処分を行ったものでございます。

議案書29ページをお開き願います。内容につきましては、特別職の職員の給与に関する条例附則第2項の規定による給料の額及び第4条に規定する調整手当にそれぞれ100分の90を乗じて得た額とするもので、平成15年8月に支給する1カ月間の給料及び調整手当について適用したものでございます。要約いたしますと、8月分の給料と調整手当をそれぞれ10分の1減額したものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(成田政彦君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 島原議員。

16番(島原正嗣君) 今、提案理由の説明がありましたけれども、毎回毎回、失敗することによって自分の給与を、三役の給与を減額するということが済ましておるんですが、向井市長になられてから今日まで何回このような減給措置がとられ

たのかですね。

それと同時に、この減給なり制裁なりという措置はよくわかるんですけども、今後適切に行政を運営してもらわなきゃ困りますよ。給料だけカットすればいい、こういうことだけで済むんなら、僕は法律や規則も要らんとするんですが、もっと政治責任という視点から、これはやっぱり小さいことであろうと大きいことであろうと、権力者にかかわる権限というのは甚大なものであるし、だからそれだけの権限が与えられてるんですよ。そのことについて、ただ反省するとかいうことやなしに、間違いのない正しい運営をするのが当然と、私はそう思いますよ。 ならみつつけてるけど、そう違うんかえ。

したがって、今日まで何回こういう措置がとられたのか、今後このような方法で全部処理をしていくのかどうか、一回明確な答弁を願いたい。

以上。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回を別にしまして、1つは同和更生資金の、これも過去の負の遺産ということでございますけども、これの回収問題で減給をしております。

それと、職員のこの前の浅草の共有山処分に関連しました決裁をとらずに押印したという問題ですね。これについてみずからも処分をしたということでございます。

あとは何かあったかな……。ちょっと今はっきりとは覚えておりませんが、そういう処分を受けたというか、みずから科したということでございます。

今回、土地開発公社ということでございますけれども、包括的な監督者という形でみずから処分をしたということでございます。

もちろん減給だけで済むという、御指摘でございますけども、そういうものではないというふうには思いますけれども、しかし形の上であらわすということになれば、私の場合、そういう自分自身の厳重注意とかそういうのはできませんので、みずからのそういう給与面での処分ということにどうしてもならざるを得ないと。場合によっては、いろいろ軽過ぎる、あるいは厳し過ぎるという御

意見もいただきましたけれども、こういう形でしか姿としてあらわせないという部分がございますんで、この点については御理解いただきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、そういうことが多数あるということについては非常に私自身も申しわけなく思っておりますし、職員にも事務事業の見直しとか、あるいはそういう間違いのないように十分常日ごろから指示をいたしてるところでございますけれども、今回こういう形で首池の関連で処分をしたということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（成田政彦君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） 私もいろいろ失敗したりミスをしたりすることもありますけども、人間というのは完全無欠な人間でないということはだれでもわかっております。

ただ、問題は、6万6,000市民の生活を預かり、税金をいただき、その中でそれぞれの計画を立てて行政の運営が公正になされるわけです。しかも、今回のこの公社の関係のミスについては、1,000万や2,000万のミスではない。当初これだけ必要だということを言いながら、いずれにしても膨大な費用を組んで、しまいには減額をすると。その積算基準が間違っただけで済んでしまうんですけども、私はもっと行政というのは、まず何よりも現場に立って、そこを認識をして、それを行政の中で生かしていくということが大事じゃないですか。何も、給与を減らすこと、あるいはボーナスを減らすことが1つの措置かも知れませんが、私はそういうことだけにこだわらず、もっともっと問題点というものについて行政はしっかりとよく反省をしながら、こういうことのないように運営をしてもらわないと、市民の信頼というのはないじゃないですか。

だから、間違いは私はないとは言いませんけれども、こんなことでこのようになるのかなというようなことだけは、きちっとやっぱり管理をしていただきたいというふうに思います。

あなたも御存じのように、きのうの新聞なんかは、高石の阪口市長なんかは三役とももう退職金は要らんと、ゼロだと。彼の給与はもう半額です。

中には、あの市長は変わってるから平気であんなことするんやと言う人もおりますけれども、僕はそうすること自体が、何を言われようともきちっと自分の信念を貫くということは大変なことだと思うんです。

そういう意味で、今後こうした問題についても、減額、減額ということも大事だけれども、もっと責任を痛感して、部下も含めてその担当課で十分反省をしながら、市民の納得するような議会運営をしてほしい。

以上、意見を申しておきます。

議長（成田政彦君） 真砂議員。

21番（真砂 満君） この市長の処分について、反対の立場で今回も質問させていただきたいと思えます。

市長がみずからの処分をするたびに、私は反対をいたしております。理由はいろいろあるんですが、今、島原さんの方からもおっしゃられました。やはり責任というとり方、それはそれぞれいろいろあるかというふうに思います。決して私は給料を下げる、カットして、それが責任のとり方だとは思えないんです。

もし、向井市長がそれぞれの問題に対してきちっと責任をとるとするならば、きちっと再発防止に対して、類似も含めたほかの件、今後起こり得る件も含めて、再発をしないという強い決意のもとですということに尽きるのではないのかなというふうにまずもって思ってます。そのことも今回改めて申し上げたいというふうに思います。

その中で、先週末も案件が違いますが、質疑をさせていただきました。今回のこの首池問題、本当に問題はどこにあったのか、そこをまず明確にさせていただきたいなというふうに思うんです。

私は、先週末の補正予算の質疑の中でも申し上げましたように、今回この土地を動かしたことによって発生をした産廃の問題、確かにそのことによって惹起をしたわけなんです、問題の根もと、首池に不燃物仮置き場として本来は行政として執行していなければいけなかったものが、ある時期、産廃の最終処分地化したものを放置してきた、そのことにあるというふうに思ってます。

まず、そのことについて本当に行政がどう思っ

てるのか、問題の根本はそこにあるのではないのかなというふうに考えているところです。その辺についてどうお考えなのか、お聞かせをいただきたい。

それと、今回この土地を動かすというのは、当然、開発公社理事会で決定をされているはずなんですよね。そのときに、真剣にこの種の問題が議論をされなかったのかどうかですね。もし仮にされてたとするならば、この問題はやっぱり起こってなかったというふうに思うんです。

そこで、今回理事長と副理事長が自主返納したということもあって、向井市長も行政責任を感じてということだというふうに思うんですが、このお3方以外に処分をされた職員がおられるのか、おられたらその方も公表していただきたいなというふうに思います。

なぜならば、これが仮に理事会でこの土地の移動が決定をしているということであって、その職員が処分をされるということになれば、これは理不尽ではないのかなと。仮に一般職員が処分されるというのは、行政の決定なり理事会の決定を無視してみずから勝手に行政執務をしたということで処分されるならわかるんですが、理事会決定を受けて、そのことをまともに遂行して処分をされるというのは、これは余りにも理不尽ではないのかなと、そのように思うんですが、そのあたりについていかがなのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

議長（成田政彦君） 中谷助役。

助役（中谷 弘君） 真砂議員さんからの2点の御質問でございますけれども、まず岡中の不燃置き場ですけども、過去から泉南市には各家庭等から出た不燃物について処分場がないということで、従来から灰皿方式というようなやり方で一たんそこに市民の便宜を図るために仮置きを置いたと。それを何回か処分場に搬出してたという経過がございます。

ただ、最終的に量が膨大にふえてきたという状況の中で、もうこれ以上処分できんと、裁判の問題もございましたけれども、搬入をやめたと。そのまま放置をしていたというのが経過です。ですから、費用も多額に要ということもあつたん

だとは思いますが、それで裁判も終わったということで、条件としての水路改修を終えてそれで一たん終わったという状況でございます。

本来でございましたら、灰皿方式ということになりますと、最終的に処分までして跡地利用まで活用図らないといかんというのは、十分我々として認識をいたしておるわけでございますけれども、現実にはそこまで行っていなかったということは、当然行政として反省をしていかなければならないのではないかなというふうに考えております。

それと、もう1点でございますけれども、処分の関係でございますけれども、この処分につきましては、当然当時の理事長、副理事長につきましては8月分の給料の10分の1、といいますのは、廃棄処分用地について利便性を高める目的で隣地との間で一部交換を行ったと。その中で当該整地作業中に産業廃棄物が発見されたということで多額の費用も要するというので、いろいろと多大の不信感をもたらして、市議会なり市民の皆さん方に御迷惑をかけたということの中で、理事長、副理事長については、当時の理事長、副理事長でございますけれども、責任の明確化をするために責任者として処分を行ったということでございます。

それと、あと関係職員でございますけれども、この職員につきましては、理事会に参画をしていた者、それと事務局の関係でございますけれども、法による処分というのではなしに、厳重注意という形で、注意義務を怠っていたということの中で、文書による厳重注意処分が2名、それと口頭の注意が3名ということでの泉南市土地開発公社の理事長からそういう処分を行っているということでございます。

議長（成田政彦君） 真砂議員。

21番（真砂 満君） 首池の経過については、今、中谷助役がおっしゃられたとおりだというふうに思っています。ですから、本来のあの土地の利用 利用といいますか、果たしてきた役割をきちっと行政が遂行していったら、今回のこの種の問題もなかったはずであります。

ただ、確かに岡中で裁判があって、和解をされて水路も設置をされた。この時期のときに、確かに今おっしゃられたように不燃物が搬入を停止

をしております。そのときに、ほんまに持ち出し分も含めて行政がしていなかったと、ここに問題があるんだという認識ですよ。それがあのかないのかということだというふうに思うんです。そこが今回惹起した問題の根もとであるというふうに改めて申し上げたいというふうに思います。

それと、今、理事長、副理事長、そして市長ほか職員の処分が5名おられるということでありまして、確かにきちっと注意をしておればどうのこうのというお話があります。しかし、私からすれば、この土地の処分の問題については、理事会できちっと議論をして決定をされた事項なんですよ。そのことをまともに遂行をしたのが職員だというふうに思ってるんですよ。

確かに、ちょっと資料を持ち合わせていないんで詳しい確かな金額はちょっと忘れておりますけれども、わずかな金額の利益で当時は1億円の債務負担行為をしなければいけないというようなことがあって、大きな問題になったというふうに記憶をしてるんですが、これは1億円の金がかかったからではないと思うんですよ。金額が大きかったから問題になったのではないというふうに思いますし、金額が大きかったから問題にしたんではおかしいというふうに思ってます。そこらをきちっと私は整理をすべきではないのかなというふうに思うんです。それでないと、1億円だからこれは大問題なんだと。例えばそれが数万円であればセーフだったということには私はならないというふうに思うんで、行政を遂行するためにどうだったのか、そこが今回の問題の論点をする場所だというふうに思ってます。そこらについては、本当に行政がどのように考えられて今回のこの処分になったのか、改めてお聞かせを願いたいと思います。

議長（成田政彦君） 中谷助役。

助役（中谷 弘君） 今回、先ほども申しましたように、入り口の工場の敷地と出入り口が広がるということの中で、公社の土地の有効活用ということで交換を行ったという経過がございますが、その中で民間の業者に渡す土地について、整地をしなきゃならないという条件がございました。それを行ったときに、その下から産業廃棄物が出て

きたという問題ですね。

ですから、この土地の交換等の議論を行うときに、これは理事会で決めてるわけでございますけれども、その中でそういう詳しい議論というんですか、それは余りやられていなかったのではないかなと。（松本雪美君「注意してるで、注意は」と呼ぶ）

それは当然その参画した人間ですね、その中でどこまで議論をしてやるべきか、やらないべきかという判断もあったというふうに思いますけども、それと当時そこまで産業廃棄物が中に入ってるという予測もされておらなかったということで、注意義務ということの問題で嚴重注意という形の実態、損害を伴わない処分でございますけど、事務的なミスということの中でそういう処理をしたということでございます。

今後、これから十分そういう公社の中でも議論するときには、そういう取り扱いについて注意をしていかないかということの中で、我々としては処分をしたということでございます。

議長（成田政彦君） 真砂議員。

21番（真砂 満君） 中谷助役、今ちょっと実損を伴わないということが非常に私としてはひっかかるんですが、口頭注意であったとしても、まじめな職員は行政の方から処分されるということについては、非常に不名誉なことであるというふうに思うんです。ですから、実損があるかないか、そんなことではないというふうに思いますので、注意をするときには実損がないから処分を受けとけやと、まさかそんなつもりで処分をしたことではないというふうに思うんですが、そういう軽々しいものではないということだけ、もちろんわかりだというふうに思うんですが、改めて申し上げたいというふうに思います。

それと、今回のこの問題については、何度も言うようですが、あれはあくまで不燃物の仮置き場として利用してきた。それが行政としてある時期、有害物質も含めた産業廃棄物があの中に搬入をされ、これまでは何とか何度かに分けて搬出をし、整地をしてきたということがあったんですが、最後のしりぬぐいといいますか、裁判とかあったんですが、最終的なきちとした整理ができんまま

に放置をしてきた、このことにやはり私は問題があるというふうに考えておりますし、長い年月の間ですから、ブロック塀のあたりまで産業廃棄物が入ってるか入っていないか、これはなかなかわかりづらかったのではなからうかなというふうに思います。言い方を変えれば、これは仕方がなかったという一面もその担当者としてはあったのではないのかなというふうに思ってます。

ただ、別に私は決してその御本人をかばうつもりでもないんですが、一番言いたいのは、行政としてきちとした行政執行さえしておけば、その問題がなかったのではないのかなということを強く言いたいだけであります。

そういった意味で、今回市長も含めて処分されてるんですが、市長に最後にお聞かせをいただきたいんですが、私は冒頭に述べましたように、市長の処分について毎回反対をしているわけなんです。冒頭にも言いましたように、今後いろんな問題でこういった職員の不祥事であるとか、こんな行政のミスであるとかいうことのないように、いかに職員の引き締めも含めて市長としてやられるのか、その辺の御決意だけをきちっとお聞かせを願いたいというふうに思います。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 過去の処分、また私の処分ですけれども、職員のいろんな事務的な手続のミスも含めて、私自身も監督責任という大きな立場でみずから処分をしてきました。

御指摘いただきましたように、それだけで済むという問題ではございませんし、またそれがちょっと長として過大ではないかという御意見もいただいたことがございますけれども、しかしそれは大きなこと小さなことであれ、最終責任者というのは私でございますので、それはそれでみずからも律するというのも含めて処分をしてきたということでございます。

問題は、やっぱりそれを戒めとして、今後そういうミスをいかになくしていくかということが一番大切だというふうに思っております。その都度、さまざまな形で対応策を講じさしてきております。

今回の場合は、ちょっと公社という1つのまた

別の財団法人ということもございまして、指揮命令系統は若干違うんですけれども、理事長からもその辺については十分今後注意するよという事で、厳しく指示、指導もやっております。

その他の行政全般についても、調整会議あるいは庁議等においても、こういう間違いといいますか、ミスをなくすということについて厳しく言っておりますし、その対応策といいますか、特に決裁ラインを含めて厳しく見直しをしたということでございますので、そういうことのないように今後とも全力を挙げなければいけないというのが私の使命だと、本来の使命だというふうに思っておりますので、十分今後ともその点について留意をして、職員一丸となってそういうことのないように努めてまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

大森議員。

4番（大森和夫君） この市長の処分に基準があるんかどうかお聞きしたいんですよ。というのは、同和更生貸付基金がありましたけども、あのときは未回収の額が5,000万ですかね。その中で3,000万を目標、回収するという事での処分だったと思います。それに比べてこれがどうなのかね。

今回は、その後調べましたら5,700万ということですけども、当時は、これを出されたときは1億円の債務負担行為、市に損害を与えるということの処分でしたから、それに比べてどうなのか。基準がどこにあるのか。もしかはっきりした基準がないなら、これは議会や市民の声を聞いて、そういう判断で決めるべきだと思います。

それから、解決方法はどないなってるんか、そういう事も含めてやっぱり市民の前に明らかにしてみずから処分をします。これがなかったら、お手盛りの処分をするというのは、これはやっぱり市民や議会から批判を受けるのではないかと思うので、その点をどのようにお考えか、お答え願いたいと思います。

それと、これは市長自身は、ここに産廃があることは御存じだったんですよ。そやのに何でこういう形で処理をされたのか。

それと、ここがこういう産廃を置くところとして知ったときに、土地開発公社の土地を何で市が買い取らなかったのか。これはほんとにまさに塩漬け用地にしたまま、市が実際は供用を開始してるんやから買い取らなあかんですよ。これをやってない。

それから、その後、これ以外の場所ですよ、交換した以外の場所。その土地をどのように処理されるつもりなのか。そういう事も含めて話をして、解決方法というのを教えていただけますか。

とりあえず以上の点でお答えください。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、私の処分に基準があるんかということでございますが、これは1つは、まず職員の処分というものが前提になります。そのときは、泉南市の賞罰審査会というのがありますので、そこに諮って、こういう場合はこれぐらいの処分というのを、これはいろんな全国的な事例もありますし、それから1つの考え方もありますから、まずその職員の処分というものが決まっています。その上で、上司の監督責任という部分が出てまいります。

ですから、その職員の処分等の1つの基準の上に立って監督責任と、あるいは私の場合ですと総合的な監督責任という形で処分を行うということなんですが、ただ、先ほども言いましたように、私の場合は地公法にあるような処分というのは、例えば訓告とか戒告とかそういうことはできないということもございまして、どうしてもこういう減給という形にならざるを得ないという部分がございますので、今回もそういう形にしたところでございます。

それと、今回は土地開発公社ということで財団法人上の処分という、職員についてもそういう形になっておりますので、それらを踏まえて、私としてこの正副理事長の自主返納という部分を踏まえて、この1か月10分の1減給ということにいたしました次第でございます。

議長（成田政彦君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。中谷助役。

助役（中谷 弘君） 後の2点ほどでございます

けれども、現実には灰皿方式で使ってる間から公社の土地をそのままお借りをしてたということの中で、買い戻しをやっていないということでございます。本来でございましたら、買い戻しをして市の施設として運営をするのが筋だったというふうに思いますけれども、これはこれからどういうふうな形で処理していくかというのは、内部で議論をしていかないかんのではないかなというふうに思っております。真剣に議論をしてまいりたいというふうに思っております。

それと、あと残ってる土地の利活用ということでございますが、今回補正予算で上げさしていただいております債務負担で出た分については処理をいたしまして、その後についても、2点目の先ほどの分と含むわけでございますけれども、どのような活用があるかというの、これは担当課と十分に議論をした中で一定の答えを出していかないかんとというふうに考えております。

ただ、現実では今の段階ではどういう形にするかという答えはなかなか出ていないんですけども、これは真剣に議論をしていきたいというふうに思っております。

議長（成田政彦君） 大森議員。

4番（大森和夫君） 1つは、市長のその基準がないわけですよね、これね。はっきりした、どういふときにどういふ処分をするのか。1つは、どんだけ市に損害を与えたか、これがやっぱり1つの基準になると思いますわ。ちょっと同更資金との兼ね合いの話が全くなかったんですけども、やっぱり比較とか、当然出てくるわけですよ。そういうところをきっちり説明できないのやったら、やっぱり市民や議会の声、意見を聞くべきですわ。

そういう意味でいうと、この専決というのをなぜやられたのか。私はそういう意味ではすべきではなかったと思うので、その点についてさっきお答えなかったと思うので、お答えください。

それと、今回1億円で用地の取得が、この事業が初め1億円と言ったのが5,700万に減りましたわね。私は何で、この5,700万ということがはっきりしてからでも処分というのをしたらよかったと思うんですよ。でないと、それこそ市長だけの処分だけじゃなくて、ほかの方の処分もあ

るんだから、私はこういう結果が出てから、幾ら費用がかかるのか、幾ら市に損害を与えたのか、こういうところがはっきりしてから処分をすべきだったという点でいえば、やっぱりこの専決というのは、市長がおっしゃるように早期のうちに必要なものでなくて、原因とか、それからこれからのように対処していくのか、はっきりさしてかせないかんとおもいますよ。

助役お答えになったように、全部すべてこれから真剣に議論するということでしょう、解決方法は。そんなことはやっぱりあかんと思うし、ほんとはこの土地開発公社にしても市にしても、こういう土地は民間に買うていただくと、それで市の財政に入れていくということが基本でしょう。そういう基本にさえ立ち返られないような土地なんですよ。産廃はたくさんあるし。そういうことを全くそれから運営方法もおかしかったという話でしょう。そういうことを全然明らかにせずに処分するというのは、私は間違いだったと思います。その点お答えください。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 専決処分ということでございますが、これはもうこの前の一般質問とか、それからきょうの議論も踏まえて何度もやりとりした話でございまして、私どもは議了していただきということを一貫して申し上げているわけです。ぴっと筋が通ってるわけです。

ですけども、あなた方はあなた方と言うとまたほかの議員さん怒られますから、日本共産党としては流会を希望したと、こういうことでございますから、筋が通っていないんじゃないでしょうか。

それと、後の首池そのものについては、また別のどうか、次の補正予算の方で債務負担で上がっておりますんで、これの処分とまたちょっと別の議論かなというふうに思いますんで、そのときにやっていただいたらお答えさしていただきたいというふうに思います。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

大森議員。

4番(大森和夫君) 反対討論を行います。

この処分は、専決処分として行うべきではありません。市長は、やはり市民の声、議会の声を聞いて処分をすべきであります。処分の基準もはっきりしないまま、また土地開発公社にかかわる解決方法、産業廃棄物にかかわる解決方法を示さないまま専決で処分を行ったことに対して反対いたします。

議長(成田政彦君) これより報告第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(成田政彦君) 起立多数であります。よって原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5、報告第4号 専決処分の承認を求めるについて(平成15年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算(第1号))を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔報告書朗読〕

〔松本雪美君「議事進行」と呼ぶ〕

議長(成田政彦君) 松本議員。

11番(松本雪美君) 今の特別職の職員の給与に関する臨時措置条例の制定について、この専決処分で今採決をとられましたが、採決で反対や賛成の人数をもう一度きちっと確認をしていただきたいと思います。

私の判断では……(発言する者あり)ちゃんとしてください。きちっと数えて、もう一度賛否をとってください。私の判断では、数えた限りでは10対10になっていたように思うんです。

議長(成田政彦君) 議長は判断をしました。

〔松本雪美君「何対何ですか。言うてください。』

そんなん、あかんで。きちっと読まんと、そんなんしたらあかんわ」と呼ぶ〕

議長(成田政彦君) ちょっとこの場で暫時休憩します。

午後4時55分 休憩

午後4時56分 再開

議長(成田政彦君) 会議を再開します。

理事者からの提案理由並びに内容の説明を求めます。

助役(中谷 弘君) ただいま上程されました報告第4号、専決処分の承認を求めるについて、平成15年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算(第1号)につきまして御説明申し上げます。

議案書35ページをお開き願います。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成15年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算(第1号)について、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

専決理由につきましては、平成14年度老人保健医療費概算交付金及び審査支払手数料交付金の額が確定された結果、概算により既に交付されている交付金の額が当該確定額を1,590万9,531円超過し、当該超過分について8月14日までに返還する必要が生じたことから、返還に要する予算措置を行うため専決処分したものであります。

37ページをお開き願います。補正予算の内容であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,591万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億5,970万7,000円とするものであります。

歳入歳出の明細につきましては、39ページから42ページに記載しているとおりであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(成田政彦君) 傍聴者は座ってお聞きください。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより報告第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することに決して異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(成田政彦君) 御異議なしと認めます。よって報告第4号は、原案のとおり承認することに決しました。

暫時休憩します。

午後4時58分 休憩

午後5時23分 再開

議長（成田政彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6、報告第5号 専決処分の承認を求めるについて（平成15年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました報告第5号、専決処分の承認を求めるについて、平成15年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書43ページをお開き願います。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成15年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計補正予算（第1号）について、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

専決理由につきましては、前年度繰越金及び汚水処理施設管理基金定期預金利子による歳入増の補正措置と新家サングリーン団地及び新家いずみ台団地が公共下水道管への接続を行うに当たり、両汚水処理施設を廃止することによる最終み取り及び清掃を緊急に行う必要が生じたことによる当該経費の補正措置について専決処分したものであります。

45ページをお開き願います。補正予算の内容であります。歳入歳出の総額をそれぞれ2,020万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,595万7,000円とするものであります。歳入歳出の明細につきましては、47ページから48ページに記載しているとおりであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申

し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。 上山議員。

10番（上山 忠君） この専決第11号ですけれども、6月議会が終わってから今議会に入るまで、この専決という問題についていろんな議論がされてきております。そういう中で、本当にこの今回上程されてる専決の分がやる必要があったのか、議会の議論を経て本来であればやるべきものを、ついでやからという安易な考え方ではないと思うんですけれども、なぜ専決に至ったのか、その背景を説明願います。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） この件でございますけれども、この件につきましては、先ほど提案理由の中でも述べさせていただきましたんですけれども、下水道工事がこの2団地、サングリーン団地及び新家いずみ台団地、このここに下水道管が接続されることになりました。それに伴いまして、今まであります汚水処理施設、集合処理の俗にコミプラと言うんですが、この施設が下水道へ切りかえることによって不要になったということでございます。そのような事態になりますと、その汚水処理施設を稼働させないでそのまま置いておくということについては、非常に問題が出てまいります。臭気の問題とかいうのが出てまいります。

ですから、今回非常に申しわけなかったんですけれども、早急にその集合処理施設の中にある汚泥を引き抜き、なおかつそれを消毒するという作業が必要になったということでございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 上山議員。

10番（上山 忠君） 公共下水道の布設が終わったんで、コミプラ、このいずみ台、サングリーンを接続する必要があったということで、接続はいつされたのか。

それと、接続後その施設、コミプラのその汚泥、それから排水、早急に処理する必要があったということで、これについてはこの金額からいきますと、2,000万、1施設約1,000万という金額

になるんですけども、その入札形態はどのようにされたのか。その2点をお聞かせください。

それと、この下水道工事関係でコミプラであると残っている施設は何カ所あるか。以上3点。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） まず、1点目ですけども、いつ下水が接続したのかということでございますけども、これは7月の1日から公共下水道の方に出ております。その前段でいろいろ調整しながらやっていたということでございます。

金額につきましては、今回2,000万補正さしてもらってますけども、これは当初の繰越金が750万ほどございました。これと、明確にするために基金から1,260万という形で繰り入れております。実質的にここの清掃と必要であったのが1,262万6,000円という金額でございます。

それから、この入札とかこの辺の発注についてはどのようにしたのかということでございますけれども、この汚泥のところにつきましては、まず1点目で汚泥の収集運搬業務、これは業の許可を取得しているということがあります。そして、地域性というのがございますので、この部分につきましては、上野衛生、ここに随意契約をいたしました。当然、設計書の方は我々の方で審議しております。

それから、配管洗浄、消毒でございますけれども、この部分につきましては、現在そのコミプラの維持管理で契約しております株式会社エンパイロ、この会社に、これも運転をしながら切りかえていくという作業もございますので、ここもこういう形で随意契約さしていただいております。

それで、金額的なものですが、新サングリーンの汚泥を引き抜きが316万2,600円、これが上野衛生、同じ団地の汚水処理閉鎖に伴う清掃業務ですね。これ441万円、これがエンパイロです。それからいずみ台団地汚水処理施設、この部分につきましては、229万が上野衛生、それから管内の清掃でございますけども、これが294万でエンパイロということでございます。

なお、この汚水処理施設特別会計でございますけれども、あと残ってる部分は砂川台団地ですが、これが1カ所ございます。これはまた来年計画さ

れてると聞いておりますので、これにつきまして、また適正な形で配慮していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 上山議員。

10番（上山 忠君） 3回目ですけども、この下水道を接続されたのが7月1日ということ、今御答弁ありました。6月議会は7月の10日まで休憩を挟んであったと私は記憶しとるんですけども、本会議が継続中にかかわらずその中でなぜ報告されなかったのか。今の答弁、7月1日に接続完了しましたよと。それで、その後こういう状態、長期間夏場にかかわってくるので、汚泥の掃除、引き抜き管の掃除をやらなければならないという形がちゃんともう計画上、工程図の中で上がってきてるはずなんですわね。

しかし、先ほど申しましたように6月議会は7月の10日までやってるわけなんですわね。そして、なぜその報告、その時点で6月議会をやってる中で報告できなかったのか、専決として今回新たに専決されたのか。その辺のところはどういうふうに考えておられますか。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） 今回の件でございますけれども、実はこれの話が出てまいりましたのは、5月下旬からその話、調整が入ってまいりました。

それで、これはあくまでも私どもと、それから下水の方との調整になるんですけども、それと含めまして、そここのコミプラを持ってる自治会の意向もでございます。ですから、私の方で把握するのは、最終的に7月1日から切りかえましょうというお話になったのが6月の23日というふうに聞いております。

それで、我々の方も、じゃ7月の10日までという議論はございますけれども、この間でこれらの上げる資料とか、それらの部分を整理することには、非常にちょっと時間的な猶予がなかったということでございます。

それと、7月1日に切りかえることによって、そこからある程度その施設を何としても早く消毒までしないことには、周辺住民の環境ということ

に対して影響を与えるということもありましたので、その辺から慌てて判断さしていただきまして、専決さしていただいたというふうなことでございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

堀口議員。

15番（堀口武視君） 今の質疑を聞いててひとつ簡単にお尋ねしたいんですけども、そのコミブラの跡の用地、これ施設とともにどう処理されるわけですか。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） 今、議員御指摘のとおり、今の2カ所の用地につきましては、所有者は市であります。これを先般からこういう形で中の汚泥を引き抜きました。消毒しました。ですから、その建物施設については、実際のところもうこれは不要の建物になったということでございます。

これからの話なんでございますけれども、我々の方も今回急にこんなに2カ所が出てまいりました。これらにつきましても、もう1つあります砂川台の部分と含めまして、現在この部分についてどんな形の活用するのかということを実際のところ考えてるところでございます。来年の砂川台、ダイケンの方がこれも下水道につながれますと、この会計自身もなくなってしまいますので、ですからそれまでの間に、我々もちょっと全体的な3施設どうするのかということを検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

議長（成田政彦君） 堀口議員。

15番（堀口武視君） 今の部長の答弁ですけども、施設を解体してしまうとしたら、1施設どのぐらい金かかるんですか。下水事業とあわせてその辺は考えてこられたのか。今この財政の中でどのぐらいの金がかかるのか、ちょっとお答えをいただきたい。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） 議員御指摘の解体の費用でございますけど、はっきり言いまして、これまだ我々の方積算しておりません。

それから、今までコミブラですから毎月毎月費

用をいただいているわけですけど、この費用の中にも施設の撤去費用、特別にこういう形では見込んでおりません。ですから、この辺のところにつきましても、今後ちょっと考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（成田政彦君） 堀口議員。

15番（堀口武視君） 物が物だけに、僕はちょっと聞いてる中では大変な撤去費用がかかると聞いております。これは市の単費だけでやるのか、その辺の地区の住民の負担を求めるのか、その辺はどうなんですかね。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） この費用につきましては、一応市が引き取っておるということでございます。ですから、更地にするということになれば、市が負担しなければならないかなというふうに思いますけれども、これの跡地利用の問題でどういうものに使うのか。今あるものを何かに使えということでしたら、これは撤去費用は不要ということになります。

それと、もうひとつ基金がございます。基金、そんなにたくさんは残らないんですけども、これ来年になれば、一定の形のもので何ほかの基金が捻出できるんじゃないかなというふうに思います。ですから、その基金の使い方も含めて検討していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

真砂議員。

21番（真砂 満君） ただいまの堀口議員さんと関連して、1点だけお聞かせをいただきたいと思います。

他市の事例ですが、先ほどの件ですけど、やはり今堀口議員が心配されてるように、あれを解体するとすれば、非常に高い費用がかかってくるということであります。基金がどの程度あるのか、また明らかにしていただきたいんですが、防犯上の観点から考えましても、あのまま放置しているというのはよくないことであるから、本来ならば、あれを最終的な引き抜きをしたときに、その跡地利用をどうするんだということも踏まえて、

行政としては検討しておくべきだというふうには思っています。

他市では、業者の営業補償的なものの意味合いもあるかというふうには思うんですが、そういった業者さんにそういった仕事も発注してるということは、事例として聞いておるところでありますけれども、泉南市としてはどういうふうを考えておられるのか。今の財政状況なり、今の行政の姿勢を見てみますと、数年放置したまま施設だけ老朽化をして、防犯上非常な問題が起こってくるのではないかという危惧をするんですが、その点いかがなんでしょうか。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） 防犯上の御心配ということでございますけど、この部分については、一時的な形にはなりますけれども、みだりに入れないようにするとか、その辺のいつきの対応はさしていただきたいというふうに思います。

ただ、跡地の利用でございますけれども、これにつきましては、先ほど堀口議員にお答えさせていただきましたとおり、今後最終的に来年のダイケンの方が終了するまでの間に、総括的に跡地の利用をどのようにするのかを考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（成田政彦君） 真砂議員。

21番（真砂 満君） 簡単にしときたいと思うんですが、部長が今、具体的にどのようなイメージをされて総括的に考えられておられるのか、今現在白紙の状態でそのようにおっしゃられてるのか、私にはよく理解できないところありますから、もしお考えがあるならば、その一端を示していただきたいというふうに思いますし、防犯上の問題ですが、これは他市の事例でも明らかに防犯上いんな問題が起こってるんですよ。

ですから、私はあえて発言をさせていただきますし、むやみやたらに立ち入らないようにするというですけれども、最近のいろいろな事例を見た場合、どの程度のようなさくを設けたり、立ち入りを阻止するような施策をされるんかわかりませんが、いとも簡単に入られますよ。

その中で、あの建物の中でもし何かがあったら、

非常な問題が起こってきますよ。死亡事故にもつながるおそれもあるわけなんで、その辺は安易に考えない方がいいんじゃないでしょうか。その点だけお答えいただいて、終わります。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） 真砂議員の再度の跡地の利用の考え方ですけど、はっきり言わせて、私、全く白紙でございます。これから勉強させていただきまして、ああいうコミプラの跡地でどのようなものができるのかという、やっぱりこの勉強からしないことには、私も何に使えるのかということ、ちょっと今のところ全く考えておりません。

防犯上の件につきましては、今真砂議員のことを肝に銘じまして、御指摘ということでこれから対応していきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより報告第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決して御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（成田政彦君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって報告第5号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議案第1号 泉南市樽井地区財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、泉南市樽井地区財産区管理委員の選任について御説明申し上げます。

議案書51ページをお開き願います。泉南市樽井地区財産区管理委員につきましては、平成15年9月29日をもって任期が満了となりますので、樽井区とも協議を行った結果、同51ページから53ページに記載している者について、泉南市樽井地区財産区管理会協議書第3条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。 真砂議員。

21番（真砂 満君） すみません。これも簡単にさせていただきます。ちょっと不勉強で初歩的なことを聞いて恥ずかしいかもわかりませんが、御勘弁ください。

まず最初に、今回この7名の同意を求められてるんですが、現職3名、新人が4名という形になっております。この方々の任期とか、そういう現職と新人のこの入れかえですね。そういった一定の規定があるのか、その辺まずお聞かせをください。

それと、この選任をされる方々の経歴を見ますと、行政のそれぞれの例えば不動産評価審議会委員であったり、防犯委員であったりといった公職につかれています方、もしくは紡績の社長とかいった面々の方ばかりでございます。地区内では俗に言われる名士の方々ばかりかなというふうな気はするんですが、そういった選任をされる一定のそのあたりの基準なんかもあるのかどうか、お示しをいただきたいというふうに思います。

それと、あわせまして住所なんかを見ますと、4丁目と5丁目、7名ともそうっておられるんですが、そこらあたりについてどうなのか、お聞かせください。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず1点目、この選任についての再任3名、新人4名ということでございますが、この辺の規定があるのかということでござ

いますが、これは従来からの樽井地区との申し合わせによりまして、任期は一応皆同じ任期になっておりまして、半分ずつじゃなくて、ですから任期来るのは皆一斉に7人来るわけなんです。ですから、全部かわりますと、やはり過去の経緯とかいろいろ支障がございますんで、おおむね半分ずつぐらい新しい方にさせていただこうと、約半分は残っていただくという、こういうお互いの理解のもとに選任をさしていただいております。

それから、人に対する基準ということでございますけれども、これは協議書の中に一定の住所要件とかそういうものがございますが、それ以外は特にございません。したがって、これも申し合わせによって樽井地区と協議をしながら選任をさしていただいておりますというのが現状でございます。

そして、住所が何丁目、何丁目ということで、たまたまそうなるということについてでございますが、これは樽井地区、樽井区の中ということでございますんで、特段意図があったわけでもございませんで、御理解をいただきたいと思えます。

議長（成田政彦君） 真砂議員。

21番（真砂 満君） すみません。一部恥ずかしいことを聞いたようで、申しわけございません。

それで、半数の入れかえ 任期はこれは何年なんでしょうか。後でまたお示しをください。後で結構です。

樽井地区のこの財産区の恩恵を受ける部分ですよ。樽井は1丁目から9丁目までである。事実上は7丁目あたりなのかなというふうに思うんですが、俗に言われる旧村と新興ですよ。そこらの恩恵を受ける範囲というものはどうなっておるのか。直接的には関係ないんですが、この際聞きたいなというふうに思いますんで、お願いをいたします。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、任期は4年ということでございます。

それから、恩恵を受ける範囲はということでございますが、これはもともと従前の合併のときこういう財産区というものが設定されておりますので、前のあれで言いますと樽井町ということで

ございます。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

堀口議員。

15番（堀口武視君） ちょっとこれはもう簡単に聞きたいんですけども、ちょっと樽井財産区にかかわる関係の人から、実は泉南市が樽井の財管から一部4億5,000万ほど流用したことがある、こういう話を聞いた。これは事実かどうかちょっと確認をしたい、そう思います。

議長（成田政彦君） 辻収入役。

収入役（辻 勇作君） 財産区の金を流用という御質問でございますが、泉南市として市の財政が緊迫しておりますので、一時借入金として銀行で借るよりもその財産区の金を貸していただいて、その方が市と一般会計で有利になりますので、そのように対応させていただいております。

ただ、その財産区として預金をしておりますので、その銀行預金に対する利息については、市の方でその分を財産区へ渡すと、利息分を渡すという形で対応させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

議長（成田政彦君） 堀口議員。

15番（堀口武視君） もう御存じのように、樽井財産区は独立した地方公共団体でございますよね。そこから泉南市がそういう一部流用することについては、法的には何ら問題ないのか。例えば、きょうこうして財産区の委員さんの選任が上がってきておりますけれども、旧の方が3名ですが、おられますよね。この方々は当然この旧の財産区管理委員会としてそのことを承認した上でお借りをしたのか。また、そのことは樽井財産区の会計の中で、今収入役がおっしゃったように金利をつけたということですが、その分はちゃんと財産区の方で処理されてるのかどうか、それもあわせてお聞きします。

議長（成田政彦君） 辻収入役。

収入役（辻 勇作君） まず、1点目の法的に問題ないのかということですけど、これにつきましては、私どもの方としても府の今の市町村課に照会をいたしまして、これについては歳計現金という中で運用でございますので、その点については問題ないというように伺っております。

そして、もう1点、この分に対するものでございますが、利息そのものは、市として本来一般会計が銀行で借り入れますと、銀行の借入金の分の利息を払わないけませんので、その差額については一般会計として有利になるということでございますので、その対応をさしてもらったわけでございます。

議長（成田政彦君） 堀口議員。

15番（堀口武視君） 僕は、財政逼迫してるのは十分わかってるわけです。大変なことなんだなと。例えば樽井財管の金額、今はっきりおっしゃってませんけれども、それだけの金を借り入れなかったら資金ショートを起こしてるということに逆に考えればなるのかなと。

例えば、その中で市が金利をオンした、この部分は当然僕は財産区の会計の中でこの分はこうして市が借り入れた分の金利ですよということは、ちゃんと樽井財管の会計、歳出歳入の方で明示されとかなければおかしいんじゃないかなと。そのことが今明示されてるのかどうか、お聞かせをいただいております。

議長（成田政彦君） 辻収入役。

収入役（辻 勇作君） 管理会の方へはこの旨をちゃんと話をいたしまして、管理会には市とその借り入れについては文書でちゃんと整えております。そして、借り入れ金額は現在4億5,000万円でございます。

議長（成田政彦君） 巴里議員。

22番（巴里英一君） 失礼いたします。ただいま提案されております方々については、特に情報がございませんので、どうのこうのということはいりません。できれば情報をいただきたいなと、知ってる方もおりますけども。

先ほど真砂さんも触れてましたけども、いわゆる管理会委員の選考基準というのは特にないということなんです。これ、できれば4丁目で4人で5丁目で3人でしたか。できれば、樽井は9丁目までありますから、ちょうど農業委員の議員選出枠と同じように、それなりに選考基準の一定の枠をつくる方がいいんじゃないかなと思うんですが、その点どうなのかというのが1点です。

2点目は、樽井財産区管理の目的ですね。それ

の目的、御承知のように自治法294条でしたが、この目的に沿って適切な運営をされているというふうに認識されているのであろうとは思いますが、その点再度確認をいたしたいと思えます。

3点目といたしまして、財産管理及び管理がその意味において法に基づいて適切に行われているかどうか。別紙持っておりますけれども、途中寄附行為とか、例えば万を超える請負といいますか、指名みたいな、入札をするということではできない行為なんで、そういった意味ではそれを超えるような行為はなされているのか。そういった意味での財産管理。無目的に財産を贈与していないのかという問題がございます。そういう点も御承知であればお答えいただきたい。

4点目なのですが、中央土地ですね。これ特に自動車学校運営におけるあそこの駐車場ですね。前の財産区の管理してるとこ、えらいおかしな形で行われたんですが、駐車場がもともと道がないのに駐車場があって、あそこを通ったという問題があります。それがいつの間にか進入路がきちんとされ、それが何でできたかというたら、湖月の土地ですね。財産区の土地と交換はどうだったんかなど。なされたということを知っているんですが、それが明確に立ち会い明示がなされたのか、それはいつでどれだけのものがあつたのか。その点がはっきりどうも資料として余り出てこないように思えますので、そういった意味での全体の管理運営がきちとなされてるんかなど。

こういった4点でお伺いをいたしたいと思えます。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目の地域性の問題でございますけれども、泉南市全体といいますと、かなり広くなるんですけども、旧の樽井町という泉南市の中では今1つの区という存在になっているわけでございますけれども、そのエリア内で1丁目から9丁目という中でそれぞれの丁目ぐらいいからと、こういうお話かというふうに思いますが、これについてはやっぱり決められた樽井区在住住民の中から適当な人を選ぶと、こういうことになっておりますので、むしろ余り居住地にそういう縛りをかけない方がいいんじゃない

かなというふうに思いますし、もともと今現在ですと1つの区ということになっておる、面積的にもそう広くないエリアでございますから、その住所要件までは余り歯どめをかけない方がいいのではないかとこのように思っております。

したがって、そういうところについては考慮をいたしておりません。適当な方ということで人選をさせていただきます。

議長（成田政彦君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 巴里議員御質問のまず財産区の管理の問題でございます。これにつきましては、毎年我々財産の管理につきましては、適切に処理をするという形で具体的に行っているつもりでございます。

そして、この財産の管理の状態でありますとか、それにつきましては、毎年管理会の方に報告しまして、そしてそちらの方で承認いただいているというようなこともありまして、我々としては、一定その辺は法に基づいた形で管理をしていると、そのように理解しております。

あと、また中央土地については、課長の方から答弁させます。

議長（成田政彦君） 前川総務課長。

総務部総務課長（前川正博君） 中央土地、今現在、自動車教習所さんの団体さんとの旧湖月の土地との交換の件でございますけれども、あの周辺には将来計画等の関係もございまして、今後それを見据えて見きわめるまでということになっておりますので、交換等は行っておりません。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 巴里議員。

2番（巴里英一君） えらい2つ3つ一遍にやられたような気がするんですけど、4点のうちね。

最後のところからいきますが、中央土地との関係ですね。ある部分では一定利益がそちらに供与されると、直接的な供与じゃないけれども。立ち会ったときに財産区の財産が、例えば立ち会をする人によって、1メーター後退したところでここですよというたらそれで終わるわけで、それは財産区に対する損失を与えてるというふうに私は見受けられるんですね。そのことが違うんだというなら、もともとどこだったんですかと。ライン

がね。なしでやってるんやったら、向こうの言い分のまま、いわゆる境界明示したということであるのかなのかということころは実は財産区管理にかかわる問題ですよと、こういうふうに申し上げてるわけです。

そういうふうな財産区管理のされている管理会であれば、我々として考えなけりゃならないん違うかということころに行き着くんだと。その点明確にさせていただきたいということなんですね。

先ほど課長の方がお答えいただいたんですが、それを見据えてと。裏の道のね。樽井の西側へ、樽井駅からいわゆるりんくうタウンへ歩道あるいは遊歩道といいますか、そういうものをつくるために見据えてということで、現実には見据えてるのはわかるんだけど、どこがどうなってるのか、さっぱり管理地の状況がわからないですよ。明示されたなら明示されたということできちんとやっぱり出していただかなかつたら、その点も我々は不可解なまま、持たなくてもいい疑義を持ってしまう。

これは行政する者としては、執行する者としては、余りいい傾向ではないんじゃないかなと。これこういうふうになりましたよということは、少なくとも関係委員会にやっぱり報告いただかなきゃならないん違うかなと私は思ってます。そういう点はいかがかということですね。

2と3とを一緒にたにお答えいただいたんですが、適切な運営がされていると認識かどうかということをお聞きしたんですね。それは財産区管理を含めてすべてにおいてそうですかというのが2と3の問題なんですが、それは間違いなしに財産区管理については適切であったと。これ4年間ですよ。そういうふうな回答はいただけるのか、それともそういう御認識なのか。

市長、1点目に申し上げたのは、何も他区までのことを言ってるのと違う。1丁目から9丁目までありますよと。できれば広く人材を募るという意味で、4、5にたまたま固まったんだということでもありますけども、これ市長の権能においてやれるというのはなかなかできないと思うんで、これはやっぱり区の推薦なんですね、これは多分。それで果たしていいのかということも含めて、少

なくとも選考基準、一定こういう形で選んでくださいよということが必要ではないでしょうかということをお尋ねしたんで、いやいやこのまま区長が選んだらいいんだつたら、恣意的な選び方が僕はなきにしもあらずじゃないかなというふうに思われる筋もあるので、やっぱりすべて賛成ですということでないですから、その点は選考するとき一定この基準に沿ってやってくださいよという一定の基準というもの、選考基準というのは、管理者と僕はむしろ示すべきではないかなと思うんですが、その点まだお考えがなければ、また考えていただければと思うんですが。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 選考基準については、樽井地区とも十分協議をして過去から来ておりまして、1つは先ほど言いましたように、全員交代というのはやめようと、半分ずつくらい新しい方に交代をしていただくということが1つでございます。

それと、選考といいますか、樽井区の推薦ということではございますが、そのときにあらかじめ協議をしていただいて、お互いに意思の疎通を図った上で区推薦という形にしていきたいと思いますということで以前にも申し合わせをいたしております、そういう形で選考をしていただいているというのが現状でございます。

したがって、それ以上の細かい枠というのははめておりませんが、基本的な部分については、一定地区と私とそういう形で合意をして話し合いをやって、過去からもそういう形でこちらの方に上げていただいたということでございます。

議長（成田政彦君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 1点、財産区の財産の管理の状況ということでございますけれども、この財産区の運営につきましては、やはり施設の管理でありますとか、あるいは処分につきましては、これは市と同じとなると思うんですけども、当該住民の福祉を推進するという、あるいは財産区が属する市町村の一体性を損なわないように努めるということ、そしてその処分等については、その市町村と同じような形で財産を管理することもございます。ですので、我々としましては、こういった形で財産区の管理につきましては、

そういった趣旨によって我々は行っていきたいと、このように考えております。

議長（成田政彦君） 前川総務課長。

総務部総務課長（前川正博君） 失礼しました。境界等につきましては、私の方から御答弁申し上げます。

巴里議員が御指摘の旧の湖月の土地でございますが、あの土地につきましては、現在の所有者が、中央土地さんの関係事業所さんがお持ちということでございますが、その明示等におきましては、過去におきまして旧所有者等と財産区等の方で立会等を行いまして明示を確定しておるというものでございます。よろしくお願いたします。

議長（成田政彦君） 巴里議員。

22番（巴里英一君） 駐車場とか、ああいうことになってるでしょう。広がってるような気がしてしゃあないねん、中央土地の土地が。中央土地が購入したんですね、今旧湖月と言われるところは。いやいや1回1回答えてもらったら、また議長にとめられるので、最後でいいですから。

これ規定あるんですよ、全部。規定御承知やと思うんで改めて読むまでもないんですが、先ほど申し上げたのは、こういうことも言うてるんですよ。いろいろ言うたら切りないですが、財産区はその存立の目的の範囲内において寄附または補助することができる。財産区は財産の管理の範囲内の事項については寄附または補助することができるが、これに関係のないことに対してはこれできない。例えば地域 部落と書いてますが、部落の自治会とか青年団、婦人会等の費用に充てるため、援助とか寄附とか補助ですね、こういったことはできないというふうにたくさんいろいろ書いてるんですが、こういう実例、判例という、行政実例とかいろいろあるんですけども、そういう境界明示できてたんだというたら、もう別に明示に立ち会う必要何もないんですよ。旧湖月さんとの どなたか僕は知りません。湖月しか言葉はわかりませんから言ってますけども。

それはやっぱり立ち会いたんですよ。立ち会ってるんです。立ち会するというは、まだ明示ができてないということですよ、立ち会いたんだったらね。してなかったら、もともと

あったんやから別にそんなもん立ち会いもへったくれないわけで、知らん間に進入路どないなってるんだと。それは僕は見に行っていないからわかりませんが、そのところがどうもじっくりしないんで、だからそういう財産区の管理のあり方というのは問題じゃないですかという言い方になってきてるわけです。

それで、先ほど真砂さんの9丁目もあるという形の中でありましてね、これ行政界としてどうなのかという問題がまだまだ抜けたままなんです。それで、言葉をかえて言えば、9丁目が入ると、それだけ財産区のそこにかかわらせなあかんから、それはそこだけ除きましょうということでも8丁目とめたんじゃないですか。それは差別じゃないですか。なぜそこにやらんなんという話になるんでしょう。そのことをあなた方は認識されてるのかどうかですよ。

これがいつも問題になるのは、先ほど前段に議案がありましたけども、前々に。あるとことないこの差というのは、雲泥の差が出てきますよ。自由に使える金です、こんな。こういうふうなものを管理するにおいては、地域福祉というのはここへ書いてますよ、きちんと。

そうすると、言わずもがなのことを言うてくると、池を埋め立てて、なぜほなやらなあかんねん、その金を出さなあかんということも出るんですよ。本来なら、これは行政が財産区に対して、管理会に対して要請して、ある意味ではお願いですよ。こういうものを建てたいんだ、だから寄附行為を起こしてもらえますかということから始まるんですよ。逆なんです、これはね。

樽井区は言うたら恣意的と言って悪いけども、自由に財産区をいるとるから、ここで市やってくれ、こんな建ててくれという話になってくるんで、これは適正な管理なされてるんですかということの中に入ってるんです、僕の言わんとしてんのは。そういうあり方というのは、そんな財産区の管理のあり方というのはちょっと間違ってますかということをお願いしたいところがあるんです。

そのために広く人を望むということも含めて、できれば樽井区やから樽井のもんやないなあかんということも、市長、実はないんですけども、そ

これはあえて広げて言えば、できるだけ広い分野の人材とそれぞれの地域に広がってる方々が、例えば新興住宅におられる方々が新しい方ですから、視点でものを見るかもわからない。そういう方々もやっぱり選んでもらえるという一定の基準は必要じゃないでしょうかということを申し上げてるんですよね。

そやけど、私の立場からいえば、こういう財産管理のあり方というのは非常に矛盾を感じて、ある部分では損失を与えてる。部分では、いやそれはこっちへもらってるから残りでやるんだという話になってくるけども、現実的にあるとことないこととの、例えば老人集会場1つとってもどうですか。全体見たらね。これまた後ほど出てくるかもわかりませんけれども。

そういう意味からいうたら、非常にこの管理のあり方というのが問われてきてるという時代が来た。そやからもうちょっとしっかり答えてもらって、その管理については、我々市として、行政としてきちんとしたこういう管理の仕方をやっぱり指導と言ったら語弊ありますから、協議していくということでお答えいただきたいなと思ったんですが、どうもなさそうなんです。

それで、一般的な答え方でしか答えてないんで、私、立場上余り深く突っ込みませんが、ころ合いを変えたときには、これはきちんとやらなきゃならないと思ってます。

以前から言ってましたが、財産区のあり方というものはきちっと整理しとくべきだというのは、これは堀口議員も言うてるように、私はそのとおりだと思うし、それを今の間にやっとなかなかたら、合併問題が出てきてるだけに、泉南市民にあるものを損失与えないような処理の仕方を僕はやったってほしいということは、ずっと常々市長にも申し上げてる。ここらあたりも踏まえて、ここで答弁をしっかりとしといてもうた方が、それに依拠をして、準拠して、今後の方針をきちんと出していただいたらなと思うのが私の思いで、答弁があれば最後にお願いしたいと思います。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、委員の選任の範囲ということでございますけども、住居表示と旧の樽

井町とは若干違いますので、あくまでもこの樽井財産区というのは旧樽井町に属する部分ということでございます。その中から選ぶという形で考えております。

それと、財産区の管理が十分かということでございますけども、当然管理会を置いて7名の委員さんできちっと正確にやっていただき、また予算、決算も含めて議会の御承認もいただくということになっておりますし、適切に執行をさしていただいておりますということでございます。

ただ、現場サイドでいろいろ御指摘も受けた分もございますけども、それはそれとして改善したり、あるいは見直したりという形も行っております。長い歴史がありますので、たくさんの財産があるということで、今係争になってるところもございまして、できるだけその係争についてもできれば円満に解決もしていき、そして本来の適切な財産区管理という形に持っていきたいというふうに考えてるところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（成田政彦君） 大森議員。

4番（大森和夫君） 簡単に1つだけ、勉強不足で知らなくて、きょうの質問で聞いて驚いたんですけども、樽井財産区のお金を借り入れてるということで、これが樽井関係者の方からお話があったということやったんやけども、こういうことを市として公表することは必要ないのかどうか。

例えば、借り入れ期間はどうなってんのか。それから、いつからこういう借り入れを始めたのか。やっぱりこれも財政難かということで、ショートするんかという質問もありましたけども、これはもう何で借りるのか、それで借りるそういう関係が正しいのかどうか。それは法的には問題がないというお答えやったけども、大きな理由は財政難というふうに理解していいのかどうか、お答えください。

議長（成田政彦君） 辻収入役。

収入役（辻 勇作君） 樽井の財産区からの借り入れでございますが、これも先ほども堀口議員の質問に御答弁申し上げましたように、一時借入金ということでやっておりますので、基本的には単年度の中での借り入れでございます、継続とい

うことではなしに、5月になると一応返還するという形をとります。そして、この形につきましては、何も法的に問題がございませんし、このやり方として間違ったやり方でないと我々は考えております。（大森和夫君「財政難でいいんですか」と呼ぶ）

当然、これは銀行で一時借入金を借りますと、今現在で短期プライムレートで1.375という金利でございます。それを預金との差額になりますと約1%のプラスになるということでございますので、これは財政難と全然関係ないことはございません。

議長（成田政彦君） 大森議員。

4番（大森和夫君） あと2つだけ、いつからというのは、5月からとかじゃなくて、何年前からこういうことをしてるのかということと、財政難に関係ないということやったんで、それだけお答えください。

議長（成田政彦君） 辻収入役。

収入役（辻 勇作君） このやり方といたしますかこの借入れは、今年度から始まったものでございまして、以前は全然こういう形はやっておりません。（大森和夫君「公表せんでもいいのかな。議会に」と呼ぶ）別に公表する必要はないと思っております。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

7時半まで休憩します。

午後6時20分 休憩

午後7時33分 再開

議長（成田政彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第8、議案第2号 基本協定の締結

について議題といたします。

〔東 重弘君「議長、議事運営」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） 東議員。

6番（東 重弘君） 5時を回ってから議会運営委員会が開かれまして、時間延長するということになりました。今そうしてこの会議を迎えてるわけなんです、そのとき承ったのは委員長裁決だったと、このようにお聞きしました。先ほど食事のときに、その議決内容が2対2だったと、こういうふうに聞きまして、たしか議運の委員は8名おられて、1名は都合により欠席をされてた。7人がおられるのに、なぜ2対2になるのか、委員長を加えて何で5になるのか。それがもてこの議会が今運営されてますから、それをちょっと委員長になぜ7人おって2対2、2人は欠席されてたんか、欠席されてるんだったらその方はどなたか、ちょっとその辺を釈明していただきたいんですが。間違いやったら間違いと指摘してください。議長（成田政彦君） 議運によって決まりましたので、議運によって会議をやるということが決まりました。それ以外異論がないという……

〔東 重弘君「議長に聞いてんのと違う。委員長に2対2やと。委員長裁決やお聞きはしたけども、先ほどの食事で2対2やったと、そういう話を聞きまして、その辺を釈明してほしいと。議長に聞いてるんじゃないしに、その議決がなぜそうなったんかということ、委員会の委員長が責任者ですから、議長に答弁も求めてるんじゃないんですよ」と呼ぶ〕議長（成田政彦君） 議運で決まったことでありますので、議事を続行します。

議案書を朗読させます。

〔堀口武視君「議長、議事運営」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） 堀口議員。

15番（堀口武視君） そら議長おかしいで。今、東議員からあった話は、議長あなたも議運の委員でしょう。うちの副議長も議運の委員でしょう。それが委員扱いされずに採決されたということ自身がおかしいじゃないですか。その辺ちゃんと委員長の見解だけはちゃんとけじめつけときなさいよ。提示されたら結論出しときなさい。けじめはつけときなさいよ。

議長（成田政彦君） 松本議運委員長。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午後 7 時 3 7 分 休憩

午後 8 時 3 6 分 再開

議長（成田政彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の東議員、堀口議員から議事運営について発言があり、議会運営委員会における決定事項について、議場外で両君に対して議運の決定事項の説明において不適切な説明があったことに対して、この場をかりて私から議会運営委員長に注意をいたします。

次に、議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました議案第 2 号、基本協定の締結について御説明を申し上げます。

議案書 5 5 ページをお開き願います。本件基本協定は、市場長慶寺砂川線改良工事に伴い、必要となる阪和線新家砂川間砂川跨線橋改築工事の実施を委託するに当たり締結するものでありまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に該当することから、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

協定の内容につきましては、協定金額が 4 億 5,192 万円、協定の相手方が西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社であります。

なお、協定締結により委託する工事の箇所、期間及び概要につきましては、57 ページから 61 ページに参考資料を添付しております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第 2 号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決して御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議案第 2 号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第 9、議案第 3 号 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました議案第 3 号、泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書 63 ページをお開き願います。個人市民税、固定資産税及び都市計画税の納期前納付に対し、報償金を交付する前納報奨金制度につきましては、財政健全化計画の一環としても対象となっていることから、今回現行制度の交付率を 2 分の 1 に切り下げることにより、当該報奨金の支出を軽減することとし、また同制度を存続させ、納税意欲をそぐことなく税収の確保を図るため、本条例を提案するものであります。

改正の内容につきましては、65 ページをお開き願います。第 33 条第 1 項に規定する個人の市民税及び第 59 条に規定する固定資産税の納期前納付の報奨金交付率をそれぞれ 1 の納期に係る税額のうち 10 万円以内の部分に乘じる交付率を 100 分の 1 から 100 分の 0.5 に、当該税額のうち 10 万円を超える部分に乘じる交付率を 100 分の 0.5 から 100 分の 0.25 に改正を行うものであります。

また、都市計画税につきましては、泉南市都市計画税賦課徴収条例第 6 条の規定により、固定資産税の賦課徴収の例によるものとされていることから、納期前納付の報奨金交付率につきましても固定資産税と同様の取り扱いをするものであります。

す。

なお、この条例は平成16年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第10、議案第4号 泉南市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました議案第4号、泉南市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書67ページをお開き願います。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことにより、一般廃棄物処理業の許可について定める規定中において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定を引用している部分について改正するものであります。

改正内容につきましては、69ページをお開き願います。第24条の2において引用する廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第4項が、同法の改正後第7条第6項とされたことを受けて改正を行うものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。

できます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 島原議員。

16番（島原正嗣君） こういう場合は、もうちょっと具体的に書かな、条例見たら第4項を第6項に改めるとあるんだけど、これはちょっと不親切と違うか。もうちょっと具体的に添付書類でもつけて説明できるようにせなあかん違うのかな、これ。おまえら条例見てわかるやないけというんやけど、これ見たかてどこ変えるやわからへんがな。第何号の第何項というて書いてあるだけのことやん。詳細については何も出てまへんで、こんなもん。明治の文豪夏目漱石でもこれはちょっと分析できまへんで、これは。どないなってまんねん。もうちょっとあんじょう説明せな。普通やったら条例のここを変えるというときにちゃんと添付してるで。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） ただいまの御質問、非常に申しわけございません。これを具体的にお話しさせていただきますと、上位法であります廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのがございます。この法律の第7条の4項がこの前段に2項入りまして、この項目そのままだが6項になったということです。

ちなみに、この第7条の4項といたしますのは、一般廃棄物の収集または運搬を行おうとする者は市長の許可を受けなければならないという、こういう項目でございます。この項目がただその4項が6という形に移ったということで、それに伴います引用している部分で泉南市の方の中の廃棄物減量化及び適正に関する条例の一部、これを変更するというんですか、上位法が第4項が第6項に変わりましたので、その数字だけ変えさしていただくという部分でございます。説明足らずで申しわけございませんでした。

議長（成田政彦君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） だから、今部長が答弁した内容ぐらいなものは、第4項の内容はこうだ、第5項の内容は例えばこうだという説明をちゃんとつけとかなあかんですわ。そら条例見たらわか

るよ。わかるけども、こんな不親切な、一々我々が提案されてから条例見て、そういうこともあるけれども、法第何条がどう変わったという改正分と現行分とをここへちゃんと明示するのが当たり前と違うんかいな、これは。ちょっと不親切やで。

まあまあきょう出せと言ったって時間も遅いから、だけでもっとわかるように具体的な提案理由をしてほしいというふうに思います。意見だけ言っときますわ、もう。

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決して御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第11、議案第5号 平成15年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました議案第5号、平成15年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

平成15年度大阪府泉南市一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるとであります。

議案書71ページをお開き願います。補正予算の内容であります。歳入歳出の総額にそれぞれ2億6,105万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ218億7,631万6,000円とするものであります。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明申し上げます。

81ページをお開き願います。徴収費の償還金、利子及び割引料2,500万円は、市税更正に伴いまして納税義務者に還付いたします過誤納還付金及び還付加算金が当初見込みよりふえたため、その経費を補正するものであります。

以下、その下の老人集会場費の工事請負費700万円は、馬場老人集会場の改修に要する経費を補正するものであります。

次に、その下から82ページにかけて記載しております仮称樽井第二老人集会場建設事業費の工事請負費1億2,023万7,000円は、仮称樽井第二老人集会場を整備するに当たり、樽井新池の一部を埋め立てる経費を補正するものであります。

次に、その下の児童福祉総務費、委託料243万7,000円は、次世代育成計画支援対策推進法に基づき、子育て支援の充実などを図るため地域行動計画の策定に要する経費を補正するものであります。

次に、その下から83ページにかけて記載しております農業振興費の負担金、補助及び交付金8,400万円は、府補助事業であるアグリ・チャレンジ事業を導入して軟弱野菜の有機栽培を行い、高付加価値型生産を行う農業法人、農業生産法人に対して行う補助金交付に要する経費を補正するものであります。

次に、同ページの商工振興費の委託料100万円は、りんくう南浜に地元商店の活躍の場としての道の駅的な施設建設についての基本計画策定に要する経費を補正するものであります。

次に、その下の道路維持費の工事請負費1,200万円は、桜ヶ丘住宅内道路について地滑り対策として現在公共用地内で抑止ぐいを設置するために要する経費を補正するものであります。

次に、85ページをお開き願います。指導費の77万円は、新小学1年生が入学当初から学校生活がスムーズにスタートできるよう、体験入学や保護者へのガイダンスなどの取り組みを図るために要する経費を補正するものであります。

次に、86ページをお開き願います。学校施設整備費の委託料200万円は、信達中学校におけ

るトイレ改修を国庫補助事業の大規模改修として実施するための設計委託に要する経費を補正するものであります。

お手数ですが、77ページにお戻り願います。第2表で債務負担の追加補正をお願いいたしております。初めに次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画策定事業については、今年度を実施するアンケート調査とあわせて、16年度に実施する行動計画策定のための契約を本年度中に締結するためのものであります。

次に、産業廃棄物処理用地取得事業は、岡中首池不燃物処分場における仮置き土砂に産業廃棄物的土砂が含まれていたことから、その処分に要する費用について債務負担の追加補正をお願いしております。

次に、78ページをお願いいたします。第3表で地方債の補正をお願いいたしております。

なお、歳入につきましては、79ページから80ページにかけて記載のとおりであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑はありますか。 真砂議員。

21番（真砂 満君） それでは、何点が質問させていただきます。時間の方もかなり遅く経過してますので、数を絞ってしたいと思います。

まず最初に、老人集会場費の件であります。この工事費700万、この場所はどこなのか。それと、どのような工事をされるのか、お示しをいただきたい。

それとあわせて、各地に老人集会場がございます。過日も地元の敬老会に出席をさせていただいたんですが、かなり老朽化をしてきているわけでありまして、これを老人集会場について計画的に改修をされるおつもりがあるのかどうか、その辺もあわせてお示しをいただきたいというふうに思います。

それとあわせて、その後に出てきます樽井第二老人集会場の件についてお伺いをさせていただきたいと思います。

この老人集会場は、今回1億2,200数万円補

正で上がってきてるわけですが、これは完成までどれぐらいの費用がかかるのか、わかっていればお示しをしていただきたいというふうに思います。

それと、首池の債務負担行為5,700万円の件で、これはほかのところで議論をいたしております。重複をする部分もありますが、私の考え方は一定他のところで披瀝をさせていただいてるところであります。今回惹起した部分での処理費が最大でこの金額がかかるだろうということで、債務負担をされているわけでありませうけれども、私が指摘をいたしております首池全体で産業廃棄物的なものがいかに埋設をされておられるのか、そのあたりについて市当局としてどの程度調査をされ、どのような考え方をもって臨んでいかれるのか、この際きちっとお示しをさせていただいて、今後のその首池のあり方について適切な方向性を示していただきたいというふうに思います。

以上、その点についてお示しをください。

議長（成田政彦君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 私の方から、老人集会場の件で3点お答えさせていただきます。

まず、今回補正をお願いしております老人集会場費の700万円の工事請負費の場所と内容でございますが、場所につきましては、馬場老人集会場の改善工事という内容でございます。具体的に言いますと、現在馬場老人集会場におきましては、いわゆる便槽が建物の裏側、出入り口の反対側でございます。衛生上くみ取りの関係で問題があるということで御要望ございましたんで、確かにできるだけ早い時期に直す方がいいという中で、財政難もございましたんで、馬場財産区のお金があるということで区長をお願いいたしまして、財産区の費用で充当させていただくということにしております。

次の老人集会場、かなり老朽化しておる集会場が非常に多いんですけども、これにつきましては要望も非常に多くございます。だから、まず実態調査の上、緊急を要するかどうかの判断をした上でやらしていただいているのが現状でございます。確かに年数から見れば、昭和46年からスタートしてまして、かなり地元で辛抱していただいて

るという面は我々感じております。ただ、できるだけ利用に不便をかけないということから、修繕でやらしていただいているのが現状でございます。

ただ、計画を持って本格的に大規模改修とか、当然考えていかないか問題でございますが、今のところ要望に対して対応させていただいているということで御理解いただきたいと思っております。

3点目の樽井の第二老人集会場完成までの費用でございますが、総額約4億9,000万ということでございます。ただ、いわゆる構造の内容とか、いろいろ見直しすれば安くなるという点がございまして、地元の区の役員あるいは財管委員さんへの説明、水利、こういう方々に御協力いただくという中で、特に樽井財管の方で今後いろんな費用がかかるというその予定しているところもございまして、できるだけ経費的には安く上げてほしいという御要望もございましたし、4億9,000万の費用が出ておりますけれども、できるだけ安く上げる方法で現在取り組んでおるのが現状でございます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） それでは、私の方から首池の件で御答弁させていただきます。

議員御指摘の首池全体でどんだけの産業廃棄物が埋設されてるんかということでございますけれども、我々の方もこの問題発覚しましてからいろんな形で今までの過去のデータをいろいろ見てるんでございますけれども、なかなかこの辺のところには適正なデータがございません。ですから、現在の中ではどんだけの廃棄物がその中に投入されているのかということについては、我々も把握できていないということが事実でございます。

それからまた、今後のあり方ということでございますけれども、これにつきましては、今回債務負担行為で計上させていただいております金額をもって、現在積み上げておりますこの土砂の部分何とか処理をしたいというふうに思っております。

それを処理した後でございますけど、あとのその部分につきましては、真砂議員の一般質問の中ですか - 一般質問違いましたね。この間のとき

にお話しさしてもらいましたように、処分場としての形が大阪府との指導を仰いでおりますので、そういう形でそのままの状態で置いときたいというふうに考えております。それで跡地の活用につきましては、またこれからいろいろ我々の方で検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（成田政彦君） 真砂議員。

21番（真砂 満君） 楠本部長の方から老人集会場の御説明をいただきました。馬場の集会場の改修についてはわかりました。

ただ、老朽化している集会場のことはよくわかっていると。これから実態調査というお考えのようですが、これは行政を遂行するに当たって、今披瀝になりましたように、昭和46年当時から随時各地区に老人集会場を建設していった、そういった経過からすれば、もう築30年、早ければ30年以上経過するというような集会場がどんどん出てくるわけですよ。

人間でもそうですけども、建物が30年もたてばかなり傷んでくるわけでありまして、今さら実態を調査するとかそんなことではなくて、ものを建てれば経年年数で修理費もかかってくる。場合によれば大改修も必要になってくる。そういった観点の中で、計画的にこういった修繕なり、また改修なりということを考えていただかなければいけないわけでありまして。

今、御説明の中でも今回のこの700万円についても、地区財産があるからできたことなんですよ。今、市の財政が非常な状態ですから市のお金がない。財産区財産がある地区については、こういった修理も可能なんですよ。でも、例えば私どもの地元のようなお金のない地区については、もう全部市でやってもらわなければいけない。市が金がないから、一向にそういった改修が進まない。これが実態なんです。そこらあたりについて市全体の平等性についてもどのように考えていくのか、この辺が問われてくるのではないかなというふうに思いますので、お答えをいただきたい。

それと、そんな状況の中で、樽井第二老人集会場がざっと5億円のお金をかけて建てられる。地域によればまだ老人集会場がない地域すらある現

状の中で、なぜ樽井だけなのかと、これは非常なやっかみも含めて心情的にそう素直に思います。今4億9,000万円のお金をかけてするような事業というのは、なかなかないわけですよ。なぜ樽井だけなのか。やっぱりお金があるからなのかということになってくるのではないかなというふうに思うんですが、それはさておき、この4億9,000万の内訳をわかっておればお示しをいただきたいというふうに思います。

それと、債務負担行為なんです、これ部長、随分と私の見解と違う。それはさきにも言わしていただいたんですが、やはり首池の今の現況というのは、私はかなりの産廃物が混在をした不要なものがあの場所に眠っているというふうに理解をいたしております。現にそのことがあるからこそ、今回問題が惹起しましたけれども、全体的な土地の利用ができないし、転売すらもできない状況であるかというふうに思っています。

さすれば、今の状態を放置していくならば、利息だけ毎年ずうっと負っていく状況で処分すらできない。過去には処分をする方策もあったやに聞いておりますが、結果的には処分ができないまま現況に至っている。

今から考えると、あのときになぜしなかったのかというような思いも確かにあるわけですが、そのこともさておくしか今の状況ではないわけですが、現実として残ってくるのは、あの土地については処分もできない。毎年利息負いばかりしていかなければいけない。仮に土地を利用するならば、莫大な費用がかかってくる。そういったような土地ではないのかなというふうに思うわけでありまして、市としてこの土地について本当に真摯に反省すべきものは反省して、有効な土地利用を考えていかなければいけないのではないのかなというふうに思います。

現実にあそこの使用がとまるようになりまして、泉南市民は非常に困っております。というのは、例えば石ころ、コンクリート殻、泉南市には捨てる場所がないんですよ。そのことについて行政は一体どのようにされておられるのか。広報ではこれは出さないでくださいという広報は見たことがありますけれども、このものについてはこのよ

うに持ってきてくださいとか処分しますといった広報は、一度たりとも見たことがございません。その辺についてもどのように今処理をされておられるのか、どのような指導されておられるのか、あわせてお示しをください。

議長（成田政彦君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 先ほど調査と申し上げましたのは、要望が出てきましたら、非常に数が多い中で現地調査をいたしまして、早急にやるべきかどうかの判断するための調査でございます。だから、26カ所、46年金熊川が始まってあるんですけども、当然ふだん我々も管理上把握してますんで、ただどうしても雨漏りとかふすまとか、いろいろ緊急的な要素もありますんで、その辺は要望の内容が主でございまして、現地を調査した上で対応さしていただくというための調査でございます。よろしく申し上げます。

それと、26カ所あるわけですけども、昭和46年から傷みが当然出てきてます。金があれば当然大規模改修なりしたい我々の気持ちもございませぬ。ただ、御指摘のとおり財政難の折ですんで、できるだけその利用に影響が出ないように我々要望を受けて対応さしていただいと。毎年、相当な件数、修繕さしていただいと。各集会場について

だから、その半面、お金のある地区については、特に財産区のお金ですけども、老人集会場を思うようにできるんじゃないかということでございませぬ。我々としたら、要望が出てきます。現地調査して、ほんとに緊急性があるんかどうか、それを判断して、当然すべきだということであれば、市の財政の状況も勘案した中で、もし財産区のお金があるとしたら、区長さんにこちらの方からできれば支援をお願いできないかということで、あくまでもお話し合いの中で柔軟に我々対応さしていただいと。

だから、ないからすべきところをしないということじゃなくて、当然すべきところは我々現地調査の上で判断した上でやっているということは御理解いただきたいと思ひます。だから、財産区のお金のある地区については、すべきでないところを

やってるということではありませんので、その点だけは御理解いただきたいと思います。

それと、樽井の第二集会場の4億9,000万の内訳でございますが、あくまでもこれはまだ実施設計をやってない関係上、概算という御理解でお願いしたいと思います。

造成分として約1億6,800万、建築分として2億5,000万、設計で約1,600万、設計関係ですね。それと、備品で500万、最終的に備品が要りますんで500万。井戸の調査費を今回上げさせていただいてるんですけども、水脈の調査をして、もし池敷内で水脈が発見されて水利組合の御期待にこたえられるかどうか、まず調査やるわけですけども、これを仮に井戸を掘った場合に見込んでますのが約5,400万。これもあくまでもこれまでの井戸の掘った参考を事例にはじき出してますんで、実際に管径とか深さとか、当然調査の結果変わってきます。だから、概算でございますんで、総トータル約4億9,000万というのが内容でございます。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） それでは、私の方から、真砂議員御指摘の部分について御説明させていただきますと思います。

首池につきましては、真砂議員御指摘のとおり、現在その主なところには産業廃棄物が埋まっているということも事実でございますし、そういうことからして土地利用にも当然制約が出てきます。また、処分ができないということも当然でございます。我々の方といたしましても、この部分が当初予定した不燃物の処分場としての使命は全うしてるかなというふうに思っております。

ですから、この辺の制約の中ではございますけれども、この中で我々の方としてもどんな土地利用ができるのかということは今後考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう1点の土砂殻というんですか、こういうふうな部分の受け入れはどうしているのかということでございますけれども、議員御指摘のとおり、そういうふうな市民からの要請がありましたときに、我々の方は排出者の責任でもって

処分していただきたいというような形で指導さしてもらっております。ですから、議員御指摘のとおり、今市としては適切に受け入れる場所もございませんので、そのような指導をさせていただいてるところでございますので、よろしくお願ひします。

議長（成田政彦君） 真砂議員。

21番（真砂 満君） 老人集会場の件なんですけど、要望が上がってきた分についての実態調査、その意向についてはよくわかりました。

ただ、今の部長の答弁聞いてますと、聞き方が悪いんかわかりませんが、どんどん、どんどん要望を上げていけばきちっと対応していただけるのかなというふうに思うんですよ。地域の人は皆遠慮してると思ひますよ。だってそうでしょう。物言うたら金ないんやと言われて返ってくるんです。財産区のない地域では、市がそう言えばもう我慢するしか仕方ないでしょう。私はそう思ひますね。

ですから、今の部長の答弁を聞いてたら、私地元へ帰って区長さんを通じてもっと市に要望しいやと。これ逆にそういった言い方をして、していただけるようにするしかないのかなというふうに思ひました。

それと、やっぱりお金のあるところは、そういう形でお願ひできるわけでしょう。そこはやっぱり違いますよ。それであるならば、朝もちょっと議論になりましたけれども、7対3とか、45、45、10の割合の公共的に使えるお金をそういったところに充当していくというような方策をきちっととっていただけるように最大の努力をしていただくとか、そういったことも考えていただかなければいけないのではないのかなと、私はそういうふうに思ひますよ。

ですから、そのことと次の第二老人集会場を比べると非常に申しわけないんかわかりませんが、今言われました4億9,000万円の内訳も、まあまあ正式な金額じゃないと、数値じゃないということは理解の上で、建設だけで4億5,000万円。4億5,000万ですよ。そんなものが建てられる。この財政難の中ですよ。それは私はどうしても一般のほかの方々に財政難だということで御辛抱していただひている。使用料、手数料を値上げをし

ている。こういった状況の中で、何で樽井だけやねんという思いはあると思います。

それと、水利の関係で深井戸の調査の話も出ました。それやったら何で池埋め立てんねんというような場所選定の問題も惹起してくるのではないのかなというふうに改めて思いました。その辺について、御見解があればお示しをいただきたいというふうに思います。

それと、首池の関係ですが、今部長、首池が一定その使命を果たしたというふうにおっしゃいましたけども、使命は確かに果たしたのかもわかりませんが、新たな問題を生んでいる、これが現実やと思いますよ。

確かに、当初の不燃物の仮置き場としての使命は、一定ある時期まで果たしていたのだらうというふうに思います。しかし、ある時期、いつの時代かは私にはわかりませんが、間違った運用の中で産廃物がどんどん、どんどん搬入されて置かれていった。そのことがきちっと処理されていないまま現在に至っている。そのことの1つの要因の中で、岡中の方で裁判まで発生したというこの歴史的な事実については、私は覆すことがないというふうに思っていますよ。

そこらについて行政として、さきの処分の問題とは別に、改めてこの首池問題についてきちっとした方向性を示さなければいけないのではないのかなというふうに私は思います。

それとあわせて、先ほどコンクリート殻等の指導ですね。確かに、排出者の責任において処理してください。処理してください、一家庭でどこにどう処理するんですか。行政に相談して電話しても処理する場所すら教えない。どない処理せえというんですか。そんなコンクリート殻1個だけ業者が取りに来てくれる。どこの業者にお願いをするんですか。そんなことも含めて、ほんとに指導されておられるのか。

それよりか、現実にそういったものが今どのように一般的に処理されておられるのか。そういった実態も含めてお考えの中でそのことをおっしゃっておられるのでしたらいいんですが、私はそういったものについて、すべてほかへほかされてるところがかなりあるというふうに思っていますし、

現に泉南市の土地の中でもそういったものがかなり放置されておられますよね。その辺の実態もあわせて部長としてどういうお考えなのか、お示しをください。

議長（成田政彦君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） まず、各地区から要望が上がってきて現地調査の上、対応してもらおうという中で、要望が上げれば皆やっていただけるんかという問題でございますが、なかなか現状は、今年度を見ましてもかなり修繕をやってきてます、既に。身近な不便さの修繕でございます、10数件の修繕を既にこなしてます。費用にして約180万。

だから、いわゆる大規模改修とか相当金のかかる話になりますと、確かに今すぐ言うてすぐやってもらえるんかと。我々財政難の折、判断してるのは、例えば雨漏りとか、ちょっとした金かかる話でも、どうしてもやらなければいけないやつは、当然やっぱり市の方で考えてあげなければいけないと。たまたま財産区のお金があれば、何とか協力してほしいとお願いして合意なされれば、救済というんですか、市の方に支援をしていただいと。

これはあくまでも御理解があつての話でございますんで、ただ言われてますように、財産区の基準の問題を言われましたけども、45対45対10。この問題については、ちょっと財産区の扱いは所管が総務になりますんで、我々はいわゆる財産区の金を出す場合は総務の窓口の方をお願いすると。区長さんとお話しして、工事は都市整備へお願いする。だから、我々地元の要望を受けて、いかに集会場をこなしていくかというだけで、それぞれ所管違いますんで、よろしく申し上げます。

それと、結果的には樽井の第二集会場をとってみても、財産区の金があるからできるんじゃないかという問題ですけども、樽井の第二老人集会場につきましても、御承知のとおりかなり以前から、いろいろ人口的な問題、あるいは旧国道の問題、いろんな地理的な問題、こういうことを踏まえまして、できるだけ第二集会場をお願いしたいと以前からあったと思います。二、三年前から 数年前ですか、樽井区の方で御検討されて、財産区

の金を充当した上で、新池、3つの重ね池の真ん中の池ですけども、ここを造成して建てていただきたいという強い要望を受けましてスタートしたものでございます。

昨年は造成工事の実施設計を予算化させていただいてます。その中で6割程度新池を埋め立てるということで、最終的には水利の方からいわゆる水源の確保で聞きますと、旧国道の下側で二町五、六反まだ耕作されてると。休耕田が約1町ですんで、合計3町5反程度まだ残ってますと水利さんからお伺いしています。

そういうことで、多分水の問題、4割程度に減水すると。いや上も下も池あるじゃないかという話をしたんですけども、上の樽井中之池については、いわゆる水防用というんですか防火用、昔から紡績が多い中でいわゆる水防団ですか、そういう水の利用がされてるということで、関係者も説明会へ出てましたけども、そういう問題と、それで下の新池の下側、谷口池、これも段差が非常にあるということで、樽井の樽井大発ですか、新興住宅の。だから余り水をためられないということで、最終的には水利さんの方から4割に減るんだから、水脈どうなるかわからんけども、井戸を並行して調査やってほしいということで、今回上げさしていただいています。

場所の設定ですけども、場所につきましても、当然新池を造成してというのは、地元からの要望の中で場所が設定されて要望されてきました。だから、地元要望を尊重するという意味で、ただし言われるとおり選考についてはいろんな御意見あるかと思いますが、場所の選定について。我々としたら、地元の要望を受けて整備していくという基本的なスタンスでございますので、その点御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。  
市民生活環境部長（梶本敏秀君） 真砂議員の首池の件で今後の問題を整理して方向性ということでございます。この件につきましては、私、先般もお答えさせていただきましたとおり、法律上の解釈的には、大阪府さんとの協議の中で、今の現在出てる部分、これを処分するというところによっ

て、一定の法的な適格というんですか、法律上の部分は出てる。確かに、道義的な部分は残るかなというふうには思いますけれども、そういう一定のものが示されるということになると思います。

ですから、我々といたしましては、その中で当然法的には整理できてるとはいうものの、それをまた掘り返すとかいう形になってきますと、これはまた産業廃棄物として問題も出てまいります。ですから、その辺を考慮した上で、最終的には土地利用とか、その辺のことをやはりもっと考えていきたい、そんなふうに思っております。

それから、コンクリート殻でございますけれども、今議員御指摘のとおり、もし放置されてるとか、一般の方々がその辺に捨てているというようなことであれば、私どもとしては今後やっぱり考えていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

角谷議員。

17番（角谷英男君） 商工振興の100万円の補正であります。これ道の駅的施設基本計画策定委託料と、こうなっておるわけであります。この道の駅については、以前も道の駅の考え方を示された時期があったのではないかなと思うんですが、まず商工会の今度イオン問題で要望の中にあつたのではないかなというふうに思うんですが、それに基づいての考え方なのかどうか、お聞きをしたい。

それと、道の駅の場所を改めてお聞きしたい。規模はどの程度の規模を考えておるのか。道の駅ですから、これは市が経営をするのか、それとも商工会から要望があつたから商工会がやるのか、3セクでやるのか、その辺はどうなのか、聞いてみたいと思います。

それと、道の駅と言っても、なかなか中身が大事だと思うんですね。どういう中身の道の駅なのか。個人が入るのかそれとも団体が入るのか、その辺がどうなのか。

それと、これが市が考える商業者対策になるのかどうか。商業者対策として考えておられるのかどうか。

それと最後に、どうせやるなら、道の駅も成功例もあれば失敗例もたくさんあるわけでありまして、要は要望があったからやらなきゃいかんという程度のものであれば、これは失敗すると思うんですね。ですから、失敗のないような道の駅をやらなければいけないので、その点に対してどう考えているのか。先ほどの規模とかそういうものに絡んでくるんですけども、トータル的にお聞きをしたい。以上です。

副議長（市道浩高君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） まず、第1点目から御答弁させていただきます。

まず、今回の計画自身は商工会からの要望があったからかということでございます。当然、これも大きな動機でございます。かねてより道の駅的な、泉南市をPRするとかそういう部分は必要であるということは、行政の中でも考えておりました。ですから、その2つが重なって今回こういう形の調査をするということになったということでございます。

場所につきましては、御存じのとおり市場岡田線の突き当たりの部分でございます。ポンプ場の隣の位置を考えております。現在トイレと地道の駐車場のある部分、この部分ということで考えております。

それから、規模なんですけど、これにつきましては、今回のこの基本計画の策定委託を行いまして、それでほぼ決めていきたいなというふうに思っております。ただ、この辺の部分が将来公園用地になるということもありますので、あまり大きな場所はとれないんじゃないかなというふうな感覚では思っております。実際これを調査しながら、どれぐらいの建物の規模とか、駐車場どれぐらい要るんだというふうなことをやはりこれからちょっと具体化していきたいなというふうに思っております。

また、経営でございますけれども、この部分もこれから成功するか失敗するかという大きな面になってくるかと思っております。ですから、この辺の収益性とかこういうものにつきましても、今回の調査の中でどこまでできるかわかりませんが、ほんとの入り口しかできないかと思うんですけど、

その辺の調査、それからあと今回商工会さんからの方からも要望ということでございますので、商工会さんのノウハウを教えてもらいながら、この辺のところで考えていきたいというふうに思っております。

それから、中に入る部分は個人なのか団体なのかということもございますけども、これにつきましては、ただいま商工会さんの方にいろんな先ほど言ったような形で御相談かけておりますので、この辺のところと今回の調査を進めていく中で明確になってくるんじゃないかなというふうに思います。

それから、商業者対策なのかというふうなことでございます。といいますのは、今回のイオンモール出店に伴う商業者対策なのかということかと思っておりますけれども、御存じのとおり今回商工会さんの方からは、多数多岐にわたったような要望が出ておられます。ですから、それらをすべて含めてイオンモール出店に対する商業者対策というふうに考えております。今回の道の駅が、これでもってすべてその対応策になるのかということではないというふうに思います。

失敗しないようにということでございますので、我々の方もその辺は重々考えております。今回のイオンモール出店に対する1つの施策でもありますし、これが失敗していきますと、振興策どころのものでもございません。なおかつ我々の方としましても、泉南市のPRという大きな部分になってまいりますので、この辺のところはいろんな人の知恵を拝借しながら失敗しないような努力をしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

副議長（市道浩高君） 角谷議員。

17番（角谷英男君） 答弁をお聞きしますと、相当な重い覚悟でこの道の駅に臨む決意を持っておられるなというふうに伺ったわけですが、問題は、どうしてもやるんだというのは大いに結構、道の駅そのものには反対するものではないんです。

ただ、これはやっぱり最初から、相談しながらとかいうんじゃなく、市がやっぱり先ほど言いましたように、まず経営母体を3セクでやるのか、

その辺商工会に任すのかどうすんのかということをもうはっきり腹決めてかかる必要があるんじゃないかなというふうに思いますよ。でないと、これみんな嫌がるんですね、もし失敗したら大変ですから。そういう意味では、市がしっかりした考え方を持つ必要があるんじゃないかというふうに思いますし、お聞きしますと、ほとんど決まってないんですね。

中身についても、これやっぱりよう考えていただかなければいけないと思うんですよ。商業者対策ということになりますと、個人の店舗を入れるというようなことになれば、商業者対策のにおいが非常に感じるわけですが、しかしこれもなかなか大変だろうなと思いますよ。

そうなれば団体、例えば漁業組合さんとかJAとか、あとは花卉組合とか、いろいろな団体あるわけですけども、こういう団体入れるのか。そういう場合は、まさに先ほど言ったようなどんな経営母体になんのか、これも絡んできます。個人なのか団体なのかということでも大きく変わってくるわけですから、その辺もしっかり最初から持たれた方がいいんじゃないかなというふうに思いますね。そうでないと、なかなか商工会も乗りにくいんじゃないかなというふうに思っています。

あとは、場所はあそこで変わらないと思いますが、大きさであります、やっぱり道の駅で失敗してるのは、みんな小さいんですね。小さいんです。ですからできるだけ、あそこは公園地に絡んできますけども、失敗せんとこと思えばですよ、成功さそう思えば、相当大規模にやる必要が、前にイオンができようとしておるわけですから、そういう意味でも相当大規模にやる必要があるんじゃないかなというふうに思いますね。それを泉南市があえて泉南市の予算でやるわけですから、その辺の覚悟も、そして今お聞きした考え方も含めてもう一度答弁を願いたい。

副議長（市道浩高君） 梶本市民生活環境部長。市民生活環境部長（梶本敏秀君） ただいまの御質問でございます。やはり経営母体とか参画団体、これを早く市が主体性を持って決めろ、その辺の御意見は私も同感なんでございますけれども、ただそれを決めていくには、やはりこれらの事業の

収支、これらのことを経営が成り立つのかどうかという、こういうふうなものの調査をやはりする必要があります。

我々の方としまして、それらを含めながら、今議員おっしゃったような形でJAさんなり商工会さんなり漁業組合さんなり、この辺のところでそこへ出店していただくものを決めていただくとかいうふうなことをやっていかなければならないなというふうに思っております。

ですから、一刻も早くその辺の決めるまでの核となるものをやはりちょっと早く調査したいというのが、今回の目的であるというふうに思っております。

もう1つ、道の駅、大規模にというふうな御指摘でございます。確かに言うとおりでございます。商業面積が大きくなればなるほどやはり運営もしやすいでしょうし、販売金額というんですか、これも当然ふえてくるかというふうに思っています。

ただ、御理解いただきたいのは、この部分は将来公園になる部分でございます。ですから、余り商業施設を充実するというにつきましては、公園の性格上、制約もかかってまいります。

ですから、今回の調査の中でそれがどのあたりが一番適切なのかということも検討しながら決めていきたいというふうに思っておりますので、まだ今回スタートでございますので、その辺煮詰まってないところは御容赦いただきたいなと思います。これから調査してまいりたいと思います。

以上です。

副議長（市道浩高君） 角谷議員。

17番（角谷英男君） 最後の質問であります、要はここに委託料を上げておる以上、この道の駅は不退転の決意でやるんだと。もうやらないと、調査した結果だめだということがないんかどうか、これは確認でもありますが、しておきたいというふうに思います。

それと、先ほど私も言いましたように、公園と絡むことは事実なんですね。だけど、それを意識し過ぎたら、これ失敗に終わると思うんですよ。不退転であればあるほど、これは無理をしてでもやらんと、後々失敗になって責任のなすり合いということになりかねませんので、改めて最後の質

問でありますけども、答えをいただきたい。

副議長（市道浩高君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 商工会からはこれ以外にももう1つあるんですけども、先般正副会長さんともお話しした中で、当面この道の駅的なものを具体化していこうということになっております。

我々の方では、そういうハード面、それとソフト、どういう形で収益がどのぐらいになるんかというようなアセスといえますか、それはやりましょうと。商工会の方は、具体的に参画する人あるいは団体、これらについて商工会の方である一定取りまとめといえますか、意向打診も含めてやりましょうと、こういうことになっておまして、その都度お互いに連携しながら情報交換しながらやっていきたいと思いますということで、基本的にお話し合いをしておりますので、そういう形で進めていきたいというふうに思っております。

それと、従来からこの計画はありましたけれども、なかなか場所は絶対いいという自信はありましたけれども、やっぱり集客ということについて、特に冬場がどうかという心配がありました。これは民間調査でもそういうのが出ておったんですけども、今回はその横にイオンが来るということで、年間1,200万人ぐらいの人がイオンの方で吸引してくれるということがありますので、それをうまく活用しながらその隣接のところこういうものをやれば、さらに効率は上がるであろうということで、今回商工会とも話し合いをさしていただいて、当面具体的な計画に入ろうということになった次第でございますので、私どもも、おっしゃったように、都市公園法の網がかぶってるという中で難しさは確かにあるかというふうに思いますが、これは従前から大阪府との約束の1つでもございましたから、その点は十分企業局あるいは土木部とも話をして説得をしていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ成功させるという気構えでやっていきたいと思っております。

副議長（市道浩高君） ほかに。 堀口議員。

15番（堀口武視君） もうほんとに時間がないので、やりたい部分もたくさんあるんですけども、ほんとに絞ってやらしていただきます。

まず、先ほど真砂議員の方から御質問がございましたけれども、特に樽井第二老人集会場の件でございます。

これについては、どうも今回、財産区からの寄附と、こういうことでございますけれども、このこと自体が、どうも先ほどから説明を聞いておきますと、樽井区と財産区、水利が何か1つごちゃまぜになってしまって、今まで市長がおっしゃってきた45、45の10という財産区の処分のあり方というのが完全に狂ってしまってる。この辺はどのような考え方でやられてるのか。

先ほども真砂さんの中でも論議がありましたけれども、特に水利への10%、このことが寄附という形で上げられ、しかもその井戸の何ぼ金かけると言ってたかな。5,400万もかけて井戸を掘って水を確保する。このこと自身が何か考えようによれば水利は例えば極端な話、100万円切って1,000万要求してるというふうに私は逆にとれるんですけども、その辺の考え方をひとつお示しを願いたい。

それから、当然普通財産の処分なら45%というのは市の取り分としてあるわけでございますけれども、その分はどのような感覚で、逆に今度は市が樽井へ寄附するというような形になってしまうんじゃないかなと。その辺ひとつお教えをいただきたい。

それから、老人集会場なんですけどね、部長。これは全然ない地区から新築の要望は来てないんでしょうか。

それと、もう1つ、先ほどから真砂議員もかなり突っ込んだことをおっしゃってましたけども、古い、かなり老朽化した、先日も市長が私どもの東老人集会場に敬老会に来ていただいたと聞いてます。私と入れ違いになりまして、もし私と同席してたら、あの周りを1回市長に回っていただこうと。御存じのように東老人集会場は、昭和46年に泉南市の第1番目の老人集会場として建てられました。もう既に部分手直しというんですか、雨漏りなんかは直していただいた、あるいは職員の方がみずから来ているんな修理をしていただいたと聞いておりますけれども、それはもう今の状況の中で、大改修をやらなきゃ、建てかえなきゃ

いけないということになってくると思うんです。

朝から論議もございましたけども、我々はそのみなし財産区の処分のときに、3割を財産区のない地域に使ってくださいよと、こういうことで3割は出したんだというお話をしましたけれども、当然今後みなし財産区の処分、特に山の処分については、緑資源公団の基幹農道あるいは泉佐野岩出線の府道の関係、こういうものが処分として上がってくるわけですね。この金は、当然そのような方向に逆に使っていただきたいな。別に東老人集会場だけに区切った話をしてるわけではございません。

だから、それは今の財政健全計画の中には組み込まれてない僕は資金だと思うんですね。だから、ぜひそういう要望、大改修なり、できる部分については、かなりの金額が入ってくると思います。今回の六尾の水道の処分地にしまして、1,400万の3割ですから400万ぐらいの金が市の中に一般歳入されるわけですね。そういうものは今の財政健全計画の中に組み込まれた金じゃ僕はないと思うんです。だから、そういうものはぜひそういう場所に使っていただきたい。その辺はどうなのかということをお聞きをしたいと思います。

それから、84ページの公園管理費30万。これは私も事情よくわかってますけれども、大阪府からのトンネル、ただこの公園管理費という項目で上がっておりますので、あえてお聞きをさせていただきますけども、実は先日も牧野公園の近くの住民の方からちょっと一度現状を見に来てくれという話がございます、行ってみると牧野公園が見事なように草ぼうぼうですね。管理がなされてない。しかも、深夜には高校生がたむろして、いろんな青少年に余りよろしくないような遊びをしてるといふ苦情が周辺から来てます。

この辺の果たして泉南市の公園の管理がどうなってるのか。私は牧野公園だけしか見てませんけれども、ほかの公園も同じような状況にあるのかどうか。つくことはつくっても管理はしない。こういうことでは僕は大変なことだと思います。

それから、もう1点、公園に関しましては、先日財政健全化の中のローリング案の中に市民の里の管理費を削ると、こういうのが確かに出てたと

思うんですけれども、私は以前からあのような管理状況の中ではもう信達郷に返していただいたらどうやというお話をずっとしてきてます。

市長ね、ひとつ御提案があるんですけども、我々もいろいろ組合の方で調べたんです。国の補助事業、山に関する補助事業たくさんあるわけですね、国の補助事業が。

その中に、私は大変興味を持ったのは教育の森整備事業と、こういうのがあるんです。これは国の補助事業なんですけれども、子供に林業体験をさすとか、生きる力、育てる力を覚えさせ。こういう体験の森林づくりですか、そういう事業があるんですね。できたら、ぜひ私どもの組合と泉南市内の小学校なり中学校どこでも結構ですけども、あの場所に今の環境整備からも考えて、環境問題からも考えて、あそこに子供に森づくりをしてやれないのか、ひとつ御検討いただけたらなと、このように思います。

それから、もう1つお聞きしたいのは、86ページに信達中学校の水洗トイレの改修費が上がってるわけでございますけれども、今泉南市内の小・中学校の中で水洗便所になってない学校がどのぐらいあるのか、ひとつお聞かせをいただきたい。

以上でほかの公社の財産管理も聞きたいと思っただんですけども、時間がございませんので、また次の議会でも一般質問させていただきたい、このように思います。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、樽井の新池の分でございますけども、これは池の敷地をかうというものではございません。池の敷地は今財産区的な扱いになっておりますが、市の方に寄附をしていただくということを考えております。ですから、金銭のやりとりはないということでございます。

それと、東老人集会場、この間は私も行きまして、この間は見てませんが、その前に予算委員会でしたかね、いろいろ御指摘もいただいて、裏側見てきました。特に屋根の付近も含めて担当の方とも見てきておりますので、この間は見ませんでしたけども、確認はさせていただいておりまして、今年度たしか予算措置も若干さしていただいているというふうに考えております。

それと、新しい補助事業ということで教育の森整備事業ですか、というお話もいただきました。またちょっと我々というか、まだ私もそこまで確認できておりませんので、またいろいろ教えていただいて教育委員会とも相談をして、子供たちのために健全育成に、あるいは環境教育に非常に資するということであれば、また御相談させていただいて考えられる面は考えていきたいと、このように考えております。

他については、担当の方で御答弁申し上げます。  
議長（成田政彦君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） まず、第二集会場の、今回池敷については樽井財産区からの寄附ということで、御指摘のございました、本来ならば45対45、水利が10という一般的な扱いになるんですけども、その結果45%分、市の取り分、これは区へ寄附することにはならないかという点でございますが、いわゆる池敷については当然分筆して寄附していただくと、土地については、建物も当然行政財産として老人集会場として条例で位置づけしていくということになりますんで、結果的には取り分の45%は市の投資という形になるかと思えます。

それと、先ほども説明しましたように、水利の10%と井戸の関係でございますけども、これも樽井区で新池を候補地として集約されて御要望されてきたと。樽井財産区管理会の方で資本は出すということでセットで御要望されてきて、池を埋め立てるとということで、当然水利さんも入った中で最終的な詰めを行ってまいりました。その中で、減水するということで井戸の御要望が最終的に水利から出され、調査をやるということで市が最終的な詰めができたということでございますので、寄附ということから10%と井戸の関係は、ちょっと今回はそういう形にはなっておらないということで、当然スタートは、池を埋め立てて集会場をつくってほしいということからスタートしておりますので、その点一般の10%の水利の取り分、これと井戸ということはちょっと御理解お願いしたいと思います。

議長（成田政彦君） 山野都市整備部長。

都市整備部長（山野良太郎君） 公園管理の件で

ございますけれども、非常に耳の痛い御質問でございました。十分管理ができてるかということでございますけれども、十分にはできていないというふうに思っております。現在、公園管理につきましては、区や自治会へ委託をしてるという部分と、市がしてるという部分がございます。我々管理といたしましても、草刈り、消毒、木の剪定という程度でございますけれども、十分とはいかなくても、予算の範囲内でできるだけ公園管理については努力をしたいというふうに考えております。

議長（成田政彦君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 1点忘れておりました。現在、老人集会場の新設の要望のある地区あるんかどうかという点でございますけども、正式には樽井の第二集会場を除いて新築、新設してほしいと正式な要望はございません。ただ、数カ所の地区は、区によってはいわゆる開発で引き取った集会所はありますけども、正式な老人集会場がないということで、何とかならないかということでお話は出たことはございます。ただ、土地の問題もございまして、非常に難しい問題ですなということで、話はしましたけども、正式には御要望を承ってるという地区はございません。

以上です。

議長（成田政彦君） 堀口議員。

15番（堀口武視君） それから、まだ答弁の中に我々が、信達郷も含めて、あるいはため池も含めてですけども、みなしの処分、一般歳入される分をそういうふうに使えないのかという答弁はいただけてないんです。次のときに答弁をしていただきたいと思っておりますけれども、先ほど同僚の巴里議員から、こういうふうな立派な樽井第二老人集会場の設計図、基本設計図面をいただきました。

ただ、これを見る限り、これが果たしてほんとに老人集会場なのかというような気がいたします。当然、このようなもんがあるんなら、これだけの大きな予算を伴うものには、議員には僕は当然資料としてこういうものは出すべきなんじゃないですか。どうして出さなかったのか、ひとつお聞かせをいただきたい。

先ほどから財産区の処分の仕方について私は提起をしてるわけでございますけれども、今45%部長の方が、当然これは普通に処分されると、45%は市に一般歳入されるもんですよね。そうでしょう。一般歳入されるもんでしょう。

だから、そのものは当然市の土地になるからいいんだということでしょうけれども、まるっきりこれは樽井財管の寄附には当たらない、全部が寄附に当たらない、こういうことを私は指摘をしときたいと思えますし、先ほどからいろいろ論議の中でも、これだけ立派なもの、あるいはみずぼらしい集会場、余りに格差が激し過ぎじゃないかという論議があります。

私も全くそのとおりだと思いますし、なおかつ僕はこの場所の選定については余り深くは知りませんでしたけれども、先ほどから部長の答弁を聞いておりますと、とりあえず水利が減水するから、その10%を返上して5,000万余りも入れて井戸を掘るんだと、こういう話ですけども、そうしたら先ほど真砂議員がおっしゃいましたけど、初めからどうしてそういう減水しては困る池、受益田がどれだけあるんか、1町何ぼとかという話がございましたけども、その池を埋めてここに集会場をつくらなきゃいけないのか。造成費だけでも2億余りの金がかかってくるわけですね。だから、そんなところにどうして場所の選定をしたのかという論議に戻ってしまいますよ。

しかも、財産区がこういう変な形でと言ったらおかしいけど、形は僕は形式的にも一たん処分した形をとれなかったのかどうか。この池を処分した形を形式的でも帳簿上だけでもとれなかったのかどうか。その辺もひとつ改めてお聞かせを願いたいと思います。

それから、公園の方、今、山野部長がおっしゃったように、確かにつくったらいいわということでは僕はいけないと。ぜひできるだけ、大変厳しい中でしょうけども、管理はしてやっていただきたい。特に子供が遊ぶ場所が多いですから、ひとつその辺は十分お願いをしときたいなと思えますし、先ほど市長、私は市民の里については、以前にも写真を市長にお見せをいたしました。こういう状況で大変荒れてるんだと。

確かに、市は何ぼかの投資をした。しかし、そのことは、もう既に前上林助役の中では今後整備する計画は一切ございませんと、こういう答弁があったわけでございます。そしたら、できるだけあの部分を皆さんの市民の方々に活用していただく。その中では、私自身、私の案でございますけれども、子供に目をつけ、子供たちに森に親しんでいただく、こういう案ではどうでしょうかと、その方がきれいにあそこが整備されますよと。確かに市債の残りがあってしょうけども、その辺は財政の方で、私は市長の判断でどうでもなる話ではないのかなと、このように思います。ぜひできたらお願いしたい。

それから、さっきの学校の水洗トイレの答弁も僕は漏れてると思うんですけども、その辺もあわせてひとつお願いしたい。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目、ちょっと漏れておりました、例えば山の処分なんかした場合は、3割という形でちょうだいいたしておるわけでございます。この用途についてやっぱり地元還元といいますかね、そういう形にすべきじゃないかと、ということでございますけれども、これについても、今回山関係の一定の事前の整理をするという中で、また議論をさせていただきたいというふうに思います。

議長（成田政彦君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 1つ御答弁漏れておりました。水洗便所になっていないところはどこだということでございます。大きな意味で言いますと、学校・園すべて水洗化はいたしております。ただし、東小学校のみ簡易水洗という方法でくみ取り式になっております。

議長（成田政彦君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 図面の関係でございますけども、平成14年度で基本設計、いわゆる平面図とか、あるいは間取り、基本ですんでできておるんですけども、実施設計については今年度の予算で予定しております。だから基本設計でございますんで、実施設計でないということで、できればそれはお配りしたらよかったですけども、基本設計ということで多少変

わってくるおそれがありますので、今年度実施設計予定されておりますので、ちょっとその点御理解いただきたいと思います。できましたら、実施設計、今年度予定してありますので、でき上がれば御提示差し上げたいなというふうに考えております。

2点目の全部が寄附に当たらないのではないかとということですが、先ほども言いましたように、45対45対10を考えますと、寄附ということで結果的には市の45%を投資してると、充当してるとということで置きかえざるを得ないと僕自身考えてます。

土地自身が樽井財産区財産ですんで、当然財産区からの寄附と。建物については、当然4億9,000万のうち、市の45%ですか、それが充当されてると。これはあくまでも考えでございますので、実際は寄附でございますので。

それと、なぜ埋め立てて老人集会場を建てるのかという問題でございますけども、先ほども言いましたように、我々老人集会場を整備していく立場としましたら、樽井の区から樽井財産区の管理会と歩調を合わせて、新池を埋め立てて建ててほしいという強い御要望がありまして、それを受けて、池の問題は総務、設計あるいは発注してもらうのは都市整備と、関係部署一体で現在取り組んでおります。

だから、埋め立てて老人集会場をつくるという点は、あくまでも地元の強い要望を受けて我々取り組んでおるということで御理解いただきたいと思います。

議長（成田政彦君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 今回の樽井財産区の新池の問題でございますけれども、この問題につきましては、要するに発端といいますのは、樽井第二老人集会場を建設するというので、この新池の埋め立ての問題というのが起きてきたと。そして、なおかつこの問題につきましては、市としましては、要するにすべて財産区の資金でもって建設をする。

それと、あと土地につきましては、これあくまでも樽井財産区の土地を使って、最終的には行政財産になるということなんですけども、ですから土地についても最初は寄附、それも財産区の方が

らですね、市に対する。

それと、あと建物についても財産区の繰入金で要するに100%建物を建てますということでもありますので、市としましては、今回資金といたしましては、普通、建物、施設を建てる場合に土地を買いに行く。そしたら、要するに例えば100購入したという場合については45、45、10という議論は出てくると思うんですけども、今回売買の動きというのは全然ありませんので、我々として、あくまでも樽井地区と今回第二老人集会場を建設するという、そういった中でこの問題が出てきて、要するに財産区としてはこの4億何がしの、最終4億9,000万のその金額を市に繰り入れまして、そして第二老人集会場を建設すると、こういうふうに理解しております。

〔島原正嗣君「議事進行」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） 失礼します。今21世紀の幹事長の方から指摘がありました現在提案されました議案に重要な関連のある資料が出てくるので、これはやっぱりきちっと出さないと、基本設計であれ実施設計であれ、ある資料は議会に提出するべきですよ。これがきちっと決まってから、製本してからというようなやり方では審議にならんでしょう、議会の意見を聞くのに。こんなことしちゃあつたら、これ差別ですよ。不公平さがだんだん、だんだん増長していきますよ。

だから議長ね、ちょっと休憩とって、この問題をどうするかということをお互い考えたらどうですか。ちょっと休憩とって資料を出してください。

それで、質問あるんだつたら幹事長の方で聞いていただいて、その取り扱いは議長の判断に。財源の問題を含めてお願いしますわ。

議長（成田政彦君） 健康福祉部長、資料はすぐ提出できますか。

平面図と間取りについては20分で全議員に資料を提供できるそうです。

16番（島原正嗣君） 時間的な問題もありますけども、できる範囲の資料を出してくださいよ。そして、議長、そこでいろいろ議事運営をして、議員の質問も聞いて、この案件そのものが、採決

とる段階で混乱しますよ。そういうことも配慮して、資料も含めてこの問題をどうするかということも一回検討するために、休憩とりなはれよ。

議長（成田政彦君） 暫時休憩します。

午後10時 8分 休憩

午後11時31分 再開

議長（成田政彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ありませんか。 堀口議員。

15番（堀口武視君） もうこんな時間ですので、簡単にしときます。

とりあえず1つだけ問題提起をしときますけれども、初めに言いましたように、この財産区の寄附という行為については、従前のそれこそ市長が言う慣習を崩して、45、45、10ということがおざなりになってしまってる。

先ほどの質疑の中で明らかになったように、私は水利に10%を渡して、その分で当然池を掘ってもらう、こういうことで僕はやっていただきたいなと、このように思います。これをひとつ私の指摘として言っておきます。

それから、学校問題ですけども、部長がお答えいただきましたように、東小学校だけは水洗じゃない。できたらその方も前向きに考えていただきたい。

これで私の質疑を終わります。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

大森議員。

4番（大森和夫君） 質問1つと、あとは意見ということでさせていただきますけども、まず意見としましては、トイレの改修を信達中学以外にもふやしてもらおう。これはトイレを改修されれば子供たちが落ちつくという例もたくさんありますし、国会でもトイレの修繕の予算もふやすという方向になってますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、アグリ何とかセンターということでありましたけども、農業施策ですけども、やっぱり農業公園がPFIもなかなかうまいことかない。それから、貸し農園もまだ募集できてない状況。それから、花卉団地も半分ぐらいですかね、業者がね。ということで、やっぱりこれは不要不急な

公共事業ということでぜひ見直しもしていただいて、泉南市の財政のことを取り組んでいただきたいと思います。

それから、道の駅の件ですけども、これは泉南市の業者が道の駅に行くという内容ですけども、市長もおっしゃってましたけども、例えばうちの新家地域でいいますと、消費者の意見というのは、イオンに、ジャスコに期待を持っておられる方もいらっしゃいます。そういう方でもやっぱり地元の、うちでいえばカナート、それから土生さん、クリークさん、それから日根野のジャスコ、これらが残っての話なんです。ですから、商業対策ということでは市長にも何度もお願いしてはいますが、やっぱり地元の業者が残っていただくような施策も、これは商業対策だけじゃなくて、消費者対策にもなりますので、その点はもうぜひ取り組んでいただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、首池の件ですけども、助役は今からいろんな私、さっき市長の処分にかかわったときに質問しましたけども、これから真剣に議論していくというお話やったけども、予算委員会なんかの議論を調べてみますと、市長の方ではあの土地ではやっぱり花を植えたりしていきたいということをおっしゃってましたですわ。そういう形である程度の計画というのは立ってると思うので、ぜひそういう方向でやっていただきたい。

最後に質問させていただきますけども、老人集会場のことなんですけども、これは人口的に言えば樽井には必ず必要だと思ふんですけども、その点、市の考えはどうなのかということが1点と、それから場所が池の上ということで、住民の総意になってるのか。それが1つ。

それと、もう1つは、予算がやっぱりどんどん、どんどんふえていってると思ふんですけども、何でこんな形で予算がふえたのか。

この点、3つの点だけ短く答弁お願ひいたします。

〔巴里英一君「緊急動議」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） 巴里議員。

22番（巴里英一君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第5号については、修正するとともにこれを議題とされんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

議長（成田政彦君） ただいま巴里英一君から議案第5号については一部修正するとともに、これを議題とされたい動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

議員提出議案第24号「議案第5号に対する修正動議」を議題といたします。

〔議案書配付〕

議長（成田政彦君） 本件に関し、提出者を代表して巴里英一君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。巴里英一君。

22番（巴里英一君） ただいま議題となっております議案第5号について修正するとともに、これを提案いたしたいと思います。

まず、いろいろと問題になっております5号議案の中身につきまして、御承知のごとく樽井第二老人集会場の問題で議会がかなり長時間にわたっております。この際、その問題の件を修正したいということで、そして各位については十分御理解いただいて御賛同いただきますようお願いいたしますところでございます。

それでは、修正を申し上げます。お手元に配付されておりますので、御参照いただきたいと思います。

原案金額、繰入金が12億4,520万3,000円、減額といたしまして1億2,286万2,000円。よって、修正金額が11億2,234万1,000円。このことは財産区繰入金の中でありまして1億9,183万2,000円のうち、減とするのが1億2,286万2,000円、修正金額が6,897万円あります。

歳入合計といたしまして、原案が218億7,631万6,000円、そして減が同時に1億2,286万2,000円でありまして、歳入合計が217億5,345万4,000円を歳入として計上いたしたいと思います。

歳出につきまして、原案金額が65億8,136万円であり、先ほどの数字と同じく減として1億2,286万2,000円、修正金額といたしまして

64億5,849万8,000円。これは社会福祉費として同時に原案金額が17億8,233万1,000円、減が先ほど申し上げた同等の金額であり、修正金額といたしまして16億5,946万9,000円。よって、原案金額が218億7,631万6,000円であり、修正された額といたしまして217億5,345万4,000円であります。

よって、先ほど申し上げた形で本議案内容の中における樽井老人第二集会場の予算についての提案にいたしておきます。ひとつ皆さんについては御賛同の方をよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） ただいまの提出者の説明に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これより修正案及び原案について順次討論を行います。

まず、修正案に対する討論を行います。討論はありませんか。 松本議員。

11番（松本雪美君） 議員提出議案第24号、平成15年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議に賛成の立場で討論いたします。

人口がふえ続けている樽井地区にとっては、2つ目の老人集会場は必要なことであると思っています。しかしながら、池を埋め立て建設をすることで進められてきたこの計画は、老人集会場建設のための池の埋め立て、集会場の建設のための設計、新たな水の確保のための井戸の掘削など、必要な手順など十分に議会には資料として提供されてはおりません。そして、当初より予算が増額されてきました。こうしたことに対して市として説明責任を果たしてこなかったことは問題であることを指摘し、減額の修正に賛成の立場で討論いたします。

議長（成田政彦君） 以上で修正案に対する討論を終結いたします。

次に、原案に対する討論を行います。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

これより修正案及び原案について順次採決を行います。

まず、初めに議案第5号に対する巴里英一君ほか6名から提出されました修正案について起立に

より採決いたします。

お諮りいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって議案第5号に対する修正案については、可決されました。

次に、ただいま修正可決されました部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。ただいま修正可決されました修正部分を除くそのほかの部分については、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって議案第5号は、修正した部分を除くそのほかの部分につきましては、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第12、議案第6号 平成15年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会議務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました議案第6号、平成15年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

平成15年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

補正の理由につきましては、平成14年度の介護保険の給付実績が確定したことによりまして、府費負担金の受け入れ額が超過となり、当該超過部分の返還等の予算措置が必要となり、また前年度繰越金並びに平成14年度分の国庫負担金及び支払基金交付金の受け入れ不足の追加交付分を給付準備基金に積み立てる予算措置が必要となった

ことにより補正するものであります。

議案書91ページをお開き願います。補正予算の内容につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,289万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億9,372万2,000円とするものであります。歳入歳出の明細につきましては、95ページから96ページに記載しているとおりであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第13、議案第7号 平成14年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第33、議案第27号 平成14年度大阪府泉南市水道事業会計決算認定についてまでの以上21件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成14年度各会計決算認定21件については、いずれも議案書の朗読を省略し、まず初めに監査委員により報告を求めます。監査委員 巴里英一君。

監査委員（巴里英一君） 議長の許可を得ましたので、ただいまから平成14年度一般会計及び特別会計等、並びに水道事業会計の決算審査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき泉南市長より審査に付されていた一般会計及び特別会計等の決算について、平成15年8月5日、6日に井上監査委員と私が審査を行いました。この中で審査に付された歳入歳出決算及び附属書類は、関係法令に準拠して作成され、その計数は関係諸

帳簿と照合した結果、いずれも符合しており、その収支は正確であることを認めました。

引き続きまして、平成14年度水道事業会計決算審査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき泉南市長より審査に付されていた水道事業会計決算について、平成15年7月29日に井上監査委員と私が審査を行いました。これにつきましては、水道事業会計決算書を中心に証拠書類並びに係諸帳簿等について審査をいたしましたところ、いずれも法令の定めるところにより執行されており、その収支状況は適正に行われておりました。

なお、審査意見書につきましては、それぞれ別添のとおりお手元に配付いたしております。御参考までお願い申し上げ、甚だ簡単ですが、審査報告といたします。ありがとうございました。  
議長（成田政彦君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。 質疑等なしと認めます。

次に、ただいま一括上程の各会計決算認定21件に関し、理事者から順次内容の説明を求めます。  
収入役 辻 勇作君。

収入役（辻 勇作君） ただいま一括上程されました議案第7号から第26号に至ります平成14年度大阪府泉南市一般会計及び各財産区会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条3項の規定に基づき監査委員の意見を付して議会の御認定をいただく必要から提案するものがございます。

それでは、各会計の決算の概要を順次簡単に御説明申し上げます。

まず初め、お手元の平成14年度決算書の1ページから8ページにわたります一般会計の決算でございます。

歳入決算額197億1,837万6,808円に対しまして歳出決算額は205億336万3,975円と歳入を上回り、7億8,498万7,167円の赤字と相なりました。その不足分といたしましては、同額を15年度から繰上充用金により補てん処理をいたしました次第でございます。

なお、平成14年度のみ単年度収支でございますが、4億7,846万7,398円の赤字でござ

いました。

続きまして、9ページから10ページの泉南市樽井財産区会計の決算でございます。

歳入決算額6億3,576万5,567円に対しまして歳入決算額が2,555万1,871円となり、歳入歳出差引残額6億1,021万3,696円は平成15年度へ繰り越しをいたしました。

次に、泉南市狐池財産区から同別所財産区会計までの12財産区会計の歳入歳出決算につきましては、11ページから34ページにお示しのとおりでございますので、まことに勝手ながら省略させていただきます。御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、特別会計の決算につきまして順次御説明をいたします。

35ページから36ページの泉南市交通災害共済事業特別会計でございます。

歳入決算額567万2,043円に対し歳出決算額565万4,080円でございます。その差引残額の1万7,963円は平成15年度へ繰り越しをいたしました。

次に、37ページから40ページにわたります泉南市国民健康保険事業特別会計につきまして、歳入歳出決算額は50億6,847万7,969円となり、一方歳出決算額は50億7,071万4,456円で、歳入歳出差引額において223万6,487円が不足いたしましたので、その額を15年度から繰上充用により処理をいたしました。

続いて、41ページから43ページの泉南市老人保健特別会計でございますが、歳入決算額49億4,935万3,202円に対し歳出決算額は49億3,950万7,190円となり、その歳入歳出差引残額984万6,012円は平成15年度へ繰り越しをいたしました。

次は、45ページから47ページの泉南市下水道事業特別会計でございますが、歳入決算額23億6,323万3,224円に対しまして歳出決算額は23億6,323万3,224円となり、歳入歳出が同額で実質収支はゼロでございました。

次に、泉南市汚水処理施設特別会計でございますが、49ページから50ページでございます。

歳入決算額4,322万6,074円に対し歳出決

算額は3,563万7,546円でしたので、その歳入歳出の差し引きの残額758万3,128円は平成15年度へ繰り越しました。

最後に、51ページから54ページの介護保険事業特別会計について申し上げます。

歳入決算額は21億2,399万237円に對しまして歳出決算額は21億305万1,638円でしたので、その歳入歳出差引残額2,093万8,599円は15年度へ繰り越しをいたしました。

ただいま御説明を簡単に申し上げましたが、以上でございますので、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） 白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） 議案第27号、平成14年度泉南市水道事業会計決算認定について簡単に御説明申し上げます。決算書につきましては、水道の分につきましては別冊になっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、決算書の25ページをお開き願います。業務概要につきましては御説明申し上げます。

給水人口につきましては6万4,375人でございました。給水戸数につきましては2万2,656戸でございます。総配水量でございますが、831万1,732立方メートルでございます。取水量につきましては839万3,190立方メートルになってございます。

恐れ入りますが、5ページをお開き願います。まず、収益的収入でございますが、第1款水道事業収益といたしまして、予算額合計が16億7,312万円となっておりますが、これに對しまして決算額が15億1,936万6,452円となっております。

次に、6ページでございますが、支出としまして、第1款水道事業費用としまして予算額が16億3,511万5,000円となっておりますが、これに對しまして決算額が15億8,932万7,247円となっております。

次に、会計事業の損益でございますが、9ページと10ページにかけて記載をいたしております。10ページの下から3行目でございますが、これ

が本年度の純損失額でございます、1億252万3,829円でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御認定いただきますようお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより会計決算認定21件に関し、一括質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成14年度各会計決算認定21件につきましては、11名の委員をもって構成する平成14年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって平成14年度泉南市各会計決算認定21件につきましては、11名の委員をもって構成する平成14年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

さらにお諮りいたします。ただいま設置されました平成14年度決算審査特別委員11名の選任につきましては、議長において指名することにしたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議長によって指名することに決しました。

これより指名いたします。

平成14年度決算審査特別委員会委員に、

- |     |        |
|-----|--------|
| 1番  | 井原正太郎君 |
| 3番  | 中尾広城君  |
| 6番  | 東重弘君   |
| 9番  | 谷外嗣君   |
| 10番 | 上山忠君   |
| 11番 | 松本雪美君  |
| 12番 | 北出寧啓君  |
| 13番 | 稲留照雄君  |
| 15番 | 堀口武視君  |
| 19番 | 和気豊君   |

22番 巴里英一君

の以上11名の諸君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました11名の諸君を平成14年度決算特別委員会委員に選任することに決しました。委員各位においてはよろしくお願ひ申し上げます。

次に、日程第34、議員提出議案第17号 泉南市議会……

ただいま午前0時となり、流会いたしました。

午前0時 流会（会期切れによる自然閉会）

（了）

署名議員

大阪府泉南市議会議長 成田政彦

大阪府泉南市議会議員 堀口武視

大阪府泉南市議会議員 島原正嗣